

平生町告示第72号

2019年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和元年11月29日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和元年12月11日
2 場 所 平生町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	松本 武士君
赤松 義生君	河藤 泰明君
岩本ひろ子さん	細田留美子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
村中 仁司君	中川 裕之君

○応招しなかった議員

2019年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和元年12月11日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和元年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第42号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第43号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第44号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第45号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第46号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第47号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第48号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第49号 平生町総合計画条例
- 日程第14 議案第50号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例
- 日程第16 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第53号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 日程第18 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第42号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第43号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

- 日程第8 議案第44号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算
 日程第9 議案第45号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
 日程第10 議案第46号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
 日程第11 議案第47号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
 日程第12 議案第48号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
 日程第13 議案第49号 平生町総合計画条例
 日程第14 議案第50号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 日程第15 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
 関係条例の整理に関する条例
 日程第16 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第17 議案第53号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例
 日程第18 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（12名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子さん	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 天艸裕太郎君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君	副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君	会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	羽山 敦紀君
地域振興課長 …………… 友田 隆君	町民福祉課長補佐 …… 岡本 治典君

税務課長 …………… 池田 真治君 健康保険課長 …………… 中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 高岡 浩行君 学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長 …………… 兼末 仁君

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、2019年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中村武央議員、中本敦子議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの10日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配布しております議会日誌、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果報告、議員派遣の報告、常任委員会の研修視察報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（中川 裕之君） 日程第4、これより平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指

名推薦にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

まず委員を指名いたします。山本幸弘氏、木谷巖氏、安村陽子氏、福光隆司氏。

次に、補充員を指名いたします。松葉美智子氏、舛田清貴氏、瀬尾純夫氏、福本浩之氏。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました委員及び補充員を当選人と定めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が委員及び補充員に当選されました。

お諮りいたします。この際、補充員につきましては、補充員の順位をくじによって定めておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順位はくじによって定めます。

くじは村中仁司議員にお願いし、くじの際の立会人は本日の署名議員であります中村武央議員、中本敦子議員にお願いいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。それでは3名の方、前の演壇にお願いいたします。

ただいまから、先ほど御指名いたしました順番でくじを引いていただきます。

まず松葉美智子氏。次に舛田清貴氏。次に瀬尾純夫氏。次に福本浩之氏。

以上でございます。

ありがとうございました。席にお戻りください。

くじの結果を発表いたします。

1番、瀬尾純夫氏。2番、松葉美智子氏。3番、舛田清貴氏。4番、福本浩之氏。以上の順位でございます。補充員の順位はただいま発表のとおり決定いたしました。

日程第5. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第5、行政報告を行います。町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員のみなさん、おはようございます。

1年の時が流れるのは早いもので、もう師走の12月上旬を過ぎ、私が昨年12月11日から町政のかじ取り役を担わせていただいて、ちょうど1年を迎えたところであります。

この1年間、議員の皆様には多大なるご協力を賜り、町政を運営することができましたことに對しまして、改めて心より感謝を申しあげたいと思います。

さて、今年は、8月には九州地方における長時間にわたる線状降水帯による集中豪雨災害、また、9月から10月にかけて発生した台風は、関東地方や甲信・東北地方までの広い範囲において記録的な大雨をもたらし、激甚災害に指定されるなど、まさに自然災害が猛威をふるった年でありました。

また、近年における異常気象の影響により、昨年に引き続き、今年の夏も猛暑となりました。この猛暑により、熱中症が多発するなど、生活環境への影響とともに、農作物の高騰など、日常生活への深刻な影響もあったところであります。

季節は巡り、ここにきて、朝晩の寒さも一段と厳しくなり、一気に季節は冬に向かって進んでいます。

今年を振り返りますと、7月から9月にかけては、大雨警報や台風の接近に伴い、本町においても警戒態勢を敷き、災害に備えて参りましたが、幸いにして豪雨や台風による人的な被害もなく、胸をなでおろしたところであります。

いかなる災害に對しましても、初動体制が大切であることから、今年度におきましても、11月1日には、職員を対象とした予告なしの抜き打ち参集訓練を実施しております。昨年より参集状況は向上しておりますが、今後におきましても、危機管理意識を常に持ちながら、災害対応に取り組んで参りたいと考えております。

そうした最中、2019年第7回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策に関わります国の動向や地方財政について、触れてみたいと思います。

我が国経済は、現状としては「景気は緩やかな回復基調にある」とされ、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。ただし、海外の経済動向や消費税引き上げ後の消費者マインドの動向などに留意する必要があるとされています。

12月5日に開催された経済財政諮問会議において、安倍総理は「海外経済を要因とする経済

の先行きリスクが視界に入りつつある」と対策の必要性を強調され、引き続き開催された臨時閣議において、3年ぶりとなる経済対策が決定されました。

事業規模の総額は26兆円で、このうち財政措置は13兆円と大型になっていますが、海外経済が落ち込む将来へのリスクの備えや、災害からの復旧・復興を後押しするためと言われていません。

経済対策の策定は、2016年8月以来約3年ぶりとなるもので、政府は、19年度補正予算案と20年度当初予算案を15カ月予算として、一体的に編成し、経済対策の費用をそれぞれに振り分けるとしています。

対策としては、氾濫危険性の高い河川の堤防強化や、大型台風に備えた市街地の無電柱化などによる防災機能の向上、米中貿易摩擦、日米貿易協定を踏まえた中小企業や農業の競争力引上げ、そして東京五輪・パラリンピック後の景気下支えの3本柱となっています。

こうした国の状況ではありますが、本町としては、去る10月15日、令和2年度の予算編成方針を示したところであります。

平成30年度の一般会計決算においては、財政の健全化を示す健全化判断比率である実質公債費比率は13.3%、将来負担比率については、155.1%といずれも早期健全化判断基準を下回っています。前年度と比較して、実質公債費比率は0.4%、将来負担比率は9.2%の減少となっております。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率においても、0.7%減少し91.5%となっております。

しかしながら、地方交付税などの依存財源に頼らなければならない状況にあり、国の動向に左右される不安定な状況であることを十分に認識する必要があります。

基金残高は、30年度末において約4億2,100万円であり、前年度末と比較して約4,100万円増加していますが、県内で最も低い残高水準は変わりありません。

景気不透明な状況による町税の確保、国勢調査人口の減少による普通交付税額の段階的な減少等によりまして、基金残高を維持することは非常に困難な状況となっておりますが、基金依存体質からの脱却をめざした町財政運営を進めていく必要があります。

なお、本町の具体的な予算編成にあたりましては、今後の国や県の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、国道188号柳井・平生バイパスについてご報告申し上げます。

国から示された道路計画案の説明会が9月12日及び14日に柳井市、平生町それぞれの会場で開催され、約150名の参加者がありました。

この説明会においては、国から最新の道路技術基準などに基づき、適合を図るため幅員の見直し等を行い、道路計画案を作成したこと、また、県からは現段階の道路計画案から都市計画決定

までの手続きの流れについての説明が行われました。

説明会では、道路構造について、大雨による河川からの浸水対策について、今後の具体的なスケジュールについてなど多くの質疑がありました。国の担当者より機能面の詳細については段階的に対応していくとの回答もあり、さらなる合意形成が図れたと感じております。

次に都市計画変更素案の説明会を10月26日に開催いたしました。

素案の説明会では、県から、平生都市計画道路「国道188号線平生バイパス」については、国が作成した道路計画案に沿って計画を変更したとの説明を行い、町からは、平生都市計画道路「平生横幹線」については、国道の幅員減少に伴い、国道に接続する部分の延長が伸びるため計画を変更していくとの説明を行いました。

質疑としては、計画変更に係る意見はありませんでしたが、要望として地元の状況と改善の要望があったところです。

今後の予定につきましては、年明け1月には都市計画案を確定させるとともに、2月4日の平生町都市計画審議会において報告し、3月末の都市計画変更にむけて進めていくこととなります。

引続き、国・県・柳井市と連携を図り、国の新規事業採択、事業化に向け、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、ひらお産業まつりについてご報告申し上げます。

11月16日に行われた第8回目となる今回の産業まつりは、サブタイトルを「チャオひらお」とし、本町の進めているイタリアーノひらお構想に呼応する形で開催をさせていただきました。会場は体育館周辺、特産品センター周辺、漁協周辺、阿多田交流館周辺にそれぞれイタリアの地名をあしらったブース名をつけ、町内4箇所で開催し、スタンプラリー方式で平生町を縦断してのイベントとなりました。当日は約5,000人の人手で各会場ともに賑わったと感じております。

また、今年は阿多田交流館周辺ではイタリアーノひらおフェスタ、体育館では企業紹介フェアを同時開催することとあわせ、飲食にはキャッシュレス化の普及促進のための割引セールを行いました。これについては、364件の利用があり、キャッシュレスの普及促進と同時にまつりの盛り上げにも寄与したと感じております。

好天にも恵まれ、住民に楽しんでもらえるイベント、またイタリアーノひらおを内外にアピールできたイベントであったと感じているところであります。

次に、山口県率先避難モデル事業について、ご報告申し上げます。

11月30日、率先避難モデル事業が、田布路木自治会をモデルケースとして、宇佐木ふれあいの館において、地域の住民40人以上が参加して行われました。

この事業は、今年の7月豪雨の教訓をもとに、県が19市町との連携により、住民の自発的な避難行動を推進し、災害時における「逃げ遅れゼロ」の実現に向けて取り組みを行うものであり

ます。

当日は、山口県の職員による趣旨説明の後、県防災士会のメンバーにより、避難に関する情報の収集方法や、地域の災害リスクの再確認、呼びかけ避難や率先避難のための体制づくり、避難をけん引する地域防災リーダーの設定とともに、地域における継続的な避難訓練の必要性などが具体的に説明されました。

また、下関地方気象台の職員により、土砂災害情報、大雨警報による浸水害の危険度分布、そして洪水警報の危険度分布などが紹介され、気象台が提供する情報の入手方法等についても説明がありました。

今後におきましては、このモデル事業を活用して、「逃げ遅れゼロ」に向けた取り組みを町内全体に広げていければと考えているところであります。

以上で行政報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、9月定例会以降の教育行政につきまして、進捗状況や経過について御報告を申しあげます。

まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成して議会に提出するとともに公表しなければならないこととなっておりますことから、今年度も平成30年度に取り組みしました主要11事業を対象に点検、評価を行ったところでございます。この結果につきましては、12月定例会最終日の全員協議会において御報告をすべく、準備を進めているところでございます。

続きまして、社会教育関連の秋の行事について御報告申しあげます。10月9日に平生町音楽鑑賞会が開催されました。今回は、弦楽四重奏団ビーネンカルテットの皆さんをお迎えいたしまして、バイオリン、ビオラ、チェロの弦楽四重奏を披露いただきました。弦楽が持つ魅力と高い技術力による幅広い演奏を聴くことができました。

10月19日には平生図書館まつりが開催され、本のリサイクルコーナーや平生町おはなし会による絵本の紹介、読み聞かせ、平生町郷土かるた大会、そして今回はイタリアーナひらお展示コーナーとしてイタリアに関する本の展示を行いました。

翌20日には平生町ファミリースポーツレクリエーション大会が開催され、秋晴れのもと、多くの町民がむかひで競争やパン食い競争などを楽しみ、交流を深めた一日でありました。

11月2日、3日は秋の文化行事であります総合文化展、ふれあいコンサート、町民音楽祭が好天のもと開催されました。2日間を通じて展示作品や舞台での演奏、演技に魅了されるなど、多くの方が来場され、秋の文化行事を満喫されたことと思います。

11月9日には青少年健全育成推進大会が開催されました。少年の主張では、自分の体験や考えを発表する姿に感銘を受けたところがございます。今後におきましても、次代を担う子供たちの誇りと使命の自覚とともに、青少年の健全な育成を図ってまいりたいと思っております。

翌10日には平生町駅伝競走大会が開催されました。小学生、中学正一般、合計38チームが一本のたすきをつないだところがございます。平生小、佐賀小チーム、中学生では部活チーム、一般では職域や地域で構成するチームの参加がありました。また、沿道では多くの応援の方が大いに盛り上がった大会であったと思っております。

以上、申しあげました各種行事につきましては、関係団体や多くの町民の皆さんに支えられての開催行事であります。そして、さまざまな課題を抱えている現状もでございます。これからの行事のあり方等につきましては、関係団体等と協議をしてみたいと考えておるところでございます。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わらせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 議案第49号

日程第14. 議案第50号

日程第15. 議案第51号

日程第16. 議案第52号

日程第17. 議案第53号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算から日程第17、議案第53号平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例までの件を一括議題といたします。町長に、提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、ご提案をいたします、予算7件、条例5件の議案につきまして、順を追って説明を申しあげます。

議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算であります。

今回の補正額は4,214万8,000円を追加いたしまして、予算総額は51億7,

169万6,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費、退職手当などの人件費につきましては、本年4月の人事異動や県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、補正をいたすものであり、それぞれの費目において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略させていただきます。

それでは、歳出の主なものを、費目順にご説明申し上げます。

歳出につきましては13ページからであります。

一般管理費では、報酬につきましては、日額単価の変更により宿日直代行の報酬を増額補正するものであります。時間外勤務手当につきましては、台風などによる大雨警報等の発令に伴う出務に要した経費を計上いたしております。賃金につきましては、佐賀出張所に事務補助員を配置する所要額を計上いたしております。

14ページの情報通信費では、社会保障・税番号制度におきまして母子保健法による健康診査に関する情報のシステム改修を行う必要があり、委託料に所要額を計上いたしております。

財産管理費では、補助金につきましては、町有地等に存在する共同墓地が自然災害により被害を受けた際の復旧工事に要する経費に対して、町から財政支援を行うものであります。また、今後の財政需要に対応するため財政基金への積立金を計上いたしております。

15ページの地域振興費では、8月に東京で開催をいたしました、ひらおファンクラブ交流会に要する経費を当初、報償費に計上いたしておりましたが、精算にあたり、需用費の消耗品費などへ所要の額を計上いたすものであります。

地域交流センター運営費では、9月の台風により被害を受けた大野地域交流センター等の補修に要する経費や施設整備に要する経費を計上いたしております。

17ページから18ページにかけての参議院議員選挙費では、精算に伴い補正いたすものであります。

18ページから19ページにかけての統計調査総務費では、事業費の確定見込みにより補正いたすものであります。

20ページの社会福祉総務費では、成年後見制度利用促進基本計画を策定するにあたり、委員出務に要する経費を報償費に計上いたしております。

また、繰出金につきましては、主に保険基盤安定事業費等の確定により国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を補正いたすものであります。

老人福祉総務費では、新市・裏町地区老人憩の家におきまして施設の補修に要する経費を修繕料に計上いたしております。扶助費では、寿海苑への措置入所に要する経費を計上いたしております。また、繰出金につきましては介護保険事業勘定特別会計へ繰出す所要額を計上いたしております。

21ページの福祉医療対策費では、繰出金につきまして後期高齢者医療事業特別会計における人件費分を計上いたしております。

障害者福祉費では、主に就学前障害児発達支援の無償化に伴い、システムを改修する所要の経費を委託料に計上いたしております。また、補助金につきましては、成年後見制度の利用にあたり必要となる費用に対して財政支援を行うものであります。

22ページの保育所運営費では、佐賀保育園の施設補修に要する経費を修繕料に計上いたしております。また、負担金につきまして子ども・子育て支援事業として幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、町内に存在する2つの認可外保育施設に対する所要額を計上いたしております。

中央児童館運営費では、施設の補修に要する経費を計上いたしております。

23ページの母子衛生費では、平生小学校で実施しております幼児ことばの教室におきまして、利用者の増加見込みに伴い、実施日を増やす必要が生じたため所要額を賃金、旅費に計上いたしております。また、乳児等の各健康診査事業におきまして当初の見込みから利用者が増加しており、所要額を補正いたすものであります。

健康づくり推進事業費では、事業の見込みにより減額補正いたすものであります。

24ページの環境保全費では、空家等対策審議会を追加で開催するため報酬を増額補正いたすものであります。

農業委員会費では、全国農業会議所が運営しております農地情報公開システムと住民基本台帳及び固定資産台帳データを突合せさせるために必要となるシステム改修費を委託料に計上いたしております。

25ページの土地改良事業費では、農免農道の排水の流末水路に不具合が生じており、洪水等災害防止機能の維持を図るため国土保全対策事業として県が事業を進めるにあたり町の事業費負担額を負担金に計上いたしております。

26ページから27ページにかけての漁港建設事業費では、水産物供給基盤機能保全事業につきましては、事業費の確定により減額補正いたすものであります。

また、繰出金につきましては、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴い増額補正いたすものであります。

28ページの道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金を活用して橋梁の補修工事を行うための実施設計業務として橋梁詳細調査設計業務費を委託料に、また町道曾根大野南線の舗装補修工事を延伸して行う所要額を工事請負費にそれぞれ計上いたすものであります。

29ページの河川維持改良費では、県事業であります大内川総合流域防災事業の共栄橋改築工事が工法において地元調整に時間を要することから今年度の工事発注を見合わせて事業費を見直すこととなり、減額補正いたすものであります。

事業費の見直しにより減額となる社会資本整備総合交付金を先ほど説明させていただきました

橋梁詳細調査設計業務委託料に振り替えて充当いたすものであります。

30ページの下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い減額補正いたすものであります。

30ページから31ページにかけての事務局費では、子ども・子育て支援事業として幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、国から追加の補助金が交付される見込みであり、所要の事務費として既存の予算への充当を行うとともに新たに需用費、備品購入費にそれぞれ増額補正をいたすものであります。

31ページの小学校費学校管理費では、平生小学校のプール施設の維持補修に要する経費を計上いたしております。

32ページの中学校費給食費では、給食用の備品として冷蔵庫の購入に要する経費を計上いたしております。

幼稚園費では、幼児教育・保育の無償化に伴う事務費として既存の予算への充当を行うとともに教諭補助の賃金を増額補正いたすものであります。

33ページの図書館費では、賃金につきましては、事務補助員と副館長の配置換えに伴い増額あるいは減額補正いたすものであり、備品購入費につきましては特定寄附金の活用により図書を購入いたすものであります。

34ページの保健体育施設費では、最低賃金単価が改定されたことに伴い、施設管理人の賃金を補正いたすものであります。

渡船事業費では、共同運航事業における県補助金の確定に伴い減額補正をいたすものであります。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからでございます。

個人町民税につきましては、当初予算見込額より給与所得等が増加しており、現年課税分を増額補正いたすものであります。

固定資産税では、主に償却資産の新規設備などにより、現年課税分を増額補正いたすものであります。

11ページにかけての負担金、国庫支出金や県支出金につきましては、歳出でご説明しました各事業の特定財源ではありますが、確定や見込みにより増額又は減額をいたすものであります。

11ページの雑入につきましては、台風により被害を受けた大野、尾国の地域交流センター及び分館において建物の保険が適用されることから公有建物災害共済金を計上いたしております。また、佐賀保育園におきまして幼児教育・保育の無償化は実施されておりますが、給食費は無償化の対象外であり、自己負担額を計上いたしております。

12ページの町債では、農業債、水産業債、道路橋梁債、河川債におきまして、対象事業費の

増額又は減額により起債発行額をそれぞれ増額又は減額補正いたすものであります。

なお、35ページから39ページに給与費明細書を、40ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

また、人件費を計上いたしております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参考に供していただきたいと存じます。

以上で、議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第43号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、ご説明申しあげます。

今回の補正額は、392万7,000円を追加いたしまして、予算総額は16億3,237万5,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページであります。

総務管理費の一般管理費では、人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより、人件費を減額又は増額補正いたすものであります。

予備費は、今後の保険給付費の増額や運営費の増額に対応するために増額いたすものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入でございますが、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金は人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより減額補正いたすものであり、保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金は国や県の補助金などの確定により増額又は減額いたすものであります。

続きまして、議案第44号平生町下水道事業特別会計補正予算について、ご説明申しあげます。

今回の補正額は147万5,000円を減額いたしまして、予算総額は、7億720万円となるものであります。

歳出につきましては、7ページであります。

下水道管理費は、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより増額補正をいたすものであります。下水道整備費は、人事異動と県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより減額又は増額補正をいたすものであります。

6ページの歳入にありますように一般会計からの繰入金により対応いたすものであります。

続きまして、議案第45号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてご説明申しあげます。

今回の補正額は30万9,000円を増額いたしまして、予算総額は1億1,942万4,000円となるものでございます。

今回の補正につきましては、無線局の再免許に要する経費を計上いたすほか、公共ます設置に要する経費を計上いたしております。また、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うこ

とにより増額補正をいたすものであり、一般会計からの繰入金により対応いたすものであります。

議案第46号熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算、第47号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算、議案第48号平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の各補正予算につきましては、県人事委員会の勧告を受けまして給与改定を行うことにより増額補正いたすものであり、他会計又は一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

議案第49号平生町総合計画条例についてご説明申し上げます。

地方自治法に規定されておりました総合計画基本構想の議会議決規定が平成23年に削除されたことに伴い、基本構想の法的な策定義務がなくなったところでございます。しかし、総合計画は、町の将来の目標達成のための施策をとりまとめた重要な計画であることから、本条例を制定し、同計画を策定することとするものであります。

主な内容といたしましては、基本構想、実行計画及び総合戦略からなる総合計画を町の最上位の計画として策定するものとし、基本構想を策定し、変更しようとするときは議会の議決を経ることとするものであります。

施行日につきましては、公布の日といたします。なお、本条例に総合計画審議会に関する規定を設けましたことにより、本条例の施行に伴い、平生町総合計画審議会設置条例は廃止いたします。

続きまして、議案第50号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する施行等に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

主な改正の内容といたしましては、印鑑の登録を受けることができないとされていた成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、権利の制限に係る措置について適正化を図るものであります。

施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第51号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、関係する条例をまとめて整理条例により改正するものであります。

主な改正の内容といたしましては、会計年度任用職員の適用等について規定いたすものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

続きまして、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説

明申しあげます。

本条例につきましては、本年度の山口県人事委員会勧告に基づき関係条文を改正いたすものでございます。

改正の内容といたしましては、月例給の水準を平均して0.1%引き上げるものに加えまして、勤勉手当については、年間の支給月数を現行の1.8月分から0.1月分加算し、1.9月分へと引き上げをいたすものであります。

本年度における4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるように4月から増額とし、12月にその差額を支給する予定であります。

施行日につきましては、公布の日からとした上で、適用は平成31年4月1日からいたします。

続きまして、議案第53号平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例についてご説明申しあげます。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、所要の措置を講ずるため、本条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日といたします。

以上をもちまして、本日ご提案申しあげております議案の予算7件、条例5件につきましてはの提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方のご質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第18. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第18、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。

ここで暫時休憩します。再開を10時といたします。

午前9時51分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました第五次平生町総合計画について質問いたします。

この総合計画については、先ほど町長の説明がありましたように、今回の議会において議案第49号で条例の提出があります。これまでの流れで、仮称として第五次総合計画として質問させていただきます。

この条例は以前の条例と違って、まち・ひと・しごと創生総合計画が含まれていること、審議会の設置についても書かれていることです。今回の49号の条例の話ですけど。スマートな条例となっていることは評価できると思います。

この計画は、町の今後10年間の指針となる重要な計画です。先ほど町長が行政報告で話されたように、ちょうど丸1年たっているわけです。この1年で平生町の町のあり方を分析され、これからの町のあるべき姿を考えてこられたと思います。その考えを具体的かなえるための計画策定でもあります。

これまで役場内での会議やアンケート調査をされてきました。計画策定に向けて、これまでとこれからのスケジュールをまずお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 細田議員にご答弁いたします。

私は、まず、この1年の振り返りにつきまして、ご指摘いただきました点につきまして申し上げます。

私が町長に就任以来、1年が経過をいたしました。財政状況や若者の流出による人口減少、少子高齢化、頻発する自然災害、有害鳥獣対策、老朽化の著しい公共施設の道路、公共下水道などのインフラ資産、危険空き家の増加等、本町を取り巻く環境は大変厳しいものがあると実感しているところでございます。

これらの難局を乗り切っていくためには、町民の皆様、議会の皆様と一体となって、自然、文化、歴史などの地域の資源や協働のまちづくりなどで培ってきた地域活動、地域の人材を最大限に引き出し、魅力あるまちづくりに取り組んでいく必要があると考えております。

次期総合計画におきましても、全ての世代が安全・安心に暮らすことができる町を目指すとともに、町を活性化するため、地域防災力の強化、財政の健全化、人口減少に歯どめをかけ、特に若者、子育て世代の定住策と地方創生や協働のまちづくりを推進し、実効性のある施策展開を推進していくことが不可欠であるというふうに考えております。

未来の姿につきまして、国、県の動向など外部環境を分析し、第四次総合計画の後期基本計画の取り組みの振り返り、評価を行い、本町が抱えるさまざまな課題をしっかりと認識した上で、

町民の皆さんと共有できる未来の姿を描いてまいりたいと考えているところでございます。

スケジュールにつきましては、既にまちづくりアンケートは実施したところでございますが、今後はまちづくり懇親会の開催などにより住民の参画、成人式出席者へウェブアンケート調査、小中高校へ出向いていく出前講座の実施、総合計画審議会の開催など、次世代を担う若者、学生から高齢者まで、さまざまな世代の皆様の声を総合計画に反映していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 厳しい状況を乗り切るために、住民と一体となってまちづくりに取り組んでいく必要がある。安心・安全な町をつかっていこうというお話がございました。そのために住民の参画が必要、学生たちの出前講座、学生たちに向けての出前講座も考えているというお話でした。

確かに前山田町長は、住民との協働を前面に掲げて町政を担ってこられました。浅本町長には、それを一歩進めていただき、住民主権のまちづくりを目標に頑張っていただきたいと思います。みんながまちづくりを自分事として考えてくれたら、本当に住みやすい平生町、住みやすい町ナンバーワンになると思います。

これは大きな課題ですが、このことを進めるチャンスが総合計画の策定過程にあります。総合計画は住民の未来を決める最上位の計画です。当事者である住民が納得できる計画でなければなりません。

今、いろんな取り組みをするというふうなお答えがございました。例えば懇談会にしても、やり方一つで住民の参画意識が随分向上してきます。

この質問のために先進事例をしっかりと調べましたところ、山形県の酒田市の例なんですけれど、多くの市民にまちづくりに参画しているという実感を持ってもらうために、未来会議を開催しています。何と毎回100人近くの参加があったようです。特筆すべきは、その中に四、五十人の学生が含まれているということです。

先ほどの出前講座もいいのですけれど、教育長のさっきお話がございましたけれど、健全育成大会です。少年の主張ですばらしい発表があります。そういった機会に彼、彼女たちと町政について意見交換をする場をつくり、まちづくりに生かされたらどんなに若い心に響くことでしょうか。

また、ダイレクトに子供議会の取り組みもいいと思います。1回だけの単発ではなく、毎年の恒例事業とすることで、ふるさとへの愛着が育つことだと思います。

出前講座もいいのですけれど、そういった一歩進んだ、お互いにつくっていった見える化、自分たちの意見の見える化ができれば、学生たち、子供たちもとてもふるさとへ対する愛着が育まれていくと思います。

また、住民の皆さんもこれに参加することで、まちづくりを自分事に考えるきっかけ、一つの大きなきっかけにできたらと思いますので、懇親会、懇談会も、例えばみんな少人数ずつでグループをつくって、ファシリテーターの導きのもとに、いろんなジャンルの意見を出し合うとかいった、そういったやり方、住民に説明する。今まで、10年前もそうだったんですけど、ただ説明するのでは、皆さん、なかなか手も挙がらないし、参加した、参画した意識も持てません。

10年前に1カ所だけ、そういったグループワーク的なところがあったように聞いております。そういった皆さんに参加して、この10年の計画を私たちが立てたのよ、だから、私たちは協力するわというような流れをつくる。そういった方策は考えておられますか、お伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 確かに先生おっしゃるとおり、住民のニーズの多様化とか、行政運営の重要性などの高まりから、住民意見を計画に反映させることは、最も重要な課題だというふうに思っております。

現時点では、先ほど申しあげましたとおり、まちづくり懇談会やワークショップ、総合計画審議会への公募委員の参画など、計画策定の各段階で町民参画の機会を設けることといたしております。

また、先ほども申しあげました成人式出席者などにウェブアンケート調査、平生町の将来像、今後のまちづくりについて、小学生による絵のコンクールや中学生による作文コンクール等を実施して、町内の子供たちがまちづくりについて考える機会をつくっていこうというふうにも考えております。

また、各地域団体、小中高の児童生徒などを対象に出前講座、先ほども申しあげました、実施し、これからの総合計画のあり方や平生町の未来について等、意見交換をしていく場を設けようというふうに思っておりますし、広報や町公式ホームページ、フェイスブックを活用し、町民に対する情報提供を行うとともに、メールでの意見投稿を呼びかけるなど、双方向での意見交換をしていきたいなというふうにも考えております。

また、学識経験者、公共的団体等の代表者、公募委員で構成する総合計画審議会を開催し、分科会形式によって議論を深めていくということも考えております。また、計画策定の各段階で、計画策定状況について議会に報告し、意見をいただくということも考えております。

議員おっしゃるとおり、みんなで作ったものでないと、みんなも本気にならない。これは世の常、何事もそうであります。みんなで作ったものだから、みんなで守る、これをやっていくという、こういう情勢をつくっていかないといけないなというふうに私も思っています。いかに意見を、町民の皆様の意見を聞くかということが必要かというふうに思っていますし、今、町長と語る会というのを毎月1回やっております。こちらでもいろんな政策のご意見をいただいております。これも今後の総合計画の中にも入れていければいいなというふうに思っております。

また、子供議会の話もございました。調べてみたんですが、上関町が今年でしたか、初めて中学2年生を対象に、2月に開催されたというふうに聞いております。今年初めてじゃないみたいです。昨年度から実施されているみたいです。10人ぐらい、昨年度は10人参加されたというふうに聞いております。

私どもといたしましても、そういう子供議会というのも、結構議会を知っていただく、行政を知っていただくという意味において、これは結構必要なことかというふうに私も思っておりますので、今後どのような形でできるかを含めまして、検討させていただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 住民主権のまちづくりを考えていただいているようで安心いたしました。そのやり方として、いろんなやり方があると思いますので、しっかり調査研究していただきたいことをお願いしたいと思います。

また、酒田市の話をしたんですけれど、これ未来会議の中に子供たちが、学生が中学生、高校生、大学生四、五十人なんですけれど、入っています。大人の真摯な意見を聞くことで、子供たちも大きく成長していくと聞いております。

ですから、そういった大人にまじって町の未来を考えていく、そういった機会も子供たちに与えることができれば、より一層いい審議になると思います。総合計画、ここ10年間の平生町の未来のあり方を問うための計画ができ上がると思いますので、しっかり住民の意見、双方向の、先ほど双方向とおっしゃいましたが、双方向の意見が聞けるような形で取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問に入ります。そのことをお願いして、次の質問に入ります。それでは2番目のふるさと納税について質問いたします。

平生町の税収は、人口減少と高齢化、そして企業数も少なく、売上高も少ない企業が多いことから、年々減少傾向にあります。

そうした中、ふるさと納税は町の重要な自主財源となり、地場産業の振興にとっても欠かせないものとなっています。納税額も初年度は15件で117万円だったものが、10年後には1,624件で4,438万円ということで伸びております。昨年2018年度には1,968件で4,870万円となっています。

2017年の3月議会で河内山議員から1億円を目指してほしいという提案がありました。それも夢でないということで、この10月には総務厚生常任委員会で視察研修に行ったところでした。

そこで、まず平生町にとってのふるさと納税の位置づけと、これからの取り組みについて質問いたします。私の次に、同様の質問が岩本議員からあると思いますので、ざっくりとした大筋で

お答え願います。

次に、ふるさと納税については、これまでもたくさんの一般質問がされています。浅本町長になってからも2回ぐらいあると思います。その中でちょうど1年前に中川議員が、今の議長さんが質問された中のお答えに、本町の取り組みに共感して寄附してもらえるように誘導していきたい旨の答弁をされています。これについては、その後、どのような形にされ、結果はどうであったかを質問いたします。

以上、ふるさと納税の位置づけと取り組み、そして共感が寄附に結びつくような取り組みについて質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

ふるさと納税でございますが、皆さん、十分ご承知だと思いますけども、これが生まれたのは基本的に地方で生まれた子供たちが都会に行って働きに行く。要するに税金は結局働いたところに支払いをされているという状況で、ふるさとの、子供のときに本当にお世話になったのはふるさとであると、ふるさとの町だということで、税金を何らかの形でふるさとへ恩返しをしたいという、田舎から出られて都会に行っている方がそう思われる気持ちをこういう形で、ふるさと納税という形で恩返しをするという制度として生まれたというふうに認識をしております。

ただそういう発想だけでということで、私どもといたしましても、初めはそういう返礼品についてはやってなかったんです、始めたころは。金額も少なかったというのもございますが、ということで、これできたのが第一次安倍政権時の平成20年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律でスタートしたということでございますが、先ほど申しあげました制度が、自分の生まれたふるさとだけでなく、住民の応援したい自治体に対して寄附を行うことができるというふうになっておりまして、寄附金の2,000円を超える部分については、これ限度額がございまして、所得税と住民税が控除される仕組みということになっておりまして、寄附を受ける自治体にとりましては、新たな財源が確保できることになりまして、寄附者にとっては特定の自治体を応援できる満足感とともに税の控除が受けられ、自治体及び寄附者双方ともメリットが生まれるという制度になっていると認識しております。

先ほども申しあげましたとおり、ふるさと納税につきましては、制度開始は寄附への返礼品の送付を行っておりませんでした。若者を中心とした転出超過による人口減少や長引く地域経済の低迷に伴い、税収の減少など厳しい行財政状況を踏まえ、自主財源の確保と地域経済の活性化を目的に、27年4月から寄附者に対して返礼品を送付するふるさと納税促進事業を開始し、取り組みを強化したことで、事業開始から寄附件数、寄附金ともに順調に増加し、本事業の目的であります自主財源の確保に一定の効果があったものと思っております。

基本的に先ほど、このふるさと納税は確かに魅力ある町にということなんですけども、それだ

けではなくて、例えば今年なんかは多分うちは少ないと思います。というのがパイは決まっています。その中でどこに上げるかというまで自分たちで選択したんですが、今、沖縄県がすごいたくさん寄附があるそうです。もちろん返礼品なしです。災害が起きて、そこに何とか役に立ってほしいという気持ち、先ほど私が申しました、一番初めに、ふるさとに恩返しをしたい、これと似ていると思うんです。

結局、災害があった団体に早く復旧・復興してほしいという気持ちで寄附をすると。私はこれ純粋なものであって、いかにいいものを贈りますから寄附金してくださいというの、これは基本的に私は考え方からして間違っていると、私は思っています。皆さん、どう思うかわかりませんが、

ただそうはいっても地方公共団体、皆さん、それぞれ税金も多く、多いところもありますが、少ないところもあると思うんで、それは考え方、うちも少しでも欲しいというのは一緒です。ただ先ほども言いましたように豪華な、そういう返礼品をもって寄附をしてほしいという考え方は、ちょっと違うのかなと私は思っております。

初めに、私が前に答えたとおり、魅力があって、この町をぜひ何とかして、その政策をやってほしいとか、ぜひともそれに協力したいという気持ちを持ってもらって、寄附をしていただくという形をとっていきなというふうには思っております。

今年度、特に新庁舎の建設には、ご承知のとおり、多額の費用が必要であるというのはご承知のとおりと思いますが、新庁舎建設のための費用に活用させていただくため寄附を募りまして、12月5日現在では12件、85万円の寄附をいただいているところでございます。

多額になる、私どもの庁舎というのは、こんなに古くて大変なんですという、新しい庁舎つくってほしいなという方が、そうやって心を持って寄附をしていただいたなっていうことで、私も大変うれしく思っていますし、そういう気持ちを大切にしたいなというふうに思っています。

したがって、今後はイタリアーノひらお、今一生懸命やっています。この事業にぜひとも一緒に協力したい、一緒につくり上げたい、そういう方たちの寄附を募って、それが本当たくさん来ることになれば、これはイタリアーノひらお事業を全国の、全国のといえますか、寄附していただいた方からその事業をやれという、激励というふうに思いますので、これも含めて今後いろんな、もちろんイタリアーノひらおだけじゃなくて、いろんな施策を、こういう施策をやりますということを打ち出しながら、地元の産品ももちろん出して、いろんな特産品も出して、先ほど言いましたように、豪華なものを見返りじゃなくて、うちの町の魅力はこうですというものを出して、うちの特産品に、この特産品はいいなと思ってもらって寄附をしていただく。このような形で今後やっていきなというふうに思っておりますので、皆様方におかれましても、ひとつご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今町長が切々とおっしゃったように、まず町への気持ちありき、もともとそういった形で総務省も始められて、最初の何年間かは礼状一本で済ませてきたという経緯がございます。マスコミも悪いんでしょうけど、随分返礼品競争が勃発しまして、すごいことになったので、総務省のほうも慌てて、30%までとかいう規則をつくられたことと思います。

気持ち、もちろん一番大事にしたいところなんですけれど、そうはいつでもお金も欲しい。特に自主財源としての大きな可能性を持っているふるさと納税については、これからも努力していただきたいと思っております。

せっかくこの前、研修に行ったので、この研修の成果をお伝えしたいと思っております。まず香美町に行きました。香美町は兵庫県の北部で日本海に面していて、人口1万7,000人余りの町です。2018年度のふるさと納税寄附額は1億3,500万円余りです。特色としてはカニなどの海産物と但馬牛などの返礼品を、2017年度に公募により18種類から84種類に増加しています。そのことと2018年度に戦略として、首都圏の富裕層をターゲットに松葉ガニなどPRしたことで、初の1億円を超えております。

本末転倒なやり方かもしれませんが、町の平生町の経済も潤いますし、そういった物品も売れて地域経済の発展にもなりますので、そのあたりのことを考えて、しっかり首都圏の富裕層をターゲットにされたんだと思います。

次に、市川町に行きました。市川は同じく兵庫県の中央部にあり、人口1万2,000人余りの町です。同じく2018年度に2億5,000万円の寄附を受けています。ゴルフアイアン発祥の地として、これも返礼品に使い、ポータルサイトの「さとふる」をゴルフアイアン専用のサイトとしています。

ここは戦略として、都道府県別申し込み状況を分析して、大阪の地下鉄に1年間ほど広告を出しています。費用は80万円かかりましたが、効果はあったとのことでした。また、マスコミの活用としてダーツの旅が当たったときに、盛大にこの町のPRをしたとのことでした。

平生町も寄附をしたくなる誘導策として、先ほど気持ちの部分をおっしゃいまして、あとイタリアーノひらお計画も、イタリアーノひらお構想もそれに役立てたいとおっしゃっていました。

その件で事業を指定してもらって寄附を募るということだと思んですけど、その中に例えば次世代の教育と子育て事業なら、これを町のホームページにリンクしてもらって、この事業に賛同して寄附したいなっていう方に、ホームページのほうに入ってもらって、例えば佐賀小学校の取り組みやら、読み聞かせ、これは大きく国のほうからも評価されていますし、朝のあいさつ運動、住民による朝のあいさつ運動など、具体的かつ魅力ある取り組みをホームページで見ただけのように、それによって平生町を理解を深めてもらって、寄附していきたいなっていうふうに思っていたらいいようなホームページもつくっていただきたいと思っております。

ホームページのほうからこちらのふるさと納税のほうへ飛ぶことはできるようですけれど、ふるさと納税の中から町のそういったホームページのほうへ飛ぶようになっているのかどうか。そのあたりを双方向にしてもらって、イタリアーノひらお構想も大いに活用しながら、そういった思いをお金に、金額に、寄附に変えていただけたらと思います。

平生町としての戦略を持ってやっていただきたいという思いはまだあるんですけど、気持ちの部分もそうなんですけれど、ぜひ平生町がよりみんなが、平生町はこんなに寄附金を集めるぐらい魅力的な町なんだ、そういった再認識、住民の皆様には、今4,000万円以上のそういった取り組みの成果があるんだよというのは知っていらっしゃらない方も多いと思いますので、そのあたりも含めて積極的に運用していく戦略はお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、町が行っている事業とか取り組みについて共鳴をいただいて寄附をいただくというのが、あるべき姿かなというふうには思っています。返礼品につられてというんじゃなくて、それも魅力の一つだと思います。返礼品も先ほど申しあげましたとおり、地場産業の活性化につながりますし、地場産業の中でもいろんな新たな地場の商品を開発していただくことにも役立つと思いますし、これは必要だろうというふうに思っています。

ただそうはいっても、精神的な話にまたなるんですけども、寄附したい、この町に協力したい、この町に共感を持ったと言えるような施策を通じて発信できるか、この魅力を発信できるかというのが一つの本当大きな課題ですし、実際になかなかできてないというのも実情でございます。

先ほど例えばそういうポータルサイト、ふるさと納税をやっているポータルサイトの会社から、多分行けるんじゃないかと思いますが、各団体のホームページに。それは調べさせていただきます。

結局おっしゃるとおり、平生町はどういう町でどうなのかというのはわかんないっていう方が多いし、実際に寄附された方のコメントの中で、このたび初めて平生町という町があることを知りましたというようなコメントもあります。それは結局いろんな返礼品を見ながら、見て寄附された方だろうと思いますけども、そうやって平生町をわかってもらうということも、本当一つの大切なものだろうと思っていますし、今後平生町とかかわり合っていきたいみたいなコメントもございます。それは一人のファンが増えたなというふうに、私はいつも見ながら、ありがたいなと思っています。

こういうことを増やしていかないといけないので、周知をいかにやるか。ああいうポータルサイトだけでなく、さっき申されたとおり、そういう魅力あるものになるような施策も含めて、これをPRしていける場をいろんな形で考えていかんといかん。私はいつも言っているんですが、平生町はそういう宣伝とか、そういうアピール、これが私は非常に上手でないというか、うまく

ないというか、下手くそ、こんなこと言っているのか、そういうふうに思っていて、ある会議のときには必ず言うんですね。せっかくだからこれはものなんだから、ちゃんとアピールしているのかねっていう話で、いつも言っているんですけども、そういう形でやって、今回の産業まつりにおいても、ああやってNHKさんが取り上げていただいたおかげで、県内でも結構知られるようになったし、私、いつも言うんですが、この間、県庁に行ったときには、五、六人の女性の方が山口県の地図を見ながら、ここがイタリアーノなんですよなんていうのを聞いたときには、思わずうれしくなったんですけども、そういう形でアピールを、私どもの政策のアピールを、またこの町のアピールをやっていくことが肝要であるというふうに思っていますし、それがまたふるさと納税にもつながっていくものというふうに思っていますので、これから一生懸命PRをやりたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） ふるさと納税については、確固たる信念が町長のほうにおありのようです。先ほど言いました、2つ行った視察先もそうなんですけれど、この財源がなかったら新しい事業はできないと、2つの町はおっしゃっていました。この財源を使って、より平生町が魅力的な町にブラッシュアップされるような使い方をするためにも、私はもっと財源が、本当1億円ぐらい欲しい。その2つの町は大して平生と変わらないと私は思っておりますけれど、1億円、2億円という寄附を集めてらっしゃる。それだけその町に魅力を感じている人がいる。その町の返礼品に魅力を感じている人もいるのかもしれないかもしれませんが、返礼品を窓口で、その町に興味を持ってもらえたら、自分が返礼品をそこからもらったと思うと、その町に対する自分の町の名前がきちんと心の中へ残りますので、いろんなマスコミに載ったときとか、新聞なんかでそういった町が出たときに、ああ、ここだなって思うと思うんです。

先ほどPRの仕方が平生町はまだ足りてないんじゃないかというお話がございました。確かに私もそう思うので、ふるさと大使、いかがですか。例えば町長も熊毛高校でいらっしゃって、私も熊毛なんですけど、道上さんが一生懸命、熊毛高校のことをラジオで宣伝してらっしゃいましたよね。原田大二郎さんもそうだと思います。そういった方を使っただけのPR活動、萩市のようになっては困りますけれど、きちんとした方を、萩市の話はご存じですかね。きちんとした方を大使にして、せっかくだから町長さんも東京のほうにいらっしゃったんですから、何人かそういったお知り合いがおられるんじゃないかと思うんです。そういった方のお力をかりて、しっかり平生町を宣伝していただきたいということをお願いして、私の2つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 要望でいいですね。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、引き続きですけど、ふるさと納税についてお伺いいたします。

今、細田議員さんが大変詳しく町長さんのお気持ちも聞かれましたので、ダブるところがあるかと思えますけど、ふるさと納税というのも国の政策で、地方へ何とか収入をと考えられたところから、こういう案が出てきたんじゃないかと思えます。

平生町も人口も大変少なくなっています。この1年間で130人ぐらい人口が減りました。そういうふうが減るということは、今後は地方交付税、こういった収入も減ってくると思います。そこで、ふるさと納税という位置づけは大切なものではないかと平生町で思いますので、2点ほどお伺いいたします。

ふるさと納税の現在の状況についてですが、平成30年度は約、金額は4,870万円で、平成26年度より推移を見ると、対比が44.4倍、件数も1,968件で、こちらも対比が93.7倍と大きく伸ばしています。納付金額帯の割合、人気の返礼品、都道府県別申し込み状況はどのようになっておりますか、お伺いいたします。

また、当町におけるふるさと納税の果たす役割について、町長は先ほど申されましたけど、返礼品についても農家の方が、ある九州の町で、あれは27億円ぐらい集められた町なんですけど、聞きますと、農家の方が皆やめようかと言っておられたときに、つくられたものを返礼品に充てて発送したところ、どんどん出るようになって、もう一回農家を立ち上げて進めていこう。いろんな商品をつくっておられた方も、もうやめようかと思った方も再起されてつくっていらっしゃいました。企業を起こされてもとに戻して運営していく。そういう役割も果たしておりますので、返礼品についても考えていけば、もらうばかりも必要かもしれませんが、地元の産業を生かしていく。これも大切な企業の再起につながるのではないかと思いますので、そのあたりでの町長のお考えをお伺いいたします。

2点目に宣伝広告や返礼品の開発の取り組みについてですが、まずふるさと納税の目標額を掲げ、先ほども1億円と言っておられましたけど、今5,000万円近く平生町はありますから、これを倍、1億円にすれば、町政の行政に対しても事業がかなうと思います。

そして、返礼品の見直しと改善を重ね、よりよい返礼品にしていく。全国的に体験型返礼品が定着していることから、当町もあらゆる分野の町内の企業や町民より企画、募集をして、ヒット商品につながる返礼品をつくることはできないでしょうか。

また、宣伝方法、返礼品の内容等工夫次第で、ふるさと納税の寄附が多く集まるものだと考えますので、ふるさと納税に特化した課をつくり、持続的な財源となるよう仕組みを構築することについては、町長はいかがお考えになりますか、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町のふるさと納税につきましては、平成30年度決算において寄附件数1,968件、前年度比344件の増加、寄附金額4,870万1,236円、前年度比432万236円の増加、増額となっております。

寄附金額の金額帯につきましてはの割合については、件数ベースでは1万円以上2万円未満が一番多く、1,108件で56.3%になります。金額ベースでは5万円以上10万円未満が一番多く、1,282万7,000円で23.74%になります。

人気の返礼品につきましては、牛肉関連のもの、フグなどの海産物、甘酒となっております。昨年度初めて47都道府県全てから寄附の申し込みをいただいております、都道府県別申し込み件数では、東京都が一番多く591件、30%となっております。

ふるさと納税の果たす役割につきましては、特産品をはじめとする本町の魅力発信、取り組みの紹介にとどまらず、若者を中心とした転出超過による人口減少や長引く地域経済の低迷に伴う税収の減少など、厳しい財政状況等を踏まえた自主財源の確保に、また、事業者においては返礼品を選ばれることにより売り上げが増加し、地域産業の活性化につながっていると認識をしているところでございます。

寄附を増やすため、法人を含め、個人からも返礼品の提案を受け入れる体制を整えておりまして、今年度に入りまして新規事業者が2社、新規返礼品が5品、新たに加わりまして、現時点では全体で56品目となっております。今後も新たな返礼品の発掘、開発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、寄附の募集につきましては、募集の適正な実施に係る基準によりまして募集方法、経費総額が決まっておりますが、ユーチューブなどインターネットを活用するなど、新たな手段を用いた宣伝等を検討するとともに、今後実施いたしました、先ほど申しあげました、ひらおファンクラブ交流会 in 東京において紹介を行ったように、あらゆる機会を捉えてPRを行ってまいりたいというふうに思っております。ひらおファンクラブ交流会 in 東京でも、私からイタリアーノひらおを説明させていただきまして、皆様方に寄附金をぜひともということをお願いしたところでございます。

先ほども述べましたとおり、ふるさと納税は厳しい行財政情勢等の中で、自主財源の確保につながるため、力を注ぐ必要があるというふうに認識しておりまして、ほかの自治体の体制も参考にしながら、ふるさと納税ポータルサイトを有効的に利用し、少しでも多くの寄附をいただけるよう、仕組みをつくってまいりたいと思っております。

新たな課をということですが、人員も平生町全体の職員数にも限りがありますので、今の課の中で、もちろん専属ではございませんが、一生懸命、ふるさと納税を一生懸命やっている職員もおりますので、そちらのほうにぜひともいろいろな施策を考えていただきながら、私も

いろいろ申しあげながら、ふるさと納税の、もっともっと寄附が伸びるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご協力もよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） ふるさと納税の特化というか、課をつくると、人員の少ない中では難しいかもしれませんが、いろいろな町へ行きますと、3人つけての、海田町は3名ぐらいつけて、それがもう20億円ぐらい集めておられるから、とっても忙しいんです。いろいろ発注から発送からとても忙しいし、兼務しているような場合じゃないみたいで、この間行きました市川町でも、2名はある程度、それに、1名、ついてしておられる。

平生町は兼務でやっておられるみたいですけど、本気で取り組めばとても忙しい課じゃないかなと思いますので、でもそれによって1億円、2億円という目標が達成できるのなら、それもありませんかというふうに感じます。ぜひ考えてみていただけたらと思います。

先日、今細田議員さんも言われましたけど、兵庫県の香美町や市川町へふるさと納税について行政視察に行っただけですけど、どちらとも取り組み強化により、そういうふうに強化しておられて、多額の寄附を集めることに成功していました。

また、そこで言われましたけど、町の新規事業、いろんな行政の新規事業は、ふるさと納税で賄っております。反対に言えば、ふるさと納税がなければ、何も町民にそういう新規事業を行うことはできませんということもお聞きいたしました。

そういうふうに町としてははすごく大切な財源となっているようですので、PRを工夫して取り組んでいけば成果につながっていくと思いますし、財政力が脆弱な当町にとっては、財源を確保する最善策と考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。町民の行政活動にも直結していきますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、要望で終わらせていただきます。

次の質問に入らせていただきます。地方防災についてですが、2点お伺いいたします。

まず1点目は、地域防災と企業の連携についてですが、さまざまな災害が起こる昨今、防災意識が高まっており、当町も非常時に備えて住民の安全と安心を守ることが必要であることから、地域と地域の連携が重要なのは当然ですが、地域と企業の連携もまた必要になってくるのかと思います。

そこで、企業との連携協力関係の構築について、また企業間との災害発生時のマニュアル作成と訓練をすることなどについては、町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

2点目に、災害弱者への対応についてですが、先ほど逃げ遅れゼロを目指しておられますが、災害弱者の対応について、高齢者や乳幼児、障害児などいわゆる災害弱者への対応で、災害時、みずから避難できない方については、あらかじめ地域にどのくらいおられるのかということ把握して、どのように援護し避難していただくかということを準備しておくことが必要だと思いま

す。

当町では、災害時に避難に援護が必要な方を把握しておられるのかどうかお伺いいたします。また、災害弱者には避難施設もある程度整った環境でなければならないと思いますが、避難支援の方針と避難施設の整備状況もお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、地域防災と企業の連携についてお答えいたします。

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興の段階に至るまでに、さまざまな分野、職種での支援などが必要となってまいります。町だけの限られた力では、全てのことについての対応は難しい状況にあると考えられます。

そのため、町では山口県や県内外の市町と災害時の応援協定の締結や、民間事業者や団体等とも災害ボランティアや各種事務処理などを行う人的協力や支援についての協定を結び、いざというときのために町民生活の早期安定を図る対策をとることといたしております。

企業との訓練につきましては、危険物取扱事業所と消防機関との合同防災訓練が実施されております。この訓練は地震等の発生により、危険物取扱事業所での災害発生を想定しての訓練であり、火災の消火、負傷者の救助・救急の活動に資する内容の訓練となっております。訓練によりまして、企業の危険物の保安に対する意識の高揚や関係機関との緊密な連携が図られることとなっております。町といたしましても、このような訓練に引き続き参加をし、関係機関等とも連携を図っていききたいと考えております。

本町では、民間事業所とも災害時の飲食、飲料水や食料、飲料水や生活必需品などの物的支援、人的協力や支援についての協定を結びまして、いざというときのために町民生活の早期安定を図る対策をとっているところでございます。

次に、災害弱者の対応についてでございます。

高齢者、障害者、乳児、乳幼児等の要配慮者は、災害時の行動等に多くの困難が伴い、また避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要となることから、平常時からこのような要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要があると考えております。

町では災害が発生した際に、自助、共助で必要な支援が受けられない要配慮者に対して、公助による避難支援等を迅速に行えるよう、平生町災害時要救助者支援マニュアルを策定しております。これにより、自主防災組織の育成において、地域の要配慮者に対する避難支援のための知識の普及や資機材の整備等に平時より努めているところでございます。

また、連携した要配慮者の支援体制づくりを進めるため、毎年度民生委員により実施している高齢者世帯の実態調査や要介護者及び障害等級等の情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成

し、消防、警察へ提供しているところでございます。

しかしながら、個人情報保護の観点から、平常時においては同意を得た人のみの名簿提供にとどまっていることから、円滑かつ迅速な避難支援に結びつけるため、今後においても名簿登録者の数を増やしていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

一方、避難所運営については、避難行動要支援者名簿の安否確認作業への活用のほか、避難者名簿台帳の作成に当たり、避難された要配慮者の把握に努めることといたしております。

また、要配慮者の方の避難所生活は、一般の避難所での集団生活が難しい場合が多く、生活への支障から体調を崩すおそれが多くあります。そのため、本町では避難所内にパーテーションを設置したり、小部屋を提供したりすることで独立したスペースを確保し、配慮した支援に努めることとしておりますが、加えて町内介護保険サービス事業者と平成31年3月1日に、災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定書及び災害時における要配慮者の受け入れに関する協定書を締結し、そうした需要に対応することといたしております。

災害時における福祉避難所等への人材派遣に関する協定は、町が開設した福祉避難所において要配慮者に対して介護等の必要が生じた場合に、介護員等の専門的な知識、資格を有する人材の派遣を要請し、要配慮者の身体介護や生活支援を行っていただくこととしており、町内8事業者と協定を締結し、本年7月現在の派遣可能人数は看護師、介護福祉士等の専門職員を合わせて75人程度となっております。

次に、災害時における要配慮者の受け入れに関する協定は、日常生活に全介助が必要な方等、町が開設した福祉避難所での生活は極めて困難な要配慮者の緊急一時的な受け入れを要請するもので、7事業者と協定を締結し、9カ所の施設で本年7月現在の受け入れ可能人数は59人程度となっております。

要配慮者は被災により身体的・精神的負担を受け、容易に症状、状態が悪化する可能性が高いため、避難生活の初期段階から介護専門職員より生活機能の維持を図り、また避難所での生活が極めて困難な方については、協定締結事業者の施設においてショートステイに準じた対応により、安心して避難生活を送ることができると考えております。今後も協定締結事業者と連携を図りながら、災害時の要配慮者の避難生活の支援が適切に行えるよう体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） いろいろ協定書を交わしておられるようですが、食料品とかそういうものもありますけど、地域の企業には、職員にも訓練をされておられますし、地域と企業の連携については、町長もある程度やっておられますけど、企業とどういうことができるかというのをお互いに確認しというのは、土砂災害があったときには器具というか、そういうものも必要。

人だけというわけでもないし、迅速に対応できる、雨が豪雨になったりしたときには、いち早く人命救助が必要というのがあります。

そういうマニュアルがあっても、そこへ行くまでがなかなか難しいと思いますので、お互いに確認し合って、できれば協定書など交わして、住民の命を救うことが一番大事だと思いますので、企業によってはAEDを設置し、職員にも取り扱いの訓練も日ごろからされております。そういった企業も平生町にはあちらこちらおられて、職員もたくさんおられます。

何か起こったときには、どこで何が起こるかわかりませんので、いち早くそういうところにも協力して出動してもらおうというか、そういうものを日ごろから訓練しているから、できることがあったらお手伝いもしたいというふうに考えておられますので、企業に災害時のときはどういうことができますかという確認をある程度とられたら、町民も必要ですけど、そういった団体組織も活動に動いてもらおうと、災害時のときに緊急、すぐに素早く活動を始めることが、命を救うことができると思いますので、そういう企業、今言う食料品とか水とか供給、そういうものは確保しておられますけど、そういう例えば土砂災害で崖が崩れてきたとか、そういうときの対処、これをいち早くしてもらえる協力的な方というのを、そういうものをある程度お互いに確認し合っ
て協定書、何か起こったとき一斉にやれる体制をとるということについては、町長さんはどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご指摘のとおり、企業の役割というのも確かに高い、必要だというふうに思っております。商工会等を通じまして、もう一度、災害時にどういう対応ができるかも含めまして、一回こちらから投げかけさせてもらおうかなというふうに思っております。町内も一町民で、企業も一町民でございますので、そういう働きかけをして、企業さんのほうにも、どういうことができるのかも含めて検討してもらって、そういう対応をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） だから、皆さんもできることがあったら、何かしたいという気持ちを皆持っておられると思いますので、そういう連携というのも必要だと思いますので、ぜひそれは確認し合う機会をつくって、そういう避難のときの緊急連絡網というか、活動方法というか、そういうものを作成されたらいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望でいいですか。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） はい、よろしいです。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。再開を11時10分といたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） このような質問の機会を与えていただいた関係者の皆さんと住民の方々に感謝し、質問させていただきます。

まず、各地で起こっている小・中・高の児童の減少対策として、DIYバイオというのはどうだろうかというものが第1点です。

年間1,800億円かけてはやぶさ2号が惑星のほうに行って成功したようですが、この目的は生命の痕跡を発見するのだそうです。翻って、平生町には生命の痕跡どころか、生命そのもの、自然に満ちあふれています。山もあり、林もあり、畑もあります。このような自然を活用する方法はないだろうか。その一つの方法として、DIYバイオというのがあるのではないのでしょうか。

DIYバイオというのは、別名「キッチンバイオ」ともいわれ、今まで大学とか大企業でしか実験できなかった生命科学が簡単に安価に実験できるシステムです。建物を平生町でつくって、そこに実験室を置いて進めるというのは難しいようですので、小学校・中学校の実験室を借りて、そこで実験をして生徒に刺激を与える、住民の方にも刺激を与えるというぐらいから進めていけばいいのではないかというふうに思います。

では、なぜ今なのかといいますと、今、自然と真っ正面から向き合われた農家の方々が、お年寄りが残っておられます。お年寄りがほとんど農家の方が少なくなってくると、自然と向き合う心構え、姿勢というものが机上では通じるかもしれませんが、体感的に伝わりにくくなるのではないかと思います。

次に、それがあがる程度進めるためには、ほかの方法として、空き家対策にもなるように思います。空き家があってもなかなか購入する人は少ないし、入る人も少ないのですが、今はキットで10万円ぐらいで実験の装置が整うようなので、空き家に10万円のキットがつかますよというような広告をすれば、全国で最初はアメリカから始まって、アメリカではもうすごく広がっているようですが、今、日本で広がり始めているようなのですが、その勢いを平生に吸収するということが可能なのではないかと思います。

先ほど、平生町の人材の活用というのもありましたが、DIYバイオというのは、主に科学的な部分と農業的な部分が融合しているように思います。科学的な部分については学校の理科の先生とか、平生町に住んでいる薬剤師の方々とか、そして、農業的な部分といえば農家の方とか、農協の方とか、あとは田布施農工の方とかを指導者にすればいいのではないかと思います。田布施農工は田布施の中だけで活用されるのではなく、大島では田布施農工の酒造場があるように、DIYバイオでは平生町で活躍してもらおうという方法もあると思います。

D I Yバイオが根について、平生町の団体あるいは家庭から、食品、あるいは化粧品、あるいは進めば薬品などができるようになれば、住民の収益も上がり、人口も増え、小・中学生も増えてくるのではないかと思います。令和の平生町をバイオの平生町にするよう、よろしくお願いいたします。

以上です。町長、お願いします。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午前11時18分休憩

.....

午前11時23分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 学校関係については教育長から、全般については町長から回答—
—建物をつくるというのは難しいと思いますが、あと、具体的な回答を得られればと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほど議員からご指摘のD I Yバイオにつきましては、バイオテクノロジーに関する拡大中の社会運動でありまして、個人、共同体、小規模な組織や伝統的な研究機関と同じ方法で生物学や生命科学を学ぶものでございます。D I Yバイオは主に学会や企業からの広範な研究訓練を受けた個人によって行われております。

D I Yバイオはこれからの時代の流れとなるかもしれませんが、それを町の施策として事業化するには、民間レベル、町民レベルでのニーズの高まりを把握し、事業を進めていく上でのメリット・デメリットも含め、調査・検討していかなければならないというふうに考えております。

また、D I Yバイオがなぜ平生町なのかということにつきましても、今のところ説明もなかなか難しいかなというふうに私は思っております。

また、議員からのご指摘がございました、後で教育長がお話しになるかもしれませんが、小・中・高校生の人口減少対策につきましては、これまでも進めてまいりました平生町未来戦略によりまして、計画でも掲げております「アイ・ラブ・ひらお～定住促進プロジェクト」などの事業を着実に進めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、議員質問の小・中学生が放課後顕微鏡をのぞきにくるというか、学校の施設を借りてというか、一緒に研究できるんじゃないかと、小・中学生の増加にもなるんじゃないかというご質問にまずお答えしようと思います。

ご指摘のように、町内の児童・生徒数は減少傾向にあります。出生数から推測すると、この傾向は今後も続くと、このように思われます。議員のご質問は、こうした状況を憂慮してのことと推察するところでございますが、D I Yバイオにつきましては、バイオテクノロジーを趣味として楽しむ人であるとか、定期的にそういう方々がミーティングを行う趣味のサークル、こういったことが今可能になってきたということだと思います。それは、議員さん言われたご指摘の遺伝子解析のコストが非常に下がってきたであるとか、あるいは、そのことで日曜大工感覚で気軽にバイオテクノロジーの研究を市民が行うことができるようになってきたと、その例を先ほどアメリカの例であることを言われたんだと思いますけれども、そういうふうなことで手軽にできるようになってきたんじゃないかということでございますが、しかしながら、専門的な裏づけがないまま、やみくもにこの実験を行うことにはリスクを伴う。また、予測できないことを引き起こす可能性もある。このようなことも言われておまして、相当の知識を持つ方々による科学的なチェックをかける。そういった仕組みづくり、システムづくりも要るんじゃないかと、このようなことも考えられます。また、そういったことでは、バイオラボのスペースであったり、知識のあるスタッフの方、この方々が実際に理科の学校の先生でいいのかとか、いろんなことがあると思います。そういったこと、いろんなことがございます。

そんな中でのD I Yバイオというお話であったと思いますが、先ほど質問の中で、田布施農工の話であるとか、大島商船の話にも触れられましたが、こちらのほうにつきましては、そういった高校の特色ある学校づくりについては所管が違いますので、ここでは回答は控えさせていただきます。

小・中学校についてですけれども、バイオの施設が町内にできるであるとか、あるいは学校の一室で体験ができると、このようなことになれば、ご指摘のように、子供たちの興味をひく可能性はございます。けれども、児童・生徒数については、公立学校には校区制度がありますので、そのことだけを取り上げて他市町からの転入生の増加に期待するということは難しいんじゃないかと、実際には考えているところです。空き家の活用の話もございましたが、これが即当事者のほうへ結びつくのかということではまた難しい点もあるのではないかと、このようなことを思っておるところでございます。とは申しましても、学校の施設の利用については、コミュニティ・スクールの取り組みの中で、学校の施設、空き教室等の活用についてはこれまでも進めておりますので、そういったことで趣味のサークルであるとかの広がりというのはこれからも期待するところでございますので、そういった意味ではコミュニティ・スクールの取り組みをこれからも強力に進めてまいりたいと思っておるところでございます。そして、喫緊の課題である人口定住対策を進める上で特色ある学校づくりということは議員ご指摘のように欠かせませんので、今後、人口定住策の担当課とも連携して、その可能性は探ってまいりたいというふうに考えます。

また、今、農家の人とかのことを考えると今じゃないかというお話でございましたが、確かに

バイオテクノロジーには最新の細胞融合であるとか遺伝子組み換え技術、そういったことも活用して、みそであるとか、しょうゆであるとか、発酵食品の製造のように、自然の営みの中で受け継がれてきたオールドバイオと、このようなものもございます。特に農業においては、自然の生活の中でオールドバイオというのは根づいておりますので、そのことで今というお話をされたんだと思いますが、先ほども申しましたコミュニティ・スクールとして子供たちが地域を知る活動であるとか、あるいは郷土を愛する心を育む学習であるとか、そういったものがそこを通してできればということもあると考えますので、そうした技術と触れ合う機会が持てないかという点については投げかけてみたいと、このようには考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） 今、イタリアーノがありますが、一つの方向性として、イタリアーノのオリーブを、オリーブの抑制する遺伝子をカットして大きなオリーブができるということも可能ですので、そういう発見の仕方も、先ほど言ったように、団体・家庭でいろんなものができる以外にもそういう方向もあります。

ちょっと話が先になり過ぎるかもしれませんが、宇部にジャスダックが来ていますが、十数年後には月で生活する人が出てくるかもしれません。そういうときにDIYバイオというのは多分日常になっているのではないのでしょうか。そのときに平生町が先進町で、ジャスダックが平生町の団体に聞いてみようというぐらいに発展していることを希望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 要望ね。

○議員（1番 中丸 和則君） はい、要望です。

.....

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 立憲民主党の松本武士です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず、1つ目の質問は、上関原発について3つ質問します。

1つ目は、ボーリング調査工事に関する町長の考えです。

中国電力は、上関原発予定地西側の上関町田ノ浦周辺海域において、11月14日から来年1月30日まで海底の断層調査のためのボーリング工事を実施すると発表しました。上関原発計画については、2011年3月の東日本大震災、福島原発事故を受け、政府としての原子力規制のあり方が根本的に見直され、新規立地である上関原発は建設の見通しが全く立たない状況であり、政府のエネルギー基本計画に原発の新規建設の言及はありません。経済産業大臣の答弁でも、国のエネルギー政策で原発の新増設は現時点では想定しないとされ、加えて、新規立地に関して

地質地盤の審査基準は出されていません。このような状態にもかかわらず、調査を行うのは時間と経費の浪費であり、無意味であります。中国電力が実施しようとしている発電所の安全・安心につながる追加地質調査が今緊急に必要な理由は見当たらないと思います。町長は、上関原発は現時点でボーリング調査をするべきだと思っているのでしょうか。

また、中国電力は、温室効果ガス排出量の削減目標を根拠に新規原子力発電所を進めていくこととしていますが、原子力発電所で過酷事故が起こった場合の環境汚染はすさまじく、福島原発事故が最大の公害、環境汚染であることに照らすと、地球温暖化の問題を原子力発電所建設の根拠にするのは筋違いではないでしょうか。

以上、1つ目は、ボーリング調査すべきかについて、町長の見解をお伺いします。

続いて、2つ目です。周辺自治体に新規制基準に合った上関原発の説明・意見聴取を国がして、国や中国電力、県も含めてですが、事前了解、同意権を得てから工事に入るべきではないかという質問です。

平成13年4月に、二井知事は、「上関原子力発電所建設計画に係る知事意見について」を経済産業省資源エネルギー庁長官に出しています。その前文の中で、さまざまな形で県民の意見を聴取し、今日まで検討を重ねてきたとあります。町長はこの知事意見についてどう思われているのでしょうか。

福島原発事故を受け、県民の不安・不信は8年たった今も高いままであります。新規制基準がどのように設けられ、安全性を高めた原発で本当に事故は起こらないのでしょうか。周辺住民は大変不安・不信であると思われます。再度丁寧な説明・意見聴取をする必要があるのではないかとと思われるのですが、国、県、中国電力に求めてはどうかでしょうか。

また、茨城県にある東海第二原発では、再稼働に際し、立地自治体だけではなく、30キロ圏内の周辺5市の事前了解を必要とする原子力安全協定を結んでいます。新規立地の上関原発も中国電力との事前了解が必要と考えますが、30キロ圏内の周辺自治体の首長とともに国に要望してはどうかでしょうか。

そして、3つ目です。過酷事故の際は、財産権、生存権の侵害が生じます。説明・意見聴取後、建設に関して住民投票で賛否を問うべきではないでしょうか。

以上3点、町長のご見解をお示しください。よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 松本議員からご指摘のボーリング調査につきましては、本年11月14日から令和2年1月30日に、上関町大字長島西端海域において、中国電力株式会社等におかれまして実施されると聞き及んでおります。中国電力から発表された資料によりますと、このたびのボーリング調査は平成29年以降実施されました調査で収集されたデータを多角的に補強するため、異なる手法で評価をすることを目的として実施されるものであります。本調査は、従

来から実施されてきた調査と一体的なものであり、より正確な調査結果を得るために実施されるものであると認識をしております。

原子力発電所の建設については、断層を評価するためのボーリング調査を行おうとしている段階であり、今後の見通しには不透明な部分が多いことから、国や県、あるいは中国電力から建設に係る説明を受ける時期ではないと判断をしております。

また、議員がご指摘の避難計画につきましては、現在、本町、原子力発電所から30キロ圏内の屋内退避などの防護措置を行うUPZの区域には入っておりませんので、今後、退避対象となる圏内に入るようなことがあれば、町としての避難計画を作成することといたしております。

次に、周辺自治体に新規基準に合った上関原発の説明・意見を聴取して、事前了解を得てから工事に入るべきではないかということでございます。

東海第二原発においては、平成30年3月に、茨城県、原子力施設が所在している東海村、その周辺市及び原子力事業者において住民の健康を保護するとともに、地域の生活環境を保全することを目的として、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書を締結されております。内容といたしましては、放射性廃棄物の放出管理や新增設等による事前了解等、安全上の措置等について協定するものであります。中でも安全上の措置については、原子力施設の運転等を再開しようとするときは事前に茨城県と東海村、そして周辺市と協議する旨、規定されております。

今後、上関原子力発電所が建設される運びとなった場合には、同様の協定の締結について、国や県、周辺自治体の意向等、議会の考えなど、全体の状況を見きわめながら、町民の安全・安心を守るという立場から判断してまいりたいと考えております。

平成13年4月に出されました上関原子力発電所建設計画に係る知事意見についてでございますが、その前文には、さまざまな形で県民の意見を聴取し、今日まで検討を重ねてきたと記載されているとおり、県民の合意を大切にす姿勢が示されていると認識しております。今後、上関原子力発電所の建設に向けた動きが大きく進む状況になれば、県によって県民や周辺自治体に対して何らかの説明・意見聴取はなされるものと認識をしております。

過酷事故につきましてでございますが、平成23年に発生いたしました東北地方太平洋沖を震源とする巨大地震と東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故は、被災地に甚大な被害を与え、8年後の現在においても、復興庁によりますと、4.9万人が避難生活を余儀なくされております。このような過酷事故は二度と起こってはなりませんし、原発の事故そのものが町民の財産権・生存権を侵害し、重大な影響を与えるものということでございます。

今後、上関原子力発電所の建設に向け、状況が変わってまいりますと、町民の安全・安心を第一に考え、町民の生命・財産を守る立場から、住民投票の実施については町民の意見を踏まえ慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 上関原発の建設がもっと話が進んだら、何らかの説明が、国、中国電力とか、あるのではないかという町長の考えはわかりました。ただ、ボーリング調査をするという中電の態度ですよね。今すぐこれからもどんどん進めていくという姿勢だとは思っていますよ。中国電力さんの経営方針を見ても、先ほど言ったように、温暖化のことを考えてエネルギー政策を緩和してこれからやっていくんだという経営方針なんですよね。ですけど、先ほども言ったとおり、町長が言った安全・安心、知事の意見に関しても、安全確保等についてという2番目の項目のところに、国の明確な責任で原子力発電の安全性に対する県民への不安解消に最大限の努力を行うこととあるんですね。こう言っちゃあ何ですけど、今の時点でもボーリング調査をされると、あの大きな事故があったのに何の説明もなしに工事を始めるのというふうにあおられている気がしてしょうがないんですよね。今すぐやめてもらいたいと思うんですが、そういう町長に考えはないのかお聞きします。

あと、町民の意見を踏まえというご答弁があったと思うんですけど、町民の意見を踏まえるとは、どういうふうに町長としては町民の意見を聴取するおつもりなのでしょうか。その2点をちょっとお聞かせください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、1点目でございますが、ボーリング調査を行っていることについてでございますけれども、先ほども申しあげましたとおり、上関原発ができるというのが決まったわけではないので、先ほども言いましたとおり、決まればやっぱり何らかのアクションはこちらで起こしていかなければいけないというふうに思っておりますし、ボーリング調査はあくまでもまだ建設も何も決まっていない、着工することも決まっていない前に、会社として調査をするということでございますので、それに対して一民間企業にそういうことはやめろとか何とかと言うつもりは、今のところというか、今はありません。基本的に着工というのが決まれば何らかのアクションを私どもとしても町民の安心・安全のために行っていかなきゃいけないというふうに現時点では考えているところでございます。

それから、町民の声をということでございますが、先ほど申しあげましたとおり、要するに建設をするということが決まれば、町民の方々もいろんな意見を出してこられると思います。ですので、それを集約する、そういうやり方は今からそのときに考えさせていただきますけれども、建設が開始されるということになれば、当然、町民の意見をいろんな形で聴取しながら、町としてどうしていくかというのも、先ほど申しあげましたアクションの一つとして町民の意見を聞きながらやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 着工が決まってから言うというのはどうかと私は思うところがあるので今回質問させてもらったんですが、町民の意見を聞いて、着工が決まったらそのときにやり方を考えると言われましたけど、住民投票をやったらどうかと私は思っているところなんですけど、第3次総合計画、平生町の総合計画では、原発に関してアンケートをとっているんですね。アンケートというのじゃ何か余り正確性がないと思ってはいるんですよ。過酷なあれだけの事故を起こしておいて、家や家族を追われて逃げなきゃいけないというものを目の当たりにして、そういうことを考えたときに、任意のアンケートとかいうのだと正確性、個人の財産に関することをアンケートでやるというのはとても手法として曖昧過ぎるんじゃないかと思うんですよ。住民投票が一番いいと私は思うんですけど、そこら辺をちょっとお聞かせください。住民投票が一番いいという町長からのご発言をいただければありがたいんですが。

それで、あと、あの過酷な事故ですよ。福島原発事故が起こって、その過酷な事故が起こって、町民の方は上関原発なんてできないだろうと思われています。ほとんどの人は多分そう思われています。それですけど、そういう雰囲気だと思うんですよ、今、町内は。もし上関原発が計画が進んでいったら、あんなことがあったのにこの地域も原発からすごい近い地域だということが、近いですから、この町に住みたくないというふうな話になるんじゃないですか。第3次平生町総合計画のアンケートにも、上関原子力発電所ができれば住みたくないや不安だとの意見があります。第3次平生町総合計画の時点でもそんな意見が出てくるんですから、あのすごい大きな事故があったら住みたくないということになりますよね。人口減が加速するんじゃないですか。これを町長はどう思われますか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、住民投票でございますけれども、建設が決まれば、当然、住民の方からいろんなご意見が出ると思います。意見の聴取の仕方はいろいろあると思います。そして、最終的に町民の投票というのも一つの意見の集約のやり方だと思います。ただ、だからといって、じゃあ住民投票すればいいというものじゃなくて、ある程度町民の意見というのがある一方的なほうになれば、わざわざお金をかけて町民投票する必要があるのかということがあります。だから、賛否両論で五分五分ぐらいの状況であるというのなら、最後にじゃあ町民に投票して決めてもらおうかというようなことがあれば、そのときは考えなければいけないかなというように思っております。初めから町民の方の投票を念頭にして行うというふうには今のところ考えておりません。

それから、もう一つですが、要するに、人が原発ができることになれば町民がこの町から逃げ出していくんじゃないかという声でございますが、本当に原発ができるということであれば、そういうこともあるかもしれません。ただ、それは先ほども言いましたとおり、私どもが上関原発をつくっていい、つくってよくないと言える立場じゃないので、これはあくまでも国策でやって

いることなので、国が決めることをごさいます、私どもがそれに幾ら反対をしても、そういう権利があるのであればもちろん反対はいたしますけれども、国策としてつくるか、つくらないかの判断をされるわけですから、国が判断をされたときに、私どもがどのようにしてうちの町の安心・安全を守っていくかということについては、もしも建設が決まったら、そこは住民の皆さんと意見を交わしながら、どういうアクションを起こしていいのかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 町長から言える立場ではないという言葉をいただきましたが（発言する者あり）おしまいでしたか。3回目終わったんですか。失礼しました。

では、次の質問に移らせていただきます。済みませんでした。

次は、農業振興について、これも3つ質問します。ソーラーシェアリング、営農型太陽光発電を町で推進できないかという質問と平生町独自の農業支援策と人・農地プランの実質化の進め方ということで質問させていただきます。

まず、ソーラーシェアリングですね。ちょっと聞きなれない言葉なので説明させていただきます。太陽の恵みを農業とソーラー発電、太陽光発電で分かち合い——シェアリングということですね——その収益を農業者と発電事業者で分かち合い、その結果、農業の継続再生とその地域に暮らす皆さんを含め、広く皆で幸せを分かち合う仕組みでございます。簡単に言うと、太陽光発電を架台で高く上げて、その下をトラクターなりが通れるようにして、農業と発展企業を一緒にやろうという試みです。2018年に、秋田県南秋田郡井川町では、町内の農業者がソーラーシェアリング設備を導入するに際して、地元の秋田信用金庫によるソーラーシェアリング向け融資メニューを利用すると利子補給が受けられるという制度をスタートさせております。平生町も農家の収入安定化のため、目標値を設定し、地元金融機関と一緒に取り組んではいかがでしょうか。

次に、2番目の平生町独自の農業支援策はということなんですが、9月の一般質問で赤松議員が農業政策について聞かれて、その中で、平生町の農業のマスタープランである農業振興地域整備計画の過程において実施したアンケート調査によれば、回答者のうち8割の人に後継者がなく、今後10年のうちに農業をやめたいと思っている人が多数いるという結果が出てきておりますというご答弁をいただいているんですが、私も農業者として周りの方がどんどんなくなって、耕作放棄地がどんどん増えていっているのを鑑みて、喫緊の課題だなというのを肌で感じております。それでいろいろと検討しているんですが、国や県の方策とはちょっと合わないところがあるので、ちょっと難しいかなということではありますが、それで、イタリアーノひらおという事業、先ほどから何度か言葉が出てきておりますが、オリーブとかレモンを栽培して地域振興ということをやっておりますが、私も果樹を多少植えたことはあるんですが、虫にやられたりして枯れたり、あと、何年もかかります、果樹だと。そうすると、短期的な収入がないんですよ。5年、

6年かかってやっととれるような作物ですから。それで、短期的な収入といったら野菜づくり、早ければ3カ月とか半年で収入が得られるわけですが、そういうものの補助をやっていったらどうかなど。特にイタリア野菜での戦略ですね、イタリアーノひらおとの相乗効果を狙って、そういうものの種とか苗へ補助を出してはどうかというご提案です。

あと、国は経営所得安定対策で麦を直接交付金ですよ、畑作物の直接支払交付金の中で小麦とか大麦とかを結構手厚くしているんですよ。それで、イタリアーノ、産業まつりの先の議員の質問の中で出てきましたけど、その中に小麦の食べ物、包まれた食べ物とか、ピザとかいろいろありますよね。そういうのを提供されていて、小麦の原料は平生町産なのかなとふと思ひまして、国の施策でも手厚くしているんですよ、小麦を。ですから、小麦の栽培を促進して地元の小麦粉でピザとかパンですね、特産品センターでもパンをつくっていらっしゃる方はいらっしゃいますから、そこら辺をちゃんと推進する体制をつくれればいいんじゃないかなと思ったので、町長のご提案させていただきますので、お考えをお聞かせください。

また、稲の戸別所得補償、ちょっと前の表現になりますが、なくなって、稲を作付しにくくなりました。国に、平生町は法人もなく、兼業農家の方が多いんですから、田布施や柳井と比べて国の施策に乗っかれないという、そういう地域はいっぱいあると思うんですよ。そういう地域の場合、自治体と一緒に国とか県に乗れない自治体は違う方向性で稲のほうも補償してもらえないかという話をするべきだと思うんですよ。2番目の独自支援策の件、町長のお考えをお聞かせください。

あと、3つ目、人・農地プランの実質化の進め方ということで、人・農地プランは、平成26年の機構法制定時に、農地バンク事業の円滑な推進を図るための手段として法律上位置づけられました。現在、9割以上の市町村において約1万5,000のプランが作成されていますが、プランの中には農地の貸し付けが記載されないものが半数を占めるなど、地域の話し合いに基づくものとは言いがたいものがあるらしいです。平生町の現状はどうでしょうか。今後の進め方はどうでしょうか。全町でつくる必要があると私は思っているのですが、お考えをお聞かせください。

また、島根県では、半農半Xを応援という切り口でやっているんですが、そういう切り口で町の全体を、兼業農家を応援するという形、一言で言うとなっちゃうのかもしれませんが、やっていったらと思うのですが、以上3点、町長のお考えをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、松本議員にお答え申し上げます。

まず、ソーラーシェアリングについてでございますが、営農型太陽光発電とは農地に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置して発電しながら農地としては営農を適切に継続していくというもので、現在、本町においては事例がなく、山口県内で設置されているものも1件のみという状況でございます。

また、電力の買い取り価格につきましては、町内に多く設置されている50キロワット未満の太陽光発電で例えますと、2012年に1キロワット当たり40円であった買い取り価格が2019年度においては14円と3分の1に近い価格まで下がっている状況でございます。

議員の言われている秋田県井川町につきましては、2017年に町内の太陽光パネルメーカーが町内の圃場で米の収量や売電収入の動向を含めた実証実験を行ったようでございまして、ソーラーシェアリングは地域の活性化策の一環として取り組まれているようでございます。

ソーラーシェアリングは農家へ売電収入という収益をもたらすことにはなりますが、その反面、太陽光がさえぎられることによる農産物の減収というリスクもありまして、町として振興していくにはまだ研究が必要ではないかと感じているところでございます。

次に、平生町独自の農業支援策についてお答えいたします。

議員のご指摘のように現在の国の農業政策は中核的経営体への支援を中心としたものであり、平生町のように農業振興地域が中山間地域に位置し、経営の大半が小規模経営である地域では、国、県の政策の中での農業振興は進みにくい状況でございます。国に対しては、国の農業政策や事業説明のため、中国・四国農政局職員が来庁する機会を捉え、平生町の現状と国の農業政策とのずれを説明し、本町に合った取り組みを要望させていただいているところでございます。

また、農業委員会組織からも次期食料・農業・農村基本計画の見直しに当たり、小規模・家族農業への評価、支援の意見を提出していると伺っており、今後もさまざまな機会を捉え、本町に合った農業に対する支援の要望をしてまいりたいというふうに考えております。

また、今回ご質問の中でイタリアーノひらおに関連した本町独自の農業支援策等のご提案をいただき、ありがとうございました。イタリア野菜の取り組みでございますが、現在、地域おこし協力隊員を中心として特産品化への取り組みを進めさせております。今後、多くの皆様に取り組んでいただけるよう、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、戸別所得補償の件でございます。現在では経営所得安定対策といわれている制度のことだと思います。これについては、さきの9月定例会のときに米農家への交付金が廃止されたことと、離農についての因果関係は分析ができていない旨、申しあげたところでございます。ただ、その際にも申しあげましたとおり、先祖から受け継いだ農地を何とか維持したいとの強い思いから耕作を継続されておられる方が多くいらっしゃるのも事実でございます。そのようなことから、

米の交付金制度の復活が本町農業の起爆剤となるものではないとは思われますが、耕作する上で
の励みになるものであろうと思慮いたしますので、今後、中国・四国農政局職員との面談の際に
制度の創設、復活について要望してまいりたいと考えております。

また、助成が手厚い麦の栽培を推進し、イタリアーノひらおに生かしたらとのご提案でござい
ます。本町の独自色を出したよい提案であると思っておりますが、先ほどの米の際にも申しあげ
ましたとおり、本町の農家の現状からすれば、なかなか助成が手厚いからつくるとい
う観点には行きつかないのではないかと考えております。しかしながら、このあたりの農業を
経営として捉え、営んでいくという考え方については、これからの農業にとって大変重要な
要素でございます。このような考え方が農業者に浸透していくよう、本町といたしまし
ても対応していかなければならないと考えているところでございます。

いずれにいたしましても農業者の声をよく聞きながら、また現在の本町農業の現状を
考え合わせながら本町独自の農業支援策を考えてまいりたいというふうに考えて
おります。

それから、人・農地プランの実現化の進め方につきまして、人・農地プランは農地
バンク事業の円滑な推進のための手段として位置づけられており、中心となる
経営体へ農地を集約化していくための将来方針を地域の話し合いによりまとめる
計画であります。具体的には地域の中心となる農業経営体は誰で、地区の農地を
中心経営体へどのように集めていくかを考え、今からの地域農業の方針を地域の
構成者自身が決めていくこととなります。今回の人・農地プランの実質化の
取り組みは、形骸化したプランも多くある中で、本プランを真に地域の話し
合いに基づきつくられた計画とするためのものであります。

平生町の現在の状況は1集落1プランとなっており、平成24年度に決定した南上・
下地区の人・農地プランとなります。当該プランについては、当該地域の話し
合いを経て作成されたものではあります。年数も経過し、集落を取り巻く環
境も大きく変化していることから、改めて当該地区の農業の将来計画を
集落の皆さんと一緒に考えていくための取り組みの準備を進めている
ところでございます。

他地区の集落については、これまでも集落単位での活動の実績がある中山間
地域を中心に、本プラン作成のための働きかけを行っておりますが、どの
集落においても中心となる担い手の農業経営体の確保が困難であり、
プラン策定に向けた次のステップに進むことができていないのが現状
であります。

こういった課題については、国が示す本制度のQ&Aでは、農地バンク
制度での借り受け希望リストや新規就農希望者への記述がありますが、
実際には担い手候補がほとんどいないのが現実であり、それが本
プランが推進できない大きな障害となっております。

今後におきましても、この人・農地プランは条件が整えば、その都度
集落に働きかけていきたいと考えております。

ご提案いただきました島根県の半農半X制度であります、まとまった農地にも乏しく、専業農家としての営農は困難な本町の農業を考えると、今後選択肢の一つとして町としてできることを研究していければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） いろいろご検討いただきありがとうございます。かなり前向きなご答弁をいただき、本当にありがとうございます。具体的な提案だったので、これ以上余り聞くことはないんですが、1点だけ、地域再生計画のイタリアーノひらおプロジェクトなんですが、この中の最初の文のほうに喫緊の課題であると書いてあるんです。その農業を中心に産業振興を行って、若者の流出に歯どめをかけて町の活性化を図るということで、喫緊ということであれば来年度すぐにやっていただきたいと私は思っているんですが、結構時間がない感じを肌で感じているので、そこら辺、町長の考えを最後に聞いて終わりとしたいのでよろしくお願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、喫緊の課題という認識を持っておりますので、本当にできるだけ早くやっていけるように私どもも努力してまいりたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

.....

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

通告は町財政についてと、弱者対策についてです。

まず、第一に、町財政についてですが、町財政については2点です。

1つは新庁舎建設のための財源対策、もう一つは、町の活性化での財政運営、大きな町のテーマです。この2つについて、まず質問をいたします。

まず、新庁舎の建設についてですが、これについては若干経緯も振り返ってみたいと思うんですが、以前、私もやりましたが、ほかの議員からもこの庁舎で防災対策はできるのかと、建てかえについての質問が何度かありまして、その際には町は第3庁舎があるから十分やっていけると、対応できるという答弁を繰り返しておられました。事態が変わったのは熊本の地震です。あのときにあの地域の市町の庁舎が倒壊をするという事態が発生をいたします。当時の河野防災担当大臣が役所の庁舎が倒壊するというのは全く想定外だという発言をされておりましたので、そこから問題が私は始まったと思うんです。全国の市町は財政難から庁舎の整備はずっと後回しにしてきておりまして、倒れるべくして倒れたというのが実態ではないかと思うんです。それを国の担当大臣が想定外だというように聞きましたのでびっくりしましたので、その後、町村会等も努力

をされたと思うんですが、若干の補助制度ができました。

それに平生町も乗ろうということで、前の町長が庁舎の建てかえの提案をされました。当初は5億円という警察側に4階建てで5億円だという説明を最初の選んだ経緯の中で説明をされました。資料があります。それで、そんなことでできるはずがないという話で6億円になりました。その後、結局基本構想をつくるというので408万円でしたか、かけてつくったのが3階建てで8億円ぐらいの想定になっておったと思うんです。それでもこれでは絶対に庁舎も狭くて入らないと、お金もずっとまだ膨らんでくるんだというまとめた指摘を昨年6月の議会で私はいたしました。それで一時、山田町長のほうからちょっと今度このまま進むんじゃないかと、次に町長の任期のこともありましたから一旦停止をして基本構想を尊重しながらも、工法や工期についてあらゆる角度から検討して提案をいたしますという話で終わりました。

その後、町長選挙、町議会の選挙とありまして、出てきたのはもう今までのやり方の延長線が出てきました。その当時の約束は一切守らず、ただひたすら今までの計画を推進すると、そういう話で今年の1月、調査費の予算を組むというときの話です。それ以降もだんだんと入らないというのがわかったものですから、当時はそのときには言い逃れをしても、次に出てくるときには規模を拡大する、財政規模を拡大する、とうとう第三庁舎全面改修をして工費も10億円を超えると、こういう事態になっているのが今日の状況だと思います。極めて私は遺憾な対応だと思っているんです。まともな議論もさせないで強行に進めて来られた。そして、今、プロポーザルで業者も絞り込もうという事態になっております。これが経緯だと思うんですが、議会としてもまともな議論もしないまま、今日まで来ております。

ところが、そのプロポーザルをやって、年明けにはさきの全員協議会での副町長の報告によると、第三庁舎の改修も兼ねた大規模な金額になるから議会の議決を要するので1月にはそういった議案を提案したいと、そういう話までなっております。

議会としては中身も何も議論をしていない、それから財源についても議論をしていない。ということで、もう来年には進み始めるんですよ。このことについて、まず当座の財政対策です。

業者と建設の同意を議会に出されるといいますが、予算は全然組んでありません。予算のない議案は議決の対象にもなりません。いずれ補正予算を組んで、それから議決をしないと進むことはないですから、予算のない議案はだめですから。そういったことも一切まだ出てきていないです。今の予測では、私の勝手な予測です、7億円から9億円ぐらいの金額の契約議案になるのではないかと思います。その財源措置をどうされるのか。今の取り決めでは業者と提携する場合には前払金40%を支払う約束になっております。これをどう克服していくかという問題もあります。その財源対策も示しておられません。それから、1年かけたら設計が始まりますから、いろんな関連の支出が生じてまいります。最後に完成したら既設の旧建物を撤去して整地すると、いわゆる外構工事が最後にあります。それも目の前に来ておるんですから、それに対する財源措置

も考えておかなければならない一連の事業だと思えます。これらが揃わなければ、来年の1月の契約議案の議決はできません。ちゃんとした財源計画を示していただきたいんです。国が起債を認めてくれると言いますが、90%の分、起債を認めてくれない分の資金の調達、10%分の資金の調達、一切示されておりません。それで建設の議案だけは議決してくれという話では、これは平生町をどこに持って行きたいのかという話になります。この深刻な事態に何ら説明がないのは、もう1カ月ちょっとあるかないかの時期です。町民にも一切このことは知らされておりません。この財源計画を8月2日の計画を見ましても、これは随分ずれて前倒しになって支出が始まると思いますが、こういったことも含めてちょっと当面の財源対策をちゃんとした計画をつくるべきだと思いますが、その考えを示してほしいということ。

それから、もう一つは建設が始まったら前から申しますように、町債の元利の償還が2027、8年ごろから始まるんですか、もうちょっと早くなりますか。そのときに今の計算でも交付税措置分を除いても4,000万円以上の一般財源が必要になります。これについてもちゃんとした財源措置を示していただかないと困ります。

きょう、町長が最初の話で町の財政状況について説明をしておられました。大変厳しい状況ですが、31年度末で4億円ちょっとの基金がありますけど、19年度で繰り入れを組んでいますから、3億五、六千万円ぐらいですか、今は、また今回減っていますけど、そういう状況でこれだけの大きな金額にどう対応されるのかというのも不思議でならないんです。もしそれがあれば、今でも苦しい財源の中で予算をやりくりするのに、町の行政自身ができなくなるんじゃないですか、これだけのお金をこれから用意しなければなくなったら。ほとんど銀行からの借り入れということになるんでしょうけど、当座は基金の充用だとか、資金繰りはいろいろ方法はありますけど、いずれにせよ町の一般の行財政に大変な事態が生じるというのは目に見えているんです。これについての説明をしていただきたいことと、それがまたさらに苦しい上に2027、8年ごろから毎月4,000万円の一般財源が必要になってくる。これについての施策もちゃんとしておいていく必要がある。そうでないと、町の今までの一般の財政運営ができなくなります。このことについて、ちょっとどういうお考えを持っておられるのか、お伺いしておきたいと思えます。これが1点です。

2点目は、活力あるまちづくりのための積極的な新規事業をやるべきだと私は思うんです。議員の皆さん、各地に研修視察、調査に行かれまして、それぞれ相手の財政規模のことを皆言います。財政規模が大きいんです、どこも。平生町にこれぐらいの人口で50億円を切るというのはほとんど見ません。55億円とか60億円近い財政規模が多いんです。結局、町は今事業をやっていない、財政が苦しいから事業をやらない、負の連鎖でだんだん財政規模が小さくなっていく。起債の償還をすることによって交付税も減ると、そのずっと負の連鎖でこの10年以上やってきています、20年ですか。起債の残高を減らすつちゅうんで。結局それが町の元気をなくしてお

ります。

町長さん、就任以来、まだいっぱいいろんな事業が使えるという話を、あるからどんどんやらないといけんという話をしておられますが、この方向に舵を切りかえていかないと、もう負のスパイラルから抜けられない状況になってくると思います。結局、町の元気がだんだんなくなっていく、人口減少につながっていくと、この発想を変える必要があると思うんです。問題は当面のお金の問題もありますけど、今でも苦しいのに庁舎を大規模な財政指数をとするとする、でも一般行政はそれだけでとまっちゃ困りますので、そのことを十分に考えて財政規模を拡大する、新規事業を積極的に取り組む必要があると思うんです。

先ほどの一般質問の答弁の中で、町の宣伝をすることが余り上手じゃないというような話をしておられました。この原因は創意工夫をして新しい事業をやろうという積極性が町組織の中にならなからだと私は思うんです。新しい事業をどんどんやって、町に活力を持たそうと、今やっとイタリアーノのことで久しぶりに姿をちょっと見えていますけど、各部署でいろんなやっぱり新しい事業で町の活性化のためにも事業を展開していくと、その方向が町長の就任以来口癖のように事業はいっぱいあるということですから、こういう方向に切りかえていく必要があると思いますが、これについてのお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩します。

午後1時25分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（中川 裕之君） 再開します。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、初めに何も相談しないでこのようになっていると、議会のほうにはということをおっしゃられましたけど、私が就任して新しい庁舎を建設するための特別委員会、これは3回ほど開かせてもらっていると思います。そのたびにこういうようにしていきたいということで、皆さんにご審議いただいていると思っております。今回、このようにプロポーザルをやることにつきましても、議員の皆様のご理解をいただいているということで、私ども、今、デザインビルド方式でプロポーザルをやっているという、私は認識におりますので、皆様方どうお思いか知りませんが、そういう認識でおります。

現在、新庁舎整備事業につきましては、デザインビルド方式を採用いたしまして公募型のプロポーザルにより基本設計業務を業者をお願いする事前の準備作業を進めております。

本事業では庁舎の建設工事をはじめ、備品購入やシステム移設等多額の一般財源を要します。現在の試算では総額約10億円を超えるプロジェクト事業でございます。財政確保の点から起債

ではありますが、交付税措置のあります市町村役場機能緊急保全事業を活用いたすことを考えておりますが、当然ながら借り入れ後に公債費として借金を返済していく必要がございます。

今後、基本計画から整備計画が進み、実施設計、建築工事、庁舎解体、駐車場整備などの事業費では現在約10億円となると推定しております。

議会の新庁舎整備調査特別委員会におきまして、随時、財政収支推計等をお示ししておりますが、歳入の面で人口減少に伴う納税義務者の減少による税収の伸び悩み、普通交付税の不透明な見直しなどにより、一般財源の確保が非常に厳しい状況でございます。

また、歳出の面におきましても庁舎以外の公共施設の長寿命化対策、高齢化の進行や子ども・子育て支援の充実などによる社会保障関係経費が上昇することも推測いたしております。新庁舎建設は大きなプロジェクトではございますが、その他にも住民の多種多様な財政需要に対応するため、財源を確保していく必要がございます。

新庁舎建設事業費に備え、平成29年度からこれまで3カ年、公共施設建設基金へ毎年度500万円ずつ積み立てておりますが、現在、4,000万円でございますが、令和2年度から増額を考慮しております。

また、その後発生する公債費につきましても、公債費を抑制するため、減額基金への積み立てなどを考えているところでございます。減額基金につきましては、皆様もご承知のとおり、曾根地域交流センターのリースが令和4年度で終了いたします。これは約1,300万円の支出をしておりましたが、これがなくなるということで令和4年度から今まで支払っていたものをそのまま減債積立として令和4年度から、令和4年度は残額があるので700万円ぐらいですが、その後は1,300万円をずっと積み立てておきまして、実際に先ほどの庁舎の建築の公債費の支出が始まるのが令和10年度から始まりますので、そちらのほうに積み立てた減債基金、これを活用しながら少しずつ緩やかにさせてもらうことを考えておきまして、今のところの考え方ですが、令和14年度ぐらいまでは少しずつ、先ほど言った基金を使いながら減額しておいて、令和15年度からは確かに起債の償還がぐっと増える状況はあります。これにつきましても詳細については、またペーパーか何かで皆さんにお示ししたいと思っておりますが、先ほど申しあげましたとおり、令和16年度以降につきましては、これもちょっと考えていけないといけないうふうに私も思っております。いろんなことも考えられますし、私は1年間やってみていろんな補助金や交付金等も出してありますが、必要なものはやっていきますが、もう必要でない、すなわちもうある程度活用は終わったんじゃないかなというものについてはなくしていきたいというふうに思っております。ようやく1年見て大体の感じがわかりましたので、事業仕分けじゃないですけども、事業の1つずつを見直していかなきゃいけないという時期に来ております。これはもうすぐに来年からというのではなくて、数年かけて、例えばやめるのであれば、この事業については何年までやって何年後はやめますということをはっきり申しあげてやらないと、期待していたの

にということがありますので、そうであればそれまでにちゃんと申請してくださいというふうな形で皆様に目に見えるような形でそういう事業の仕分けをした後の結果を報告してまいりたいというふうに思っております。これも一つ。

もう一つは、やっぱりまた後でご質問があるかもしれませんけれども、新しい税を考えていかんといかん時期に来ているのではないかなというふうに思っております。基本的に申しあげれば、今まで過去にずっと計画していたのが都市計画税でございますが、これについても何回かいろいろ検討してきた経緯は聞いております。これにつきましてもそろそろ具体的な政策として実行していかないといけない時期も今後出てくると思っておりますので、それに向けて私どもはそれがちゃんと行えるように行財政のほうもしっかりして町民の皆様のご理解を得ながら行っていく必要があるなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、財源については、今後、出るものにつきましても皆様にどういう状況、例えば新しい事業も入ってきて起債の償還もこのようになるというふうなことも含めてご説明をさしあげるつもりでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

もう一つは、町の活性化を目指した財政運営ということでご質問がございました。確かにおっしゃるとおり、何もしなければお金も出ていかない、お金も出て行かないという言い方も変ですけど、借金さえ返しておけばいいという状況になってはおっしゃるとおり町の活性化というのは全くなくなります。それは議員おっしゃるとおりでございます。財政運営において、将来の展望を見据えた成長戦略も必要不可欠ではないかというふうに認識をいたしております。未来を担う子供たちが希望を持つことができるまちづくりを実現することも課せられた使命であるというふうに考えております。

活力のある平生町を未来に引き継ぐため、未来戦略では若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するとともに本町が持つ魅力を最大限に引き出し、真に住み続けたい、住んでみたいと思えるまちづくりを進めており、アクションプランに掲げている政策目標の実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

少子高齢化や経済行政の変化など社会環境は大きく変化している状況の中、夢と希望を持って暮らせる社会の実現に向けて最大限の努力をしていかなければならないというふうに認識をしております。

豊かな自然、歴史、文化などの地域資源を生かしていくとともに、地域で安心して生活できる地域福祉の充実を図るなど、今後、本町の特性を生かした取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

現在、喫緊の課題として新庁舎建設整備事業を進めておりますが、本事業以外におきましても地域の実情から地域が抱える諸課題は山積みしており、町民サービスの維持や安全に暮らせるまちづくりを後退させるわけにはいきません。地方創生制度を活用して、本年度、イタリアーノひ

からお元年として、平生町内外に情報発信を行っておりますが、魅力あるまちづくり、安心して安全に暮らせるまちづくりに向けた継続したインフラ整備を含め将来を見据えた新たな事業を展開していかなければならないというふうに考えているところでございます。

基盤となる財政、財源の確保として地方創生事業など、国、県の補助メニューの活用はもとより、町債においても将来負担を見据え、交付税措置があるなど優位なメニューの活用を図り、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

財政の健全化に配慮しながら選択と集中のもと、創意工夫と柔軟な発想を持って限られた財源を有効活用して将来の平生町を活力ある町であり続けるための地方財政運営の構築を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） また言われたいんです、来年どうするかというのを。もう年が変わったら、庁舎の契約の議案を出されるんでしょう。予算はないんです。予算がない契約議案はないでしょう。そうすると補正予算を出されるでしょう。そうするとそのお金はどうなるのかと。1つ考えられるのは、プロポーザルで決まった業者と契約する際に、今のルールでいけば4割の前払金が必要ですけど、1年間はほとんど設計業務でしょうから、その範囲内でそれは支払いをこらえてくれとか、いろんな業者との取引になっていくのかもしれないですけど、いずれにせよ補正予算を組まないと契約の議案はありませんよね。どうしてその金額を言われたい、その計画を立てておられないんですか。この中にも8月2日の資料も今持っているんですけど、ずっといろいろ測量調査が済みましたが、基本設計、それから地質調査、交渉費とか例えば備品購入費とかシステムの移設だとかいろいろやっぱり項目が上がっているんですよ。その年度ごとにこの金額がこれだけ要ると、財源は借入れがいくらで金はどこから借入れると、一般財源はいくら要りますと、ちゃんとした計画をつくってくれなきゃだめですというのを私は前にも言っています。もうそうでないと町の財政は大変なことになりますから。

それと見解の次にまたもう一つ元に戻りますが、今回の庁舎建設についての経緯ですが、随分といろいろ申しあげてきましたけど、一切聞かないでずるずる方針だけ、やっぱり言ったとおり金額は膨らむ、事務所は入らんから面積を大きくする、また金額が膨らむというのを繰り返してしております。誠意がないんです。とにかく言ったらその場で逃げて、出てきたら次は変わっているというのが今までの仕組みです。それは見解の相違ですから、それは置きましょう。

それにしても、当面のお金をどうするかというのが一番大切なんです。この資金計画を見ましても1年前倒しで動いています。一番大きな金額が6億9,000万円、起債が起きるのが21年ですから、これ、計画では。少なくとも19年度の補正予算、20年度の予算に乗って来るといけんです。この計画もずれちよるし、いい加減なと言うたら失礼でしょうけど、そして

小さい中身もありますから、それについて20年度のいつごろ発生するからこの財源はどうしますと、銀行から借り入れるでもいいし、土地の購入については、県の振興資金を借りるのもいいし、いろいろ財源対策はあります。これはずっと皆言ってきました、今まで。その計画をちゃんとつくって出していただきたいんです。そうじゃなければ、庁舎の議決というのはあり得ません。それから、2027年ごろからちょっと1年これは早い、ずれてますから、償還が始まります。4,000万円、新たな財源がありますが、これについても私は社会福祉センターの指定管理が変わって1,400万円ぐらいなくなるから、せいぜいやっぱり半分は残して、今の公共建設資金と合わせて1,000万円毎年積み立ててくださいと、曾根の交流センターが済んだらそれも充てて全部積み立ててくださいって何回も言ってきました。当時、償還が始まるまでに今新しい財源を設けていかないと、町の一般行政に影響を与えますという話もしてきました。

それから、町長の答弁で1つやっとな交流センターの積み立てと新しい財源については言及がありましたから、それはそれで頑張っていたきたいと思うんですけど、50億円あるからお金が出るとしたら違うんです。ずっと財政とも協議してみたら、きょう朝申されましたように、經常収支比率が91.5、町のそれは大まかなざっくりばらんに計算しちよる、町が今50億円の予算の中で自由に使えるつちゅうか、それは4億円から4億5,000万円なんです。後はもう全部行き先が決まって、それだけの財政硬直化というのはしているわけですけど、それで今いろんな事業をやっているんですよ。それを手をつけるとなると、今の事業もできなくなるんです、これを減らすと。そのことを深刻にやっぱり考えていただきたいんです。このうち2,000万円庁舎に持って行ったら、もう4億円ちょっとしか自由に使えるお金がなくなるんです。これを減らすわけにはいかないというんです。今まで庁舎のほうがあるからということで、ところが、今の計画を見てみたら、その計画もこの3年、4年の計画ができていないんです。一般財源、当面それはあと修復するからと言うんですが、借り入れてもそれは資金繰りとしてはしょうがないかもしれませんが。その計画を示してください。来年の1月に議決を要するというところまでには、そういったことも含めてちゃんと最低でも今の一般会計に影響を与えないような庁舎の建設財源対策をつくると、これが大変私は大切なことだと思います。このことについての答弁をお願いいたします。

それと先ほど新しい将来に向けた町長さんのお話、それはそれで了解いたしました。いずれにしろ、どんどん事業をやってもそのときに起債が増えていきます。それが今の国の制度でしたら補助金、起債、一般財源と起債も交付税措置も金額がありますが、そういったええものを使ってやっていくという、総力を挙げて知恵を出してやってもらわないと困るんです。へたくそっちゅうだけじゃだめなんです。そういう点ではやっぱり町の行政組織に活力も欲しいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答え申し上げます。

まず、新庁舎の建設経費でございますけれども、今年度につきましては、基本的に2019年度予算で計上しております。したがって、新たに出すというものはございません。

今度1月に行うのは、基本的にプロポーザルでこの企業と契約をするということで皆様方にお示しするというを想定しておりまして、新たな予算を追加することは今考えておりません。

ただ来年度予算につきましては、用地取得と実施設計が出てくる予定でございますので、こちらについては町債、用地取得については一般単独事業で75%の充当、それから実施設計についてはこれは機能保全90%の充当でございますので、町債が主なもので予算的には900万程度になろうかと思いますが、これは来年度予算に出さしてもらいたいと思います。

それから先ほど申しあげました実際に一番大きなのはおっしゃるとおり建築工事でございます。建築工事、先ほどから前払い等、年度末精算と中間とこれらが出てくるわけですが、前払い40%でございますが、約2億5,000万円ぐらいになろうかと思いますが、こちらについては基本的に起債で対応する予定でございますが、ただ起債を借り受けて申し込みいたしまして1カ月ぐらいかかるということなので、若干一時借入金を行って、まずお支払いをするという形になろうかなと思っております。また、年度末精算におきましても基本的に同じような2億5,000万円ぐらいになるのかなと思っております。こちら町債によるものでございますが、借入れから1カ月程度の時間のラグが出ますので、これもそのときは一借をしながら随時適宜対応してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こちらの全庁舎関係建設関連経費につきましては、詳細につきまして、またご説明を差し上げたいというふうに思っております。この場で1つつ言っても時間の都合がございますので、これは議員の皆様方にお示しして、全体像を見ていただきながら、その報告をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

詳細につきまして、総務課長から報告させます。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足して説明させていただきます。

新庁舎の建設に係ります、今現在進めております経緯につきましては、先ほど町長から申したとおりでありますけれども、詳細な財政推計、以前にもお示ししてはございますけれども、今からかかってくる経費、またプロポーザルによってどういう契約になってくるかということも近々、方向が見えてまいりましたので、また次回の予定の特別委員会において資料等を提出させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） そうすると、当面、今年度は新たな支出は予算の範囲内ではな

いで、これが困るんです。大きな事業を今年度はこれでやります、実際には後のほうが大きいんですよね。それと議会の答弁で1月10日の特別委員会、私は知りませんが、そこで報告しますと、そんな答弁はないです。本会議の一般質問の答弁に。こういった詳細について報告してくれという質問通告をしているんですから、できんならできんというならわかりますけど、できんかったらまたそれで私はあるんですが、一般質問の答弁で1月10日の特別委員会で報告しますと、これは答弁じゃないです。これはちょっと問題があると思いますが。

いずれにせよ、町の今ある会計に影響を与えないで庁舎の財源をつくっていくと、そうせんと今の町政に重大な支障が生じますということです。それと、これから先もまだ学校給食の話も前にしました。いろんな一般のこともあるわけですから、ここのところをちゃんと計画して文書で出してほしいという話をしているわけですから。目の前のことなのにこういうことで済むということが私は納得ができません。

○議長（中川 裕之君） 答弁要ります。3回目の答弁。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどの答弁はいたしたつもりです。ただ詳細については1月10日に説明させていただきますということでありまして、答弁自体を1月10日にしますという趣旨ではないというふうに私は思っております。

それから、確におっしゃるとおり金額的に平生町としては本当に50億円の予算の中で10億円をちょっと超えるぐらい、今の推計で言えば、約10億円をこれから支払っていくということでございますので、おっしゃるとおり資金についてちゃんとした財源を持ってやっていかなきゃいけないとおっしゃることはよくわかりますし、私どももそんな全く今後どうでもいいやというつもりでどうにかなるだろうというような形でやっているつもりはございません。やっぱり一応、そういうこれから必要になる経費等も踏まえてどれだけの財源が必要になってどれだけの起債の償還がありますということもちゃんとこれからお示しさせていただこうというふうに思っておりますので、どんぶり勘定でやっているというようなことではございません。ちゃんと支出等の状況も踏まえ、また税収等も考えながらやっていこうと思います。

ただそうは言っても、ご承知のとおり財政というのは本当に水ものでございます。国がいつているのと一緒、要するに財源というものはいつもいつもあるものでもないいつも思っています。だから、先ほどからあるふるさと納税をもう何億円とかもらっているといいますが、これもいつなくなるかわからない。先ほど大阪である町が有名になりました。200億円近くもらっていたが次の年はゼロ、それまで200億円入っていた収入が次の年はゼロになる。そうした場合にそれまでにやってきた事業を今度はどうやってやるんかねという話、それこそ財源が全くないということになりますので、確かに信用できると言ったら語弊ですけど、確実にあるというのが税収と交付税だと私は思っております。これは基本的になくなるということは私も想定は全くできま

せん。この2つについては、やっぱり多少の微妙な増減はあるかもしれませんが、基軸としてはこれだと思っています。だから、それとプラス新しい税も考えていかなきゃいけないし、新しい制度も今いろんな形で創生事業もそうですし、いろんな事業がこれから国としてやってこられる可能性があります。これについてはまだ今は現実的にはわかりません。どういう事業をやりますというときに、うちとしてはいつでも手を挙げられるように、直ちにそれに乗られるものは乗っかろうという気持ちで、いかに一般財源を使わないで事業を行っていきけるかというのも一生懸命探しながら、また国の施策も注視しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、皆様方のご協力と色々なご指導をいただければありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

午後1時59分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 次は、弱者対策についてです。

1つは、災害弱者の避難について。もう一つは、障害者の雇用についてです。

まず災害弱者については、午前中、岩本議員のほうから質疑がありましたから、あの続きをやります。

私は、いろんな難病患者の団体のいろいろな運動にもかかわっておりまして、今年7月に、難病患者の会は災害に備えて準備することというシンポジウムに参加をしました。それともう一つは、この10月の30日に、宇部市で「障がい者の防災・避難を考える市民の会」、これは宇部市の障害者団体が開催されて、大変たくさんの方が集まっておられました。そこにもちょっと行ってきまして。そこには、この前の福島の水害にも、ボランティアで各地で参加された、ゆめ風基金っていう市民団体があるんですが、その事務局長の八幡隆司さんという人の講演も、宇部市では聞いてまいりました。

そういったことも踏まえまして、何点か平生町の災害弱者対策の現状もちょっと聞きましたので、質問をいたします。

難病患者の避難については、今、国立病院機構の全国の医療センターが難病をかなり専門にやっておりますから、その先生方が研究会をつくって研究をしておられます。ちょうど7月に来られたのは、静岡の医療センターの溝口先生という、この方が全国で中心になってやっておられるようで。柳井の医療センターの副院長もこの研究会に参加をしておられます。

そこで、先ほど町長のほうから岩本議員へ答弁がございましたけど、答弁の中身は、今年の7月に健康保険課がつくった資料を、大体読まれたと思うんです。先ほどのいろんな施設との提携、人数というのは、この中に書いてあります。まさかこれを言われるとは思いませんでしたけど。

それで問題点は、災害弱者、もっと言葉で言えば避難行動要支援者、これについては、まず名簿の作成があります。それから全体計画の中で、避難行動要支援者の名簿を作成をすると。これは、かなりどこでも進んでおるようですが、その更新なり実態っていうのは、大分これ、日にちがたっていますからね。それとそのあと問題は、避難行動要支援者個別計画の策定っていうのがあるんです。ここが進んでいないんですよ。名簿までは行っておると思います。先ほどの話でも。

それで、これに努力をしておられまして、まち・むら地区の防犯会議の報告なんですけど、その中のいろんな意見が、この前も出ていました。例えば、「世帯数の多い自治会は、単身高齢者の把握は困難だ」とか、「単身の高齢者は、もう自治会へ入らない」とかいろいろ。それから、「避難困難者を自治会長が掌握するのは困難だ」と、こういったいろんな、まち・むらの防災会議での討論の結果が報告されました。

私は、問題は、やっぱりこの名簿をつくって自治会に渡すだけじゃあ、無理だと思うんですよ。幸いなことに平生町は合併しないで、小さな団体ですけど個人がつかめるっていう、小さい組織ですから利点があります。

ですから、避難行動要支援者の個別計画っていうのを策定をしていかないとだめだと思うんです。それについて調べてみました。いろいろと。

まず、そこに行き着く前の問題ですけど、名簿を作成するっていうことが1つだけ、その前に、まず災害して避難所に行きますね。町のこの計画を見ると、避難所に行ったら、まず避難所の開設っていう項目がありますよね。町は避難所を開設し、指定避難所に避難してきた中に高齢者や障害者等の要配慮者がいる場合には、先ほど町長の答弁に、スペースをつくったり、いろいろすると。そして次に、福祉避難所を開設する手続きが書いてあります。これは一次避難所、二次避難所っていう概念ですけどね。それは――要領がすごいですよ。福祉避難所の開設は、いわゆるそこに避難者、そういう人が来たら、保健師やいろいろな人が聞き取りをして、そういう人が必要かどうかを判断して二次避難所に送るという具合になっています。二次避難所の体制が書いてあります。

ところが、平生町の状況を見てみると、いわゆる福祉避難所は社会福祉センターを予定しているんです。ご存じかどうか知りませんが、これは今年で廃止になると思います。これはまた次の問題として上げて。今までやったことがないからわかりませんが、福祉避難所の場所の予定は、福祉センターです。そこにいろいろな人を配置をして、移動は町がやると。要配慮者の移動は町が行います。ただし、移送手段に特に配慮が必要となる場合は、様式4の1の書類をもって締結者

と事業者が協力してというように、書類をやりとりしては次に行くというようになって。例外規定ありますよ、急いじよるときはそうじゃないとかね。

いずれにしてもいろいろな取り決めがありますが、これが実際に役に立たないんです。先ほど言いました、宇部での話を。この方は大阪の地震のとき、それから真備町の水害、この前の福島県の災害等に行って、一次避難所と二次避難所っていう概念は役に立ちませんと。第一、無理なんですよ。一次避難所行って、この人は無理じゃから、あっちにまた移送するっていうのが。

ですから、一次避難所、二次避難所っていう概念をやめて、要支援者名簿をつくって、個別計画をつくっていくっていう体制が求められておると思います。ここまで行ってほしいんですよ。

それともう一つ最後にあるのが、施設の避難体制です。

平生町にも、例えば老健施設がかなり海拔の低いところにあります。こういうところはこういう——水害の場合、いろんな施設がありますが、各施設がどういう災害対応をするマニュアルをつくっている、これもつくらなければいけないようになっている、指導もしておられると思う、この取り組み状況はどうかと。この点をちょっと聞いておきたいと思います。

それと2点目は、障害者の就職の状況、いわゆる町、行政機関が、法定雇用率っていうのがありますが、これを守ってちゃんとやっていないってことで、昨年から国の機関で随分問題になりました。平生町はどういう状況か、まず説明してもらって、次にまた質問したいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まずはじめに、災害弱者名簿の活用、また福祉避難所についてご説明申し上げます。

先ほど岩本議員さんにもお答えいたしましたとおり、避難行動要支援者名簿、いわゆる災害弱者名簿につきましては、単身の高齢者世帯、高齢者のみで構成される世帯の毎年の調査と、障害者手帳等の交付台帳、情報提供同意書等により作成しているところでございまして、関係機関へ名簿を提供することで、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に活用をできているところでございます。

しかしながら、個人情報保護の観点から提供同意を得た人のみの名簿提供にとどまっておりますため、平常時から要支援の人はどのくらいおられるのか、避難支援等関係者との情報共有が十分できないことが課題となっており、提供同意者をふやしていく取り組みが必要と考えております。

また、福祉避難所の開設に当たっては、一般避難所での要配慮者からの要請で開設することとなっており、災害の規模、要配慮者の状況に応じて判断することといたしております。

一般避難者からの要請で開設することはありませんが、二次災害等は避けなければなりませんので、避難所の開設については早目の段階での判断が必要というふうに考えております。

自然災害のうち、台風等事前に発生が予測される災害時には、要介護認定を受けて在宅で生活

していられる方は、あらかじめ介護保険のショートステイを利用することにより、要配慮者の安全対策を図っている事例もございます。

また、おっしゃったとおり、福祉避難所の開設ですけれども、やはり災害の規模によって変わってくると思うんです。平生町内といいますか、ちっちゃなところで災害が起きた場合と、山口県、中国地方全体を襲うような災害があったときによっても、それは対応の仕方も変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。

一次災害、二次災害という区分を、今、設けてはいますが、多分、大きな災害が起きたときはそんなことを言っているといまもないと思いますので、そのときは直ちにでも福祉避難所を開設して、一次避難所に行って二次避難所に行くというんじゃなくて、はじめから二次避難所のほう、福祉避難所を開設してそちらに行ってもらいたいような形になるんじゃないかなと思っておりますので。その辺については、ちゃんとマニュアルをつくって、今後対応していきたいなというふうに思っておりますし、避難していただく団体の避難場所でございますが、そちらのほうの対応といいますか、いろんな風水害もあるし、台風によるものもありますし、地震もありますし、どういった対応がされているのか等につきましては、ちょっと私も詳細には知っておりませんので、この後、健康保険課長のほうから説明させていただこうと思っております。

いずれにいたしましても、災害弱者につきましては、きちんとした対応ができるように事前にマニュアル等をつくって、対応をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、障害者の雇用につきましてご質問がございました。

障害者雇用の促進等に関する法律の規定によりまして、毎年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を、山口労働局に報告しているところでございます。

平成29年6月1日現在の報告までは、本町における障害者実雇用率は法定雇用率を上回っておりましたが、平成30年6月1日現在の報告から、障害者法定雇用率が2.3%から2.5%に、また、算定基礎となる職員の範囲が見直されたことに伴い、本町における障害者実雇用率は、平成30年6月1日現在及び令和元年6月1日現在ともに2.08%となり、法定雇用率の2.5%を下回っている状況でございます。

障害者枠の職員採用募集は、平成19年度及び平成21年度にそれぞれ実施し、平成20年4月から1名、平成22年4月から1名を採用したところでございますが、既に当該職員2名は退職しており、その後において障害者枠の職員採用募集は、現在実施していない状況でございます。

障害者雇用の促進等に関する法律に基づき、報告する本町の障害者雇用不足数は0人でありませんが、障害者枠の職員採用について検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中尾健康保険課長。

○健康保険課長（中尾 和正君） 平岡議員から施設入所者の避難についてお尋ねがございました。施設入所者の避難につきましてでございますけれども、介護保険施設など社会福祉施設におきましては、自力避難困難な方が多く入所・利用されておりますので、その安全を確保するため、議員がおっしゃったように、各施設のほうで避難計画は立てておられます。

平常時においてはその計画に基づき、避難訓練を実施をしておられると思っておりますけれども、当該施設が被災をし、利用が不可能となった場合、町内の老人福祉施設では柳井圏域の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、それから軽費老人ホームで、16施設で非常災害時相互応援協定といったものを結んでおられて、対応をするというふう聞いておりますし、先ほどお尋ねでありました老人保健施設でございますが、この老人保健施設は、近隣の市町に同じ系列の施設を多く抱えていらっしゃいます。町内の施設が被災をし、入所者の方の介護が一時的に困難となった場合には、そういった系列の施設のほうに移送をし、介護を続けられるというふう聞いております。

また、町として発災後速やかに、町内介護保険施設等の被災状況を把握をし、介護サービス提供の継続に支障がある、そういった建物被害が発生する、そういった場合には、近隣市町も含めて受け入れ可能な施設の調整を、まずは町が行うこととしております。

ただ、町が行うことにも限界がございますので、町域を超えて多くの施設への受け入れ要請が必要な場合には、山口県並びに山口県社会福祉協議会等関係機関と連携をして、受け入れ先の調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 避難行動要支援者の件ですが、災害が毎年起こって、今までの計画は役に立たないっていうのがずっと証明されてきているんですね。特に、まず避難だけでも全所帯避難とかいう話。じゃ、どこに行くのかとか、いろいろな避難行動のこととかもあります。今では、「自宅におるのも避難だ」とかいう変な議論も出てきておりますから。この7月にこれ、まとめられておりますけど、これ実際にもう今年の雨を見たら、役に立たなくなっているんですね。それはぜひ認識しておいていただきたいです。

私は前にもこの問題、ちょうど車椅子で生活をしておる方が、「地域の交流センターであった防災訓練に行ったけど、全然わしはだめじゃった」と。「どねえしてするんかいや」という話がありまして、前に。いわゆる、特に難病なり重度の障害を持った方については、自力では絶対、避難できませんから。それと、地震のような大規模、市周辺全体がやられたときには、そこでもどうにもなりませんから、一定距離を置いたところと、「この人は、こういうときにはここに行く」と。特に重度の障害、難病なんかの場合は、1日おいちゃったら命にかかわる問題もあります。

すから、即座に向こうから連れて来てもらえる、こっちも何かあったら、連れに行くというという協定はできないかという話をしたことがあります。

それから、今、あちこちいろいろなことをやっておるというような話ですが、実際に、本当に進むのかどうかと。ショートステイに今、台風のときには一時避難される事例がありまして、これも担当に聞いていいなと思いましたが。実際にはそこを契約を結んでおいて、そういう要介護の資格である人、いわゆる今までそこに行った人がまた行けるという程度のことなんで、誰でもそこに行けるという話じゃないんです。これはまた介護保険の兼ね合い等もあるんでしょうけどね。

いずれにせよ、要支援者を全部やるとなると簡単じゃないと思うんです。でも、小さい町ですから、「この人と、この人と、この人は絶対にこれはこうせんとだめだ」っていうのは、わかると思うんです。これが小さい町のええところじゃないですか。

ですから先ほど申しましたように、避難行動要支援者の個別計画の策定をしていく必要があると。そして、これは自治会とか何とかに任せるんじゃないで、民生委員さんやら何やらいろいろな人を通して、とっさに行動ができるような体制をつくっておかないといけないと思いますから、このことをちょっとお願いをしておきたいと思うんです。

いわゆる短い期間で生命の危険にかかわる人から順番にやっていくことが大切だと思いますので、その点は日ごろのいろんなこと、障害者手帳の更新だとかいろいろありますよね、窓口で。それはいろいろなことを配慮しておられるように窓口では聞きました。

でも、それぞれの人の個別計画をつくって、更新をすることが大事だと思うんで。一遍つくったら終わりじゃないですから。そういったことも要望をしておきたいと思います。どんどん災害変わりますから、要望でいいです。

次に、障害者の雇用についてです。

私、難病のことにずっとかかわってきましたから、日本中でやっぱり権威のある方ですが、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院っていうのがあり、その名誉院長、埜中先生っていうのがおられますが。15年ぐらいこの人の、ずっと講演を聞いてまいりました。自分の生涯をかけて、特に筋肉系の疾患の研究を重ねている。熊本から始まったんですけど。

昔は、いわゆる筋肉系の疾患はおいちよくと、体が変形するんですよね。でも、恥ずかしいからっていうて、戦前は家の中へ閉じ込めると。ちょっと言葉は悪いですけど、「あそこの家には、せむしがおる」とか何とか、子供んときにこう、いろいろちゃかしたりしたことも、私は反省であるんですけどね。結局、筋肉疾患で人は体が曲がるから、そういうことで自宅に閉じ込められると。

そのころから、この先生はずっとその対応をしてこられて、これじゃあいけないって、施設に入れると。今度は施設に入れたら、もうちゃんとした療養をするんじゃないで、家の牢屋から施設

の牢屋に入れたच्छゆう感じであるから、これもいけんと。どうかして治して、この人たちも勉強もして、仕事もして、収入も得られるようになるまで助けちゃらにやいけんいうんで、ずっと長い間、一生をかけて取り組んでこられた方なんです。何人かは今、パソコンの時代ですから、筋肉疾患があっても就職をして、みんな頑張っている事例も聞きました。

それで、そのとき思うんですが、障害を持ったら、「みんなと同じように、思うように勉強をして、そこそこに就職をして、そこそこのお金を得て生活をしたい」という希望も持ったらいけないんですよね、障害者は。もう無理なんですよ、それが。勉強することから始まって、就職することに。だから、それで今、国が障害者の雇用を義務づけるというようなことをしていつて、さしずめ別枠で採用するとか。ですから、そういう人たちも希望が持てる社会をつくっていくことが、それでそこに合理的配慮っていうのが、そういう人たちを助けるための概念が生まれてきているんです。

平生町の場合、聞いてみましたら、「障害者の雇用をやったことがあるけど、なかなか定着がしにくい」という経緯で、今ある数字は、採用後に障害が生じて、今カウントされておるというのが実態のようです。障害者を雇用してカウントをしておるという状況じゃあないんです。今までもずっとそう。ですから、これはどうか研究して、1人でもいい、2人でもいいからやっつかんといけな合理的配慮の責任があると思うんです。

それで、最近ずっといろいろ情報を集めてみましたら、この程度の障害者じゃったら、どういう仕事ができるかというのを、まず庁内で洗い出して、その仕事を集約して人を雇用して、その仕事をすると。そうでないと案外、障害者はやっぱり社会へ出て対応できない方も多いですから、一定のいろんな配慮をしていかないと。これは山陰の米子市で今、やっておられるようですけど。

そういったことも考えた、障害者の雇用を考えて、できるだけ障害者でも仕事につけるという夢が持てるような対応をしていただきたいと思うんです。残念なことに、今の町政ではちょっと簡単じゃないですよ。だから、そういうことも踏まえて、今後の障害者の雇用をちゃんと見据えた合理的配慮をしていく。この考えを念頭に置かないと、この問題は解決していかないと思うんです。

だから、そこんところはやっぱり概念を変えて、この埜中先生がずっと一生をかけて取り組まれた姿を私は見てみまして、やっぱり、やればできる。その気になるかどうかだと思いますので。障害者の雇用について、町長の決意をお伺いしておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員おっしゃるとおり、障害者の雇用につきましては、いろいろ大変な面はありますけれども、おっしゃるとおり夢と希望を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思いますので、私どもでできる限り、そういう方を雇用できるように、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

なかなか難しい面があるかと思えますけれども、やはりおっしゃるとおり、そういう気持ちがないと、これは解決できる問題じゃないというふうに思っておりますので、障害者の雇用も十分頭の中に入れて、今後の職員のあり方も含めて、ちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中川 裕之君） もうええの。

○議員（11番 平岡 正一君） いい。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 通告書のとおり、2点ほど質問させていただきます。

1問目は、ひらおハートピアセンターについて、2番目は、平生町総合計画についての2問でございます。

1問目は、ハートピアセンターは、子供が幼かったころ、自治会や子ども会、婦人会など、みんなと一緒によく利用しました。また、ハートピアセンターの活動は、15年ぐらい前までは県下でもトップクラスで、県農林部村おこし推進室主催の集会などでは、平生町が事例発表をしたり、各地から視察に訪れたり、活発ですばらしかったです。

そのうちだんだんと活気がなくなり、草や雑木が茂ってくるので、私は今までにも何度も、有効に活用できないか話を持ちかけましたが、「周りが他人の土地だから、どうにもできない」、「金がないから」など、できないことを理由に、話は前に進みませんでした。

私は、できない理由を述べるより、できる方法を考えることが平生町発展のために必要だと思います。町の観光、産業振興に、平生町は自然の山、海に囲まれ、美しい環境をいかに美しくする工夫が大切だと思っております。

先日、町民が参加した「イタリアーノひらお」は、スタートともに、大星山、風車、昔から利用していたハートピア、運動場、公園が、今は跡形もなく寂れ、ジャングル状態に。「これをもう一度手入れして、復活できないのかどうなのか」と話が出ました。

そこで、ここ5年間の年ごとの利用回数と参加人数。ハートピアセンターに限らず施設は、使用してなんぼのもの。使用が多いほど価値があるのではないのでしょうか。近くの運動場、公園の使用状況と照らし合わせ、一体化し、周辺を美しく——美しくというのは草刈りなどです——することを、再度検討つもりはないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、ひらおハートピアセンターの施設利用状況につきましては、平成26年度の利用回数は26回で、利用者は367名、平成27年度は23回、445名、平成28年度は18回、321名、平成29年度は35回、567名、昨年度は63回、948名でございます。29年

度より利用者数が増加した理由といたしましては、1団体が毎週利用をしているためでございます。

ひらおハートピアセンターは、平成元年に、農漁村地域トータルライフ向上対策事業を活用し建設されたものでございまして、新しい農産物の開発や、都市と農漁村の交流の場として活用しながら、利用者みずからの手によって将来の農漁村の進むべき方向を研究開発することを目的に設置されたものでございます。

設置当初は、ハートピアセンター推進協議会を運営主体として、地域活動や都市と農漁村との交流の場としての活用を図ってまいりましたが、協議会メンバーの高齢化等により存続が難しくなり、現在では施設の設置目的に沿った活動が行えていない状況であります。

また、施設からの景観はすばらしい反面、山手に立地していることから現地までの交通手段もなく、施設のバリアフリー化も不十分であることから、高齢者にも利用しにくい施設であることも利用が遠のいた一因であると思われまます。

現在、地域おこし協力隊による施設の活用についても模索している最中でございますが、今後、個別施設計画策定の中で、方向性について検討してまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、ハートピアセンターからの眺めはすばらしいものがあり、この眺望は施設の大きな特色となっております。この眺望を確保するため、施設周辺の土地の地権者にご理解をいただき、平成27年度及び28年度に、やまぐち森林づくり県民税を財源といたしました、地域が育む豊かな森林づくり推進事業を活用して、景観伐採を実施したところでございます。これによりまして、建設当時とまではいきませんが、施設の特色であるすばらしい眺めは、ある程度確保されている状況です。

また、施設的环境整備につきましては、簡単なものは町で任用をしております管理人によって、また、作業を伴うものにつきましては、町職員により行っておりますが、いずれも施設敷地内に限られている状況でございます。これは、施設周辺は民有地であることによるもので、町による周辺の一体的な環境整備は、現時点ではなかなか難しい状況ではございます。

とはいえ、一帯はハートピアセンター、ハートランドひらお運動広場、スポーツリクリエーション公園など、町施設が多数存在するエリアでございますので、今後、民有地の地権者にも協力を仰ぎながら、周辺環境の整備に向け、配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 16年ぐらい前ですが、ある施設ではハートピアを利用して長年、4月、桜の花見を行い、当時、管理をされていた鶴田清人さんは利用者とは弁当をともにする楽しみを、また、利用者は地元の美しい桜を見て気分転換、周辺を車椅子で散策、笑顔、それが今は、隣の田布施川に行っているようです。

先ほど町長さんが申されましたように、ハートピアは、窓をあければ海、島が見え、何より静かで心が和む場所なのです。また、身障者のトイレがあるのもすばらしいことです。

先ほどご回答いただきました、利用者、利用回数ですが、ここ2年ぐらいから利用者が増えてきているのは、産業課の方の配慮で、「利用したほうがいいんじゃないか」というような声かけもあったんだらうと思います。産業課のほうも努力されているなどというのは、肌で感じております。

先日、昔の仕事仲間が出会いの会を開催したとき、「こんな山奥に、こんな場所があることを知らなかった」、「静かで、小ぢんまりとして、温度管理ができていて、安い使用料金で、ゆっくり落ちつくね」、「町民でありながら、この年になるまで知らなかった。また利用したいね」との声があった。

この会は、高齢者のひきこもりの予防のために行なう一面もあり、また、消費者問題協議会により、オレオレ詐欺とか悪質商法の予防の話なども含まれ、弁当を食べながら盛り上がったようです。そのとき、「昔、1回来たことがあるけど、窓をあければ風景がよかった。今はジャングルじゃね。この辺、手入れしてほしいね」との声もあると聞きました。

そこで私は、1年間のハートピア管理をする目的、方法の提案です。工夫はできないだろうかと考えてみましたので、ちょっと発表してみたいと思います。

仕事内容は現在、掃除とか行政との連絡だろうと思いますが、ハートピアを美しくするため、管理者を募集。それはまたグループの募集でもいいと思いますが、1年間の簡単な計画表を作成、春、夏、秋、冬とプランターに花を咲かす工夫、年2回、男性シルバーによる伐採・草刈り。これらは行政の人がやるのではなく、雇われた人がもっときれいにする。任す管理をしたら、絶えず一年中きれいになるのではないのでしょうか。提案なんです、町長、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご提案いただきまして、ありがとうございます。ご提案は、私ども担当課、産業課と一緒に検討させていただいて、どのようにしていけばいいのかも含めて、ハートピアセンターの今後のあり方も含めて、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 無理なことを言っているかもしれません。町長がかわったら、急にお金が増えるわけではありません。夢に近づくように、みんなで創意工夫して、私町民もともに前進したいと思っています。そういう人もたくさんいます。いい方向に話を進めていっていただきたいと思います。（発言する者あり）はい、もういいです。

それでは、2番目の、平生町総合計画についてです。

先ほどもいいお話をされて、町長さんからのご回答もいただいて、もうある程度わかりましたので。私からは、著しく成長する若者、夢を抱く中学生の意見に耳を傾け、総合計画の策定に取

り組んでほしいなど考えているのですが。意見というより、アンケートとかいろいろな含みがあると思います。何か出前講座もやっているとか言われていましたので、それらも含めていいことだなど思っていますので。中学生の夢を総合計画の中に取り入れるっていうことは、考えられないでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申しあげましたとおり、総合計画につきましては、これは町としての本当、今後10年間をどのようにしていくかという大切な計画でございます。

先ほども申しあげましたとおり、若者も一緒になって考えていただかなきゃいけないということで、アンケート調査につきましては、基本的に、町内に在住する18歳以上の男女2,000人を対象に、9月30日に調査状を発送して、10月25日を回答期限とし、現在、集計作業中でございます。

ご質問の、平生町を担う若者、中学生以上を対象にした調査にすることについては、18歳以上の町民だけでなく、小学生や中学生などの次代を担う若い世代からも調査や意見の聞き取りなど、若い世代からも幅広く意見集約を図りたい旨、平成31年3月定例会や、8月に開催した議会全員協議会において、総合計画策定方針の中でもご説明申しあげているところでございます。

今年度及び次年度におきまして、小学生、中学生及び高校生を対象とした、総合計画に係る出前講座を実施する予定としており、総合計画についてしっかりと理解をしていただいた上で、意見交換や意識調査を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、若者の声を聞く場といたしまして、来年1月に開催されます成人式において、ウェブ形式によるアンケート調査や、移住定住に係るイベント等を実施することとしておりまして、平生町への定住につながる取り組みも行うことといたしております。

策定方針でもお示ししておりますが、次期総合計画では、参加と協働のまちづくり条例に基づいた、参加と協働をより進化させた、住民主体の自治を目指すことを、次期総合策定の根幹に据えることといたしております。

若者や小学生など、次世代を担う若者も含めた全ての住民がまちづくりの主体となるよう、総合計画を策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 選挙も18歳になりました。これからの平生町を担う若者の意見やアンケートなど、総合計画は重要で、幅広く配慮すると覚悟や思いを伺いました。平生町が少しでもよくなる、夢のある平生町づくりを期待しております。協力もさせていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

午後2時58分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 3点について一般質問をいたします。

まず、大きな質問の1点目です。新税の導入について、これ、今後の財政運営、自主財源の確保策として、新税の導入についてお尋ねしますということを通告しといたんですけれども、先ほど平岡さんのご答弁の中に都市計画税考える時期に来ている、具体的政策として今後考えていきますというふうなことがありましたので、私、ちょっと視点を変えまして、行政の継続性から2つの行政計画を根拠にどうなのかということで改めてお尋ねをいたしたいと思います。

1点目は、まず、行政計画の1点目、取り上げる1点目は、第6次平生町行政改革実施計画、これ通告にも書いてありますので、これによりますと、その前の行革の大綱でもそうだったんですけど、新税の導入については準備を30年度まで、31年度からは順次実施というふうに書いてあります。これ都市計画税かどうなのかは、そこに都市計画税は法定外税等の新たな税の導入について検討を行う取り組みの内容ですね。それで31年度に順次実施というふうにあるんですけども、先ほどの町長の答弁では考える時期だというようなことで、先送りなのかなという感じがします。先ほども財政運営の観点から厳しいというようなお話もありましたので、改めてその決意のほどということで私のご質問に答えていただければと思います。

2点目です。平生町公共施設等総合管理計画ですよ、これ、この中で今後40年間のいわゆる箱物インフラ、いわゆる公共施設、この維持更新だけでも年間、1年間当たり4億8,000万円資金不足とされるというふうに言われています。今後、資金不足、庁舎の建設、それから公共施設の維持更新、それとこの年度末までに方向性を示すとされている学校給食の施設、考えただけでもいろんな問題が山積していると思います。もう少し加えるならば、きょう行政報告の中で言われたんですかね。そうですね、都市計画、ルート188号線に関して平生横幹線、いわゆるこの整備についても少し触れられていますけれども、いわゆるインフラ整備、先ほど申しあげました公共施設の維持更新費用というんですか、この中にも入っているんじゃないかと思うんですけど、いわゆるここ10年ぐらいのやっぱり財政運営の基本である推計、これを出していかないとなかなか町の財政運営、困難ではないかと思います。そこで、先ほどの決意とともに今後の財政運営の状況をいつかお示しされるべきではないかと思いますので、そのことも含めて、先ほど少しダブるかもしれませんが、平岡さんの質問と。そのことに対しての質問をお尋ねをいたします。

以上です、1点目は、

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今後の推計につきましてはお示しすることといたしておりますので、そのときにはよろしくお願ひ申し上げます。

本町では、社会情勢の変化により高度化及び多様化する住民ニーズや増大する財政需要に対応し、質の高い住民サービスの提供と効率的・効果的な町政の運営を図るため、平成27年度に第6次平生町行政改革大綱及び第6次平生町行政改革実施計画を作成して取り組んでまいっております。実施計画では大綱に掲げております各個別の基本目標と重点項目について具体的な取り組み内容やスケジュールを計画期間の5年間に合わせて策定し、成果が得られるよう取り組むことといたしております。当初の計画策定では、実施計画の基本目標の健全な財政運営において7点の財源確保対策を取り上げ、その中に新たな税の検討を掲げ、当初計画では新税の導入を目指し、平成31年度より実施していくスケジュールで都市計画税の導入を中心に検討を進めてまいりました。

しかしながら、導入計画の検討と時期を同じくして、下水道事業会計の公営企業会計への移行が必要とされ、独立採算を目指すことから、料金の見直しも必要となることが予測されたところでありました。このため、平成29年6月の議会全員協議会でも報告させていただきましたが、公営企業会計への移行を優先し、同時期に町民への二重の負担増はいたしかねることから、都市計画税の導入は一旦見送らせていただくこととし、実施計画における進捗状況の報告で継続して検討することに変更をさせていただいております。今年度中には消費税率の見直しもあり、本町を取り巻く社会情勢も変化しておりますので、これらの住民にお願いいたします新たな税負担等の導入時期については慎重に行う必要があると考えており、十分な検討と協議を踏まえながら進めてまいりたいというふうに考えております。

老朽化の公共施設の対策におきましては、個別施設計画の作成に向けた取り組みを進めており、来年度策定を目指して、支援業者との協議を行っているところでございます。方向性を検討していくとともに、必要不可欠な施設においては長寿命化が図られますよう、現時点においても活用可能財源を掘り起こしながら補修等を進めてまいっております。

また、新庁舎建設充当分とは別に公共施設建設基金への積み立てを500万円ずつ始めており、先に必要とされる財源として備えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 縷々ご説明いただきまして、ありがとうございました。私、一番お尋ねしたいのは、このいわゆる行政計画ですよね。さまざまな社会環境の変化で、報告を聞いています、実際のところ。実はそうなんです。私が何を問題にしたかって、この書類がひと

り歩きまだしているんですよということなんです。やっぱり訂正とかしないといけないんじゃないんですか。報告だけじゃなくて、その根拠をきちんと住民の皆様方、議会にも必ずすることがコミュニケーションの一つじゃないんでしょうかちゅうお話を、私、一番のもとにしたいんです。つくったらつくりっぱなし、やったらやりっぱなしじゃないでしょうかね、今までの行政ってのは。必ずフィードバックがあるんだから、ちゃんとこれを訂正しないと、言った言わないの世界になってつじつまは合わなくなりますということを問題にしたいんです。そのことに対してのご見解を再度お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） おっしゃるとおりでございまして、もちろん計画は計画として、実際に行ったもの、行われなかったものについては、やはりお示ししていかなきゃいけないというふうには思っております。ただ、これを今後見直しする際にどこまでできたか、どこまでできていないかというのは、当然新たな実施計画をつくるに当たって当然必要でございます。ですんで、そのときにはこれはできた、これはできなかったというもお示ししながら、次の2020年以降の施策についてはもう今から取り組みを始めないといけないということなので、こちらの私どもの計画がちゃんと順調にいつているのか、いつていないのかも含めてお示ししながら、新たな計画を作成していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） そういうふうにされていく、ちょっと声を高らかに上げてしましてお大変失礼いたしました。ただ、やり方としての提案を一つ、これパソコンに入っているはずなんですよね。前にいつか未来戦略のときにも1枚ほど訂正の部分を未来戦略、これこうなっています、ちょっと写りが悪かったですよというふうに全協の場でいただいたと思うんですよ。やっぱりそういうふうにされて、きちんとホームページ上に公開もされている行政計画ですから、やはり訂正をされて、これ行政の中でこういうふうに決めましたよ、これを進んでやっていきますよ、目標として、一応は目標でやってきているんですから、そのスタンスを住民の皆さん、あくまでも情報の提供が一丁目一番地、住民の皆さんとの情報の共有をすれば、そういうところからいろんな土壌は生まれてくると思うんですよね。そのことは提言ということでお話だけさせておいていただきますので、お取り計らいをよろしく願いをいたします。

続きまして、2番目の消防団整備についてということでお尋ねいたします。

これ、質問の趣旨は、いわゆる小型動力ポンプつき積載車のことです。まず3点、質問する理由を、私自身が体験したこと、それからまた町民の皆さんからお聞きしたこと等を含めて3点ほど申しあげます。

まず、私自身が体験したことです。実は、新運転免許制度となるものが新しくスタートしております。これ、平成29年の3月12日からですね。実はこれ、仕事関係先に新入社員、2トン

車に1年ぐらい乗れなかったんですよ。何でかって聞いたら、実は免許制度が変わっちょるちゅうことで、私も実は知らなかったんですけどね。この29年の3月12日からは車両総重量によって運転できる車両、いわゆる免許、なるものの免許制度がスタートされているんですよ。小型ポンプつき積載車は今後、今も若い方はそうなんですけど、普通免許では運転できないと思うんです。車両重量によってはですね。いわゆる準中なる免許が要ると思うんですけども、特にカタログだけで見ただけですから、3.5トンからいろいろと区別化されていまして、この今の状態の消防団員の世代交代の中、入団に資格条件が重なるとなると、入団者数が減少、ますます減少していくということを危惧しているんです。消防団装備の車両を軽車両に変更していくべきことを検討するべきではないかということで、小型ポンプつき積載車の車両購入費を縮減、軽車両化を進めるべきではないかということでお尋ねをいたします。

今度は地形のことです。地形の観点から。本町では、地形、狭い中でも狭隘な、いわゆる中山間地域等が多数存在しています。また、インフラ整備、いわゆる道路、その集落に入る進入道路の状況から、常備消防並みの車両及び装備はあんまり必要ないんじゃないか。いわゆるもっと機動性に富んだ軽車両化のほうが本町の特徴に合っているのではないかということなんです。私の地区の中にも進入及び通行をためられる町道があります。これ今、もう少ししたら年末の防火パトロールも始まりますけれども、ずっとためらって通らないというような道もあって、どうしたらいいのかなと思ひ、団員によっては運転テクニックがある人によっては通っていますが、ちょっと若い人はやっぱり恐ろしいとか、事故の危険性を言う場合があります。場合があるんですよ。

費用対効果の観点から申しあげます。いわゆる小型ポンプつき積載車両、1両の入札価格、大体900万円ぐらいですよ。10年間使用しても車両の走行距離というのは、多分1万キロも行っていないと思うんですよ。ポンプの使用に関しても、月1回の点検、10年でどうでしょう、120回ですかね。その程度だと思います。車両自体は老朽化とはいえ、みんなきれいに乗っていると思いますので、更新することの必要性、費用対効果の面からも少しははっきりさせたほうがいいんじゃないかという観点から疑問に思ひます。軽車両の入札価格は、大体真空ポンプはついていませんけれども、300万円から400万円というような入札価格の状況のようです。今後の財政運営も含めて、少し考える時期に来ているんじゃないかということで消防団装備の軽車両化についての検討をするべきじゃないかということで、提言も含めて、地域の実情も含めて町長のお考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 災害等での被害を最小限に抑えるためには火災等を早期に覚知し、消防車により素早く現場に到着するとともに、迅速かつ的確に消火活動を行うことが最も重要なこと

となっております。

本町の消防団の消防車両の保有状況は、本部及び第1分団から第9分団まで、合わせて13台所有いたしております。そのうち、第1分団から第9分団については、可搬ポンプを積載した小型動力ポンプつき積載車を各1台、また第5分団と第8分団につきましては、道幅の狭い山間地など積載車が進入しにくい場所への火災対応のため、軽消防車を各1台導入いたしております。本部につきましては、消防ポンプ自動車1台と総務省消防庁から救助資機材搭載型車両を無償貸与により1台借り受けているところでございます。所有している消防車両につきましては、導入から年数が経過している車両については、老朽化等が進み、修理が必要になってきたものの、メーカーによる部品供給ができない箇所もあり、修理等が困難になるケースが出てきております。そのため、導入から20年以上経過した車両につきましては、順次計画的に更新を行っている状況でございます。

今後につきましても、消防自動車更新計画に沿って整備をしていきたいと考えております。

また、小型ポンプつき積載車は、普通免許では運転できないのではないか、準中型免許が必要ではとのご質問ですが、道路交通法の改正により、平成29年3月12日から準中型免許の区分が新設されているところでございます。準中型免許とは、普通免許と中型免許の中間に位置する免許で、最大積載量4.5トン未満の車で車両総重量が7.5トン未満でかつ乗車定員が10人以下の車が運転できる免許であり、免許受験資格は18歳以上となっております。

平生町消防団の消防車につきましては、本部を除く第1分団から第9分団の車両は、全て車両総重量3.5トン未満でございまして、最大積載量2.5トン未満及び車両総重量3.5トン未満の車が運転できる普通免許での運転が可能となっております。

なお、本部に配置しております消防ポンプ車につきましては、平成21年に配置をしており、現在の計画では、2034年更新予定となるため、更新時までにはどのような型式車両を導入するかを判断していきたいと考えております。

また、各分団における更新車両の軽車両化につきましては、消防団の意見を反映するためにも、今後、消防団幹部会で協議を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 実はちょっと大変なミスをしまして、その資料をちょっときょう自宅に忘れまして、今町長さんが言われた平成29年の12月に変わって、3.5トン未満じゃったら準中というのが、それから変わっているはずなん……、29年の3月にはそういう方針じゃなくて、3.5トンからいわゆる……、ごめんなさい、もう言いません。資料を忘れましたので、再質問は控えます。そういうことですから、済いません。

次の質問に行きます。次です。町の文化財について、火災からどう守られているかについてお

尋ねをいたします。

これは、質問する理由は10月の31日、きょうもふるさと納税の件で少しお話が出ましたけれども、沖縄の首里城火災のニュースから、少し文化財を守ろう、守られる、しっかり受け継いでいくのが私たち今の現代人の務めかなというふうに思いまして、平生町では平生町文化財保護条例なるものを設置されて、平生町の区域内に現存する重要なものを指定、その保存・活用のため必要な措置を講じて、町民の文化向上に資することを目的とすると、町の指定文化財、県の指定の文化財もそれぞれホームページに載っていきまして、いわゆるマップにもなっています。町の指定文化財を見ると8件、それが割と山間部といいますか、中心部からはかなり離れたところにあります。それぞれ所有者さんのご尽力も保存という、また引き継ぐという面からも非常にご苦労されているんじゃないかと思っておりますけれども、やはり町の指定の文化財ということですから、町民皆さんのいわゆる宝ではないかと思うんですよ。そうすると首里城火災を経緯として、少し初期消火、火災による消失を防ぐためにも、いわゆる初期消火対策、町のほうとしてもそういう支援を考えていくべきではないかという考えの上に立って、例えば消火栓の設置に補助・支援、交付金なら補助をすとか、いろんな対策が考えられると思うんですけど、今そういう対策をされているのか、されていないのか。また、今後、どういう町民の文化的向上に資するということを目的ということに文化財保護条例でもうたっていちゃいますから、やはりきちんと継続して次の代に伝えるということもです。そのかわり所有者さんにはしっかり保存に尽力して、やっぱりギブ・アンド・テイクというのがある程度必要じゃないかなというふうに思うんですよね。金も出さんが口は出すというようなことはぜひ避けたいと思うもので、それなりの対応策を考えられているんじゃないか、また考えられるべきじゃないかと思うもので、この質問を、首里城の火災から私学びましたので、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

今年の10月31日未明、沖縄県では、世界遺産でもあり象徴的な建造物でありました首里城が火災が発生して、主要建築7棟が全焼し、文化財約200点が消失したとの報道がされておりました、皆さんもご承知だと思います。

本町におきましては、火災から文化財を守るために、以前は1月26日の文化財防火デーに合わせて柳井地区広域消防組合と合同で訓練を行っており、過去には神護寺、白鳥神社で消火訓練を行っております。

また、般若寺においては平生町消防団により火災を想定した消火訓練も行っております。

また、文化財隣接における消防水利の整備も行っておりまして、神護寺においては、山間地に所在していることもあり、平成14年度に防火水槽を設置し、火災が発生しても消火活動が行え

るように水利の確保をしているところでございます。

平生町消防団では、各分団が管轄区域にある消防水利の図面を所有しております、毎年11月に実施しております119防火デー、消防啓発行事において全分団が町内全域の消防水利の点検を行っております。これにより、防火水槽の水量やふたの開閉状況などの確認を行い、有事の際には迅速に消火活動が行えるように備えております。

今後も、消火訓練の実施や消防水利、消防資機材の点検を実施することで、本町の貴重な文化財を火災などの災害から守っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 丁寧な説明いただきましてありがとうございました。それで、私の質問の仕方が悪かったんでしょうね。初期消火対策、これ縷々、本当にそのとおりだと思います。把握しております。ただ、火災になった、そしたら消防水利ありますけど、1人、2人で使えるかというとなかなか、ポンプの稼働から、可搬から運ぶということから、やっぱり初期の段階においては発火があった時点にすぐ消火できるようなものがあれば、それは所有者さん近くにおけるケースといらっしゃらないケースがあるんですけども、やはりそれぞれ消火器の設置などを検討されるということを要望申しあげまして、いろいろご説明いただきました。そのこともその他の資料、大変申しわけありません、忘れましてのもうこれ以上、とぼけていまして、おわび申しあげますので、以上で終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） それでは、通告しております情報共有、情報連携の強化・確立について質問をさせていただきます。

災害発生時はもとよりですけども、通常期においても、例えば国庫補助事業や交付金事業、地元要望や陳情など、さまざまな役場内業務において組織内、いわゆる役場内、そして県や国の外部組織との情報連携、それから情報共有は欠かすことのできない重要な要素の一つだと考えます。そこでお尋ねをさせていただきます。通常期におけます役場内での情報共有、情報連携の実情、そして対外組織との情報共有、情報連携の実情、そしてそれぞれにおける共有・連携における問題点について、お答えをいただければと思います。お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

ただいまのご質問にありましたように、事案が発生した場合の対応といたしましては、まず直接の担当者から問題が生じた内容について上司に対して速やかに報告を行い、原因の解明や対応方法などについて協議を行った上で前後策としての対策を講じてまいります。その際に、役場組織内だけでは解決できない事案や関係機関への協力要請等が必要となることもありま

すので、組織内での情報共有はもとより、役場組織外の関係機関に対しても情報を提供し、共有した上で対策を講じる必要も出てくるのが想定されるところでございます。例えば、本町だけでは解決できないような事案が発生した場合には、地元の要請として関係機関に伝えるとともに、内容によっては私自身が出向いて関係機関に対して問題の打開策を求めていくなど、町としての姿勢を示していくことも考えられるところであります。

現在における町の取り組みといたしましては、町民の皆さんからの声をお聞きするため、引き続き目安箱を設置しており、本年5月からは町長と語る会を開催して、私自身が町民の皆さんの率直なご意見をお伺いする機会を設けて、双方向に意見交換ができる場として活用させていただいているところであります。

また、町の職員に対しましても、この11月からふれあいトークということで若い職員との一対一での面談を実施しておりまして、年明けからは管理職も含めた全職員を対象として面談を行い、いろいろな意味での情報共有や職員との意思疎通を図ってまいりたいと考えているところであります。

今後におきましても、さまざまな事案における問題打開策の協議や発展的協議等を実施する際に、役場の組織内外を問わず、情報共有、情報連携の取り組みについてより一層の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） ご答弁ありがとうございます。情報共有、情報連携の強化に向けて取り組んでいただけるということでございますが、現時点での問題点についてはなかなか明白に、ケース・バイ・ケースな部分もございますのでなかなかお答えが困難なのかなということで、これ以上の質問はさせていただかないことにはさせていただきますが、何点かだけ、私個人として気になっている点を具体的にお尋ねをさせていただければと思います。

本会議の中で町長さんが答弁されました内容につきまして、情報等の連絡のミスによりまして、ごくまれにだとは思いますが、修正・訂正が必要な場合が出てこられるのではないかなというふうに考えております。が、そのときの修正の方法、またそれらの情報の連携・共有について、どのようにとられるご予定ですかという点でございます。本会議の議事録は公開されておる関係で本議場だけのお答えでは、失礼しました、質問した議員に対してのご回答だけではなかなか連携がとれていると言にくいことになるかなというふうに思いまして、ちょっとこういったご質問をさせていただきます。

もう1点、例えばではあるのですが、住民の生命や健康に及ぼす可能性がある環境問題に係る情報共有、情報連携についてどのようにとるべきかということ、どのようにお考えかということをお尋ねをさせていただきます。

私自身が地元住民の一人としまして、県に対しまして情報の提供のお願いや要望等をお伝えをしておるところなんです、なかなか私個人へ直接ご回答がいただけないという事態が続いておるところでございます。行政間でしか対応ができない事情があるのであればいたし方ない部分ではございますけども、このような状態をどのようにお考えかもあわせてお答えをいただければと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

初めに修正する必要がある場合どのような話がありましたが、基本的に私が答弁しているのは、私どもの管理職である課長は皆聞いているわけですので、それが正しいか正しくなかったか、または修正する必要があるというのは、これは各課長から私のほうに修正しないといけないというのは上がってくるものだと思っておりますし、そのようにさせていただいている今ところでございます。

また、住民のそういうその環境問題も含めまして、いろんな要請とかも含めて、どういう状況にあるかも含めまして、皆さんにというか要請された方にも今の状況等をご報告させていただいておるんですけども、これは庁内で解決するものについては庁内で決めたことですので、直ちにご回答はさせていただいているところですが、町だけでなくよその機関の説明というのを受けてまた要請者にご回答するという事例は確かにあります。ただ、相手側の回答が当然、いつも同じならいいんですが、聞いた人によって回答が変わるというようなこともございまして、これは確かにどちらが悪いのかと言われてもちょっと問題は生じるんだろうと思いますが、誰がその機関に回答を求めるかによって回答が違うというような団体もございますので、それは私どももよく精査して、実際によく確認をして、実際に本当はどうかということも含めてちゃんと向こうとの協議といいますか、きっちりわかった上で確実にそういうことだということで要請をさせていただいた方にもご回答申しあげないといけないなというふうに思っております。そういう関係機関からこのような回答があったということだけで要請者に回答して、また例えば私が聞きに行ったらちょっと違うなというようなことも多々あることのようにございますので、その辺についてはその相手方にも十分真意を確かめてしっかりしたものにして、しっかり確証を得たものについてご報告をさしあげるといような形に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 町長さんがおっしゃるとおり、担当が変わると答えが変わる、これが一番困るんです。ですので、先ほど申しました情報共有、情報連携、これの強化と確立ですね、これをしっかり少なくとも本町平生町の中では確立をしていただきたい、これは強く要望いたします。

あわせて、対外組織に対しましても同様に適切な回答をもらえるように、その信用・信頼の部分も含めまして、強化・連携を図っていただければというふうに思います。

最後に一つ、お願いだけをさせていただきます。私が今、山口県さんに尋ねている案件がございます。全住民さんにも係る内容かと私自身は思っておるところなので、本会議の会期中で結構です。適切な回答を組織のほうからいただかれて、ご回答をいただければというふうにお願いをさせていただきます。

以上で質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、4点ほど通告をしておりますが、順番に従って質問をいたします。

第1番目ですが、米軍機の爆音についての質問です。

この件につきましては、2017年の6月議会で河内山議員も取り上げられていますが、そのときの答弁は、情報把握に努め、調査もしながら対応について検討していきたいとのことでした。米軍岩国基地においては、2017年の8月ごろから横須賀を母港とする原子力空母の艦載機約60機が順次岩国に移駐し、昨年3月28日に最後に残ったFA18の2つの部隊が移駐を完了し、空母艦載機部隊の岩国移駐は3月28日に完了しました。その結果、岩国基地は海兵航空部隊と合わせて約120機の一大拠点となりました。航空機の数が増えたことによって当然うるさくなるということも、飛行が頻繁になるなどで当然のことだとは思いますが、私がいま一つ問題だと思っているのは、昨年12月の高知沖で起きたKC130とFA18との間で起きた空中給油中の事故であります。この調査報告書が今年の6月24日付で第1海兵航空団司令官から第3海兵遠征軍司令官宛てに提出をされておりますが、そこではFA18の操縦者が空間識失調に陥り、空中給油機KC130に衝突をして起きた事故だということを明らかにしておりますが、報告書ではさらに、2人の操縦者から睡眠薬が検出され、事故当時2人の操縦者は医学的に飛行に適さなかったと報告書では言い切っているところでもあります。最近、日本でも民間航空の操縦者がアルコール検査で摘発され問題になっていますが、私たちの上空を飛ぶ米軍機の操縦者の中には睡眠薬を飲んだ、検出されるような状態で操縦する当事者も含まれているということになるわけであります。そこで町長にお尋ねしますが、平生町で爆音についての苦情は寄せられているのでしょうか。そして平生町の上空が、太平洋と日本海に訓練空域がありますが、そこに移動するための飛行コースになっているのかどうか。それから、今後、飛行爆音についての苦情の受付とともに状況の把握に努めるべきと思いますが、この3点、いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 赤松議員からいただきました、爆音についての苦情はあるのかとのご質

間につきましては、本町におきましては、ほとんど苦情は寄せられていない状況というふうに思っておりましたが、昨日の日直の状況を見ますと、17時40分だったかな、爆音が……、（「19時」と呼ぶ者あり）19時でしたか、うるさいという苦情が寄せられておまして、全くないということではございません。ただ、お隣の柳井市においては苦情が寄せられているとお聞きいたしまして、今年度は9月末までに18件の苦情が寄せられているとのことでした。

平生町が訓練空域に移動するための飛行コースになっていないかのご質問につきましては、中国四国防衛局基地対策室に対して照会を行ったところ、「米軍機の飛行コース等運用の詳細に関する事項につきましては、承知しておりませんが、米軍の飛行訓練は、日米安全保証条約の目的達成のため、極めて重要であると考えておりますが、他方、米軍が全く自由に飛行訓練を行ってよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきことは言うまでもありません。いずれにいたしましても、防衛省といたしましては、引き続き、米軍機の飛行訓練に際しましては、安全面に最大限配慮するとともに地域住民に与える影響を最小限にとどめるように働きかけてまいります」という回答が寄せられたところでございます。

今後につきましては、町民の健康の保護のため、生活環境の保全の観点から、多くの苦情が寄せられてくるような状況になれば、今後の対応について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 防衛省に問い合わせしたところ、日米安保条約の中でどこを飛んでもええというわけじゃないけど、民間航空機とこの邪魔にならないようにそうしたところを避けながら何とか飛んでいて、平生町が訓練空域に移動するための飛行コースになっているか、なっていないかについては、これは答えられないということでした。承知していないということのようではありますが、これから空母艦載機ということで、今まで従来いた、岩国基地にいたF A 1 8ホーネットが空母に登載される分はスーパーホーネットといって3割ぐらいエンジンの推力も機体の大きさも大きくなっておるんで、爆音もそれだけ高くなると思うんですけど、そういう人が、あの飛行機がこれからも、今、馬毛島のほうに着艦訓練をする基地をこの間からつくるとか買収したとかという話が起きておりますけど、普通、時々岩国基地でそういう着艦訓練をやるときもありますので、平生町でもそうした訓練が行われるときにはこの辺まで飛んできてというコースにもなるかと思っておりますので、引き続き、こうしたものの米軍機の飛行については注意を払っていただきたいというふうに思います。

続けて、次も行きましょうか。

○議長（中川 裕之君） 次の1回目の質問を。

○議員（6番 赤松 義生君） 次の最初の1回目です、はい。

それでは、2点目の国保税の引き下げについて質問いたします。

国保税は、昨年・今年度と2年連続して引き下げが行われてきたところですが、それでも以前行われたその大幅な引き上げ前の水準に到達しているという状況ではありません。こうした状況の中で、町長も早くから来年度も引き下げを行うというふうに表明されているところですが、そもそも国保の問題点というのは、世帯員の数に応じて課税される均等割、各世帯に課せられる平等割であり、これらが逆進的な負担を強いる原因となっております。均等割、平等割は応益割とも呼ばれておりますが、低所得者向けの7割・5割・2割の法定減免の仕組みがありますが、現役で単身であれば、所得が84万円あれば何の減免も受けることはできません。特に均等割はゼロ歳時から課税される、まるで人頭税だという批判や子育て支援に逆行するという意見も多く聞かれるところではあります。

ここで町長にお尋ねいたしますが、そうしたことで最近、子供の均等割をなくすという自治体もぼつぼつ出てくるようになりました。そうした中で、国保のシステムというのは幾つかの自治体がこう共有しているところが結構あって、一つの自治体だけがその均等割をなくすということはどうなのかという話がありましたが、平生町の場合は、国保のそういうシステムについて、課税システムについてほかの自治体とこう共有をしているというようなことはあるのでしょうか。

それから、来年度引き下げを行うと表明されておりますが、そうした場合、一番国保の問題点となる、子供から、生まれたらすぐその税金が一人前にかかるその均等割に重点を置いた引き下げにしていきたいと思っておりますが、その2点をお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩します。

再開を4時10分といたします。

午後4時02分休憩

.....

午後4時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

平生町における課税システムは、国民健康保険税を含めて全ての税目で単独設置しており、他の自治体と共有システムはありません。

近年、クラウドによる基幹システムを共同設置する自治体が増えておりますが、そのような自治体にあっても税目により、特に国民健康保険税、料は自治体ごとに税率等が異なることが一般的であることから、当然のことながら自治体ごとに独自に設定などを行い運用しているというふうに聞いております。

他の自治体の設定した税率等に影響を与えるものではないと考えられております。

自治体ごとの事業に応じた様式等のカスタマイズも可能となっているところでございます。

当町の国民健康保険税は、被保険者の所得に応じて係る所得割額と、被保険者1人当たりに係る均等割額、世帯ごとに係る平等割額の合計額による、いわゆる3方式を採用しております。今年度の国保税率の決定に当たりましては、所得割額の賦課部分に当たる応能割、均等割額と平等割額を合わせた賦課部分に当たる応益割の賦課割合の比率について、基本の50対50としたところでございます。

ご質問の均等割額については、所得の高い、低いにかかわらず、被保険者一人一人に同じ額が賦課されるといった性質上、所得の低い被保険者に対しても税負担を強いることとなっております。

このような制度の特性や国、県の低所得者に対する施策を考慮した上で、来年度の国民健康保険税につきましては、事業基金を活用し、均等割額をはじめ、賦課総額全体の引き下げを行うことを平生町国民健康保険運営審議会に図りたいというふうに考えております。

その中で、均等割額を含む応益割、比率の引き下げについても、県が毎年1月に示します事業費給付金、標準保険料率の動向などを勘案し、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、町長から答弁をいただいて、その辺、国やら、県から50対50にきなさいという方向性があるから、本当は7対3ぐらいにすると、応益割が少なくなると随分所得の少ない人でも払いやすい保険料にはなると思うんですけど、その辺があまりペナルティとか、そういったものがあるとかないとか聞いていますけど、その辺をあまり文句は言われん程度に応益割の割合を下げただけだと思えます。

人頭税というのがあるのでちょっと調べてみたら、大化の改新のころに庸調という税があって、それでも20歳から60歳までの男で、60歳から65歳はそのときの半分でいいというような形で税をかけてられたみたいですけど、それでも0歳から19歳までは税から逃れちゃったわけですから。ただ、ここの人頭割だけは0歳からずっと逃れられんことになっておりますので、ぜひ考慮いただいて、先ほど答弁いただきましたが、ああいう方向で頑張っていただけだと思えます。

それから、続きまして、3つ目の地域の医療構想について質問いたします。

厚生労働省が9月27日に2025年に向けて、地域医療構想の実現に向けてということで、全国の424の公立病院について、実績が特に少ないか、似た実績の病院が近くにあるため、病床数や診療体制を見直す検証が必要だということで、名指しで指名をいたしました。

そうした中で、周東病院はその名指しされた中には含まれてはいませんが、小児科において、厚生労働省が出している表で言えば、診療実績が少なく、他に類察、近接の病院があるとされており、

周東総合病院の2025年のプランを見ると、二次救急病院として救急医療、高度急性期・急性期医療の機能を維持していくためには、医師をはじめとした医療従事者の確保が最も重要な課題で、外科、循環器内科、脳神経外科など、救急医療を担う医師や専門医がどれだけいるかによって圏域ごとの医療需要が変わるため、現在、不足している脳神経外科、呼吸器内科、小児科などの常勤医師を確保する必要がありますというふうに述べております。

そこで、町長にお尋ねをいたしますが、柳井広域の各市町の、周防大島町は別格になるかどうかと思いますが、医師の確保に向けて支援をしていく必要があると思いますが、こうした場合、やっぱり県にも入ってもらって、やっぱり山大を抱えているということもあって、医師の確保について、周東病院を助けるという意味でもありますが、こうした地域でそうしたことに対する協力体制をつくっていくべきではないかと思いますが、その辺のことについてお考えをお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

地域医療構想は、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分科と連携を適切に推進するため、都道府県が作成するもので、山口県においては平成28年7月に山口県地域医療構想が策定されました。

策定に当たり、県では二次医療圏ごとに地域医療構想策定協議会を設置し、医療関係者や行政、地域住民等と協議を重ねながら取り組まれました。

この地域医療構想には、団塊の世代が75歳以上となる2025年における医療圏域ごとの医療需要及び必要病床数や地域の医療提供体制の将来のあるべき姿が示されておりまして、医療圏の必要病床数は、高度急性期49床、急性期250床、回復期229床、慢性期563床の合計1,091床となっております。

地域医療構想の推進に当たっては、医療圏域ごとに医療関係者、行政、その他の関係者等からなる地域医療構想調整会議を設置し、協議を通じて構想の実現に向けた取り組みを推進することとされておりまして、柳井医療圏においても、柳井医療圏地域医療構想調整会議が平成29年度に設置され、毎年度2回の会議を開催し、協議が行われております。

周東総合病院では、平成29年9月に作成された公的医療機関等2025プランの中で、自施設の課題として、二次救急病院として救急医療、高度急性期・急性期医療の機能を維持していくためには、医師をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であるとし、脳神経外科、呼吸器内科、小児科等の常勤医師を確保する必要があるとされたところでございます。

柳井医療圏には三次救急医療はなく、二次救急病院は周東総合病院のみとなっております。

また、周東総合病院は、救急告示病院、がん診療連携拠点病院などの指定を受けており、当医療圏の救急医療、急性期医療を担うとともに、平成28年2月には地域医療支援病院に承認され、地域の中核病院として地域医療連携にも取り組んでおられるところでございます。

これらのことから、町では柳井医療圏の1市4町と連携し、柳井圏域の救急医療体制や小児救急の確保のため、柳井地域広域救急医療事業、救急告示病院運営費補助事業、小児救急医療確保事業を実施し、財政的支援を行っているところでございます。

平成27年3月には、周東総合病院が柳井医療圏では唯一の出産対応可能な医療施設になったことから、平成27年度には周産期医療支援事業により、施設等整備補助金を交付いたしまして、新生児室等の施設改良及び新生児用ベッド等の設備整備を支援するとともに、平成28年度から周産期医師確保支援事業、産科医確保支援事業により、医師の確保及び処遇改善を図るため、財政的支援を行っております。

また、小児科医や産婦人科医の確保について、山口県町村会を通じまして、県に毎年要望をしているところでございます。

今後におきましては、地域医療構想実現のため、柳井医療圏で不足している高度急性期医療の提供体制強化のために支援の要請等があれば1市4町で協議するとともに、県に対しましても医師確保に対する支援を要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 地域医療構想については、これまでも財政的な支援も県の町村長会を通じて県に対して医師の確保とかで働きかけるというようなこともされておりますので、そういう方向でぜひ継続して取り組んでいただけたらと思います。

それでは、最後に上関原発についてということで質問をさせていただきます。

午前中、松本議員さんからも質問がありましたけど、できるだけ重ならないようにやっていきたいと思うし、あとを引き継いで再度お話を聞くという部分もあろうかと思えます。

まず最初に、福島原発事故後8年が経過しましたが、帰還困難区域は、飯館村の一部、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町の大部分、富岡町の一部の広範囲にわたっています。復興庁によれば、避難者は4万人といわれていますが、把握されていない人も多いとされているところでは。

避難解除区域にしても居住率は2割余りで、小中学校の児童生徒数は事故前の10%というふうにいわれています。多くの事業者も商圈が喪失したままの状態、戻っても利益を確保することができず、営業を再開できない状況にあります。

また、住民は、医療機関も店もなく生活ができない、お店はお店で、住民が戻らなければ営業

を再開できないと、こういうことで復興の足場が築けない状況が続いています。

こうした中で、震災による関連死が2,200人を超えて増え続けているという看過できない状況もあると言われております。

事故処理費用というのは、既に10兆円を超えています。日本経済研究センターは、これからの事故処理費用は81兆円と試算をし、廃炉の費用は業界が14兆7,000億円と試算をしております。10万年管理が必要と言われている核のごみの処理費用は到底試算できるものではありません。

町長はこうした今の福島の実況について認識は持っておられるのでしょうか。

それから、2つ目に、平生町では2011年の6月議会において、全会一致で、原子力発電所建設計画に関する意見書が可決されました。

内容としては、1、安全性が確立されていない新設及び増設計画を全て凍結すること、2つ目に、国際基準や福島原発事故の教訓を踏まえ、新しい安全基準をつくり、現在の原発の総点検を行うこと、そして、3つ目に、国策で進めてきた原子力発電の電力政策を見直し、自然エネルギーなどへ計画的に転換していくことを県や政府に求めています。町長はこの決議を尊重できますか。

そして最後になりますが、茨城の東海村にある第二原発の半径30キロ圏内の6市村で安全協定が結ばれ、再稼働について事前の了解を得るということになっているという、そういう体制ができているということは午前中の松本議員の質問の中でも明らかにされてきたところでありますが、町長は、松本議員の質問に対して、まだ建設が決まっていない今の段階で、町長として上関原発にいいとか悪いとかと言えるような場がないと、もし建設が決まれば、その時点でアクションを起こすと、こういうふうな答弁だったというふうに思いますが、今、上関の原発については、1号機が震災前に原子炉設置の許可が国に対して提出をされて、それで、福島原発が起きて、その後、今、ネットで見たら審査中というような扱いになっておりました。

ですから、ひょっとしてこれから、最初のときは、そうは言っても県知事から国に対して原子炉設置の許可を中電がするときには、周辺の柳井市だとか、田布施とか、平生の町長には県知事から諮問というか、どうですかという問い合わせがあったと思うんですけど、あの福島事故があつて、それまでのそれが生きているのか。恐らく福島事故があつたということがあつて、新しくもう1回その辺は聞かれるんじゃないかというふうには思うんですけど、その辺は私も定かではありません。

でも、今、松本議員も言っていましたけど、大方の住民は、幾らなんでも中電はあれだけの事故があつたんじゃないから上関にはつくらんじやろうというのが大方の皆さんの声であります。

ですから、やはりつくることが決まる前に、平生町としては何らかの形で声を上げていく必要が私はあると思うんです。多くの住民はつくってほしくないと思っている以上、決まる前

に周辺の自治体はいいか悪いかの意見が言えるような状態をつくるべきだと思いますけど、その点について、この3つについてお伺いをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

福島での4万人の避難生活が送られ、解除された地域にも住民の帰還が進んでいないという状況についての認識でございますが、先ほども、午前中も申しあげましたが、平成23年に発生した東北地方太平洋沖を震源とする巨大地震と東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故につきまして、被災地が甚大な被害が発生をいたしました。

8年後の現在におきましては、復興庁によりますと、避難者は当初の47万人から4.9万人となっておるといふふうに聞いております。

また、福島県から県外への避難者数は当初は6.2万人を超えておりましたが、本年11月現在では3.1万人となっております。マスコミ報道によりますと、避難指示が解除された自治体では、解除された地域に帰還した住民の割合が約4分の1にとどまっている状況でございます。避難先での定住が進んだことや放射線への不安などから、住民の帰還が進んでいないこともその一因と考えられるところでございます。

このような過酷事故が発生いたしますと、住民に重大な影響を与えるものになるという認識はしているところでございます。

それから、原子力発電所建設計画に関する意見書について尊重できるかというご質問をいただきました。

平成23年6月議会におきまして、全会一致で可決されました原子力発電所建設計画に関する意見書につきましては、本町が上関原発建設予定地から20キロ圏内にあり、事故が発生すれば町民が多大な被害を被ることから、国及び県に対しまして、建設に際し、十分な安全性を求める内容のものであると認識しております。

過酷事故が発生すると、住民に重大な影響を与えるものとなることから、原子力発電所の建設計画につきましては、何より安全性の確保が前提となりますので、議会において可決されましたこの意見書の内容を尊重してまいりたいというふうに考えております。

それから、茨城の東海第二原発の半径30キロ圏内の6市町で安全協定を結ばれ、再稼働について事前了解を得るといふことになっておりますが、平生町でも同様の対応が必要ではないかというご質問がございました。

午前中にも申しあげましたが、東海第二原発については、平成30年3月に茨城県原子力施設が所在している東海村、その周辺市及び原子力事業者において、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書を締結されております。

内容といたしましては、放射性廃棄物の放出管理や新增設等による事前了解等、安全上の措置

等について協定するものであり、その安全上の措置については、原子力施設の運転等を再開、始動するときは、事前に茨城県と東海村、そして、周辺市と協議する旨を規定されているところでございます。

先ほども申しあげましたとおり、原子力発電所に係る過酷事故が発生すると、町民に重大な影響を与えるものとなることから、今後、上関原子力発電所が建設される運びとなる場合には、国や県、周辺自治体の動向等、議会、その考えや町民の意見など全体の状況を見極めながら、町民の安全安心を守るという立場から判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 福島事故後8年経過して、原発の事故というのがいかに過酷な想像を絶する事故であるか、取り返しのつかない事故なのかということは町長も私も認識が一致して、平生町の議会が可決した意見書についても尊重をされると言われました。

そこまでは一緒なんですけど、ただ最後に、東海村の場合は最初に原発ができたときには、もうそのときはできてしまったんですけど、いざ再稼働をするということで、福島原発事故後ということで、その周辺の町が、今まではだまっちゃったけど今度はだまっちゃらんよということで、いろんな話し合いをして協定を結んで、どこか1つでも嫌だと言ったら動かせないと、こういう形になったんだろうと思うんですけど、上関の分は確かにまだできておりません。できていないからこそ、今、これから県知事が公有水面の埋め立て免許を延長した、それから、ボーリング調査をすることを認めたと。こういう流れから考えてみると、中電も新しい福島原発以後の建設基準に合わせるために追加のボーリング調査をやるんだと、こういう話になっておりますので、今のところ、向こう2年間は国は新增設をやるとは言っておりませんが、その後の、今の国の原子力政策でいえば、電力の20%から22%は原発で賄うという長期的な方針はまだ持っていますので、そうすれば、今、日本にある30基ぐらいの再稼働可能な原発を全部動かしてもそれに足りないという状況ができるわけで、そのときに望みをかけて中電も新增設解禁がいつかは来るといふ希望を持ってやっていると思うんですけど、しかし、この辺の住民の皆さんの気持ちだとか、我々は政治をやっているわけですから、この地域が丸ごと人が住めないような地域になるようなリスクの大きなものをつくらせてはいけないという判断を私たちはすべきだと思うんです。

そういう点では、決まったあかつきにはというんじゃないしに、決まる前に、今から、やっぱりこの地域全体の意見を聞きながら進めるなら進める、やめるならやめるということ、この地域全体の合意のもとでやっていくべきじゃないかという声を今から上げていくべきだと思いますけど。よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

国のエネルギー政策につきましては、これは国で決めることでありまして、私どもがまずとかくは申しあげることにはできないというふうに考えております。

ただ、原発をつくるかどうかというのもまだ決まっておりませんし、どういう基準でどういうふうなもの、要するに、今のような形で原子力発電所ができるのか、また、新たな技術を持ったような原子力発電所ができるのか、これは今からわかりません。ですので、それをまず聞かないと、何も無いものに反対ですということじゃないと思います。

これから先のエネルギー政策も含めて、また、そういう原子力発電という技術がどんどん進んでいくことによって、どういう原子力発電所ができるのかというのは、私も今のところは想像ができません。ただ、今あるものと全く同じものができるということであれば当然反対するんですけど、それも決まっていなわけですから、それについてどうのこうの言うつもりはない。

ただ、先ほど申しあげましたとおり、どのようなものをどのような形で建設するということが決まれば、それに対して町民の意見を聞きながら適切に対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） まだ3回目ですね。これがね。

町長は、まだどのようなものがどのような形でつくられるかわからないと。今の状態のままだったら反対と言えるけど、これから先、どうなるかわからないのに、今、言えるような状態じゃないんじゃないかという、こういうお話でした。

中国電力があそこにつくろうとしているのは、福島事故が起きた原発と同じ沸騰水型の日立製の137万キロワットの巨大な原発です。これは今も変わらないと思います。

それを新しい基準に合わせるというふうにはなっているんですけど、新しい基準と古い基準との決定的な違いというのは、古いやつは、放射能は閉じ込めるというのが、絶対に外には逃がさないというのがこれまで言われてきた話なんですけど、それが福島原発の事故でそういうことにはならんというのがはっきりして、今では、原子炉が破壊される前に安全弁とかを使って、圧力を外に逃がすというのが新しい基準との大きな違いだということをおある学者の方から聞いたんですけど、私たちが学者であるわけではないので、いろんなそういう話やら、信頼できる人の情報とかを見ながら判断をしていくわけなんですけど、町長も、ぜひいろんな、少なくとも、やっぱりこの地域の長として、上関町だけのいい悪いで決めるんじゃないくて、せめてこの地域の光、田布施、平生、柳井、大島ぐらいい事前には何かの相談をもらって意見を言うというぐらいい体制は、私は作っていただくべきじゃないかと思っておりますので、最後、そのことだけをお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申しあげましたとおり、この新しい基準で新規原発をつくるということも決まっております。

したがって、新しい基準も、また違う新しい基準が生まれる可能性もありますし、これから先、決まっていないことだらけなわけでございます、それを今、現実的にどうのこうの言うのではなくて、私が先ほど申しあげましたとおり、建設が決まる、こういうものがこういう基準でこういうところにつくるということが確定したときには、それについて住民の意見を十分聞いて対応をとっていくという方向でいきたいというふうに思っております。

議員さんがおっしゃるとおり、事前にということではございますが、事前に説明をいたしましても、いずれも決まっていないものに対して、何も決まっていないものに対して声を上げるということでございますので、建設反対というだけの声を上げるということなのか、それとも、こういう基準だけじゃちょっと危ないからもう少し基準を高く上げたほうがいいんじゃないかとか、いろんな声の上げ方があると思いますので、さしむき建設をするということが国策として決まったならば、その基準も含めて、それについて私どもとしてはいろんな意見を、住民の声を聞きながら発してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川 裕之君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時、ここで休憩します。55分、再開いたします。

午後4時48分休憩

.....

午後4時55分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。

次の本会議は、明日12月12日午前9時から行います。

午後4時55分延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 中 村 武 央

署名議員 中 本 敦 子

2019年 第7回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和元年12月12日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和元年12月12日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

追加日程第1 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

追加日程第1 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書

日程第3 委員会付託

出席議員(12名)

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子 <small>さん</small>	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	7番 河藤 泰明君
8番 岩本ひろ子 <small>さん</small>	9番 細田留美子 <small>さん</small>
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 村中 仁司君	13番 中川 裕之君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 天艸裕太郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君

教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 羽山 敦紀君
地域振興課長 …………… 友田 隆君 町民福祉課長補佐 …… 岡本 治典君
税務課長 …………… 池田 真治君 健康保険課長 …………… 中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 高岡 浩行君 学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長 …………… 兼末 仁君

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、松本武士議員、赤松義生議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第2、行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、行政報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算から、議案第48号2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算まで、一括して質疑を受けます。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号平生町総合計画条例について質疑を行います。質疑はありますか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 所管で、私、総務更生常任委員会に所属しておりますので、一応予定では所管のほうに委託の予定のようでございますが、大まかに全体の流れ等について、ま

ずお尋ねしておいて、詳細についてはまた委員会のほうで質問させていただきたいと思いますが、大きく2点。

1点目はまず条例の構成について、2点目は、条例の根拠についてどういうふうな検討をされたかということで、それぞれ細かく2点についてお尋ねをいたします。

まず、条例の構成についてなんですけど、まず1点目です。8月の27日に山口県庁議会実務研修なるものをテーマに研修を受けてまいりました。議会の皆さん方と一緒に研修を受けてきたんですけど、そのときのテーマがわかりやすい条例の見方、作り方ということで、講師の先生がご紹介いただきました。そのときに勉強したことを根拠に持ってお尋ねをするわけです。

まず、見出しなんですけれども、第1条の見出しは趣旨とあります。その時に習ったことは、あることをする理由、上位法を根拠とする場合、この趣旨という言葉を使うんだよというふうに習いました。項における目指す行動の目的、この根拠は、やはり目的というふうな見出しをしたほうが良いというふうに習ったように私メモっていますので、見出しについて思いがやっぱりこの条例に町のスタンスというものが、やはり自治法の規制がなくなって、町の思いを町民の皆さん方と共有する情報の共有。また、住民の皆さん方の、一般質問でも住民の参画ということをご答弁でもいただきました。

言葉の文言については、いろいろ先ほども三省堂の大辞林ですか、辞書を調べてもそういうふうには書いてありますが、しかし、そういうふうには勉強してまいりましたので、少しその辺の考え方、検討事項としてあったのかなかったのかを含めて、そのように条例の作り方についてご検討をされたのか。今回の場合、上位法がございません。町のスタンスを町民の皆さん方に高らかにうたって、まちづくりをしましょう。それは、根拠法は、3条には書いてあるんですけども、まず一番最初に見やすい条例としてわかりやすい条例とすれば、一番最初に趣旨という言葉が適切かどうか、私の中で目的にされたほうが良いんじゃないかというふうに思いますので、検討された経緯について。

それと、参考までにそのときに鹿児島大学の情報、各自治体の条例で検索したらこういう条例ありますよということで約2,800ぐらい、この条例については、各自治体策定されていますが、見出しを趣旨としているもの、また目的としているもの、それぞれ半々とは言いません、趣旨のほうが多いです。しかし、今後地方創生、新しく作り出して生み出していく地方を活性化するという意味からも、もう少し強い、強いというか言葉の強調ということになるんでしょうけれども、もうちょっと町のスタンスを訴えるためには、目的のほうが良いんじゃないかというふうに見出しについては思います。

そういうことの検討の経緯があるのかなのか、条例の構成について、まず1点目にお尋ねをいたします。

続いて2点目は、条例の構成、内容についてです。よく見てみますと15条でなるこの条例な

んですけど、15条中6条分はいわゆる策定条例、15条中9条分は審議会設置条例、これが、2つが一緒になっているものだと思います。その根拠についてはっきり示されたほうがいいんじゃないかということで、先ほども申しあげているんですけども。今まで法律がございましたので、上位法に基づいてやるということで総合計画策定されていたと思うので、基本構想ですよ、部分については。これ今後将来にわたって、こういう形でまちづくりを進めていくということであれば、策定条例と審議会設置条例を分けてやったほうがよかったのではないかというふうに、私は気がしております。私だけが気がしているだけで、ですから、その辺の検討の経緯って申しあげますと、もっと住民の皆さん方にわかりやすくするためには、分けて、総合計画の策定条例と審議会設置条例に分けたほうがよかったのではないかと、私が勉強した中ではそう思いますので、これについての検討の経緯について、条例の構成についてをお尋ねをいたします。

2点目です。条例の根拠ということで、やはり同様のことになるかとは思いますが、策定の根拠、これ3条でうたわれてはいらっしゃるんですが、やっぱりこれも、少し町のスタンスを明確にうたわれるべきではないかと思えます。

そのことについて、今申しあげましたが、条例の構成、若干同様のことになりますが、参加と協働のまちづくり条例に基づいてというような、きのうも一般質問の中でご答弁がございました。この第6条の中で、町の責務また第7条の中でも町政の住民参画及び協働ということで強くうたわれております。これは確か条例の中でも総規としてくくっていらっしゃいますので。

この条例の計画をされた際、立案時の住民の参画というのはどのようになっておりましたでしょうか。それぞれ、町の責務として重要なまちづくりの政策、条例に関しての立案、実施、評価というものがうたわれているわけですけども、それぞれにおいても、やはりきちんと条例にうたわれていらっしゃれば、その責務を果たす、この条例を遵守した取り組みについて、どう果たされてきたとお考えか、そのことを経緯も含めてお尋ねをいたします。

2点目については、根拠については、根拠が弱いということに対する検討の経緯、それと、参加と協働のまちづくり条例に基づく町の責務はどう果たされたかということで、以上細かく2点ずつについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご質問いただきました条例でございますが、詳細につきましては、地域振興課長のほうから説明させていただきます。

まずもって、この条例をつくるに当たりまして、やはり簡潔で皆さんにわかりやすいというのが一番必要ではないかなと思います。条例というのは、中にたくさん入れたいことはあると思います。そうすると長くだらだらとなりますので、その辺は簡潔に、ここで言っている第3条が物語っているとおり、町の最上位計画に位置づけるということをおうたっておりますので、あとはそ

の中身をこの中に書き込むのは、それはテクニカルな問題だろうと思いますので、それはどうしたらいいのかというのは、また違う議論だろうと思いますが、なるべく簡潔に町民の皆さんが、すぐわかるというか、これの位置づけがわかるという、この条例の意味がわかるという簡潔にするという観点からこういう形になっているんだろうと私はと思いますが、ちょっと細かいことにつきましては、地域振興課長から説明させます。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） ただいまのご質問に対してお答えをさせていただきます。

1点目が、条例の構成ということで最初の見出し、趣旨というところのご質問ございました。まず、この条例を策定するに当たりまして、当然課内、また近隣自治体等々の機関とお話し合い、協議をさせていただきながら、この条例を策定したというところでございます。

そしてあと、テクニカルな部分で、平生町の条例等を吟味していただく、指導していただく民間機関、ぎょうせいのほうにもテクニカルな部分でのご指導いただきながら、この条例を策定してまいりました。ということで、特には技術的には、今の条例策定の民間部局のほうで御示唆いただきながら、策定をさせていただきました。

それと、根拠というところがございました。これについては、各自治体のほうともいろいろ検索をしてまいりました。議員ご指摘のように、自治体によっていろんな総合計画の条例が策定されておりますが、町のスタンスといたしましては、総合計画は町の将来の目的、目標達成のための町の最上位の重要な計画であるということで、町職員をはじめ、住民、企業、団体等各責任のもと、将来に向かって何をすべきかを書かれた、まちづくりの羅針盤であるというものである、そういう位置づけのもとから、行政の任意計画として策定するというのではなく、基本構想を議会の議決を得て進める町の最上位の計画であるということで考え、今回の議決の事案とさせていただきます。議決条例を出させていただきました。

ということと、もう1点は先ほどありました参加と協働のまちづくり条例の町の責務というのが、この間果たされているのかというお話がございました。25年の4月にこの条例を施行しまして、町内6地区にあるコミュニティ協議会とお話を進めながら、まずはこのコミュニティ協議会の組織の立ち上げと一緒にやって取り組んでまいりました。28年度には、そちらの6地区のコミュニティ協議会全てにおいて、設立を果たすことができました。しかしながら、まだ体制も十分整っていない状況の中、町とコミュニティ協議会でいろいろ話し合いながら、いろんな地域の課題を解決するために進めてきたところでございます。まだ、町のほうの十分コミュニティ協議会とお話し合いができているとは思いませんが、一緒になってやるというスタンスは変わっておりません。

今、各地区のコミュニティ協議会がこういった形で進めておられるというところの検証というものもあるのかもしれませんが、その辺も含めて、また町としてもコミュニティ協議会と今までど

おり一緒になって、この地域の課題を解決するための取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 引き続きということでお願いいたします。

構成なんですけれども、まず1点目にお尋ねした。簡潔でわかりやすいということになれば、やはりこの情報を見る限り、策定条例と審議会設置条例、これ分かれていますので、これが一緒になるとわかりづらいということは申しあげておきます。少しどうなのでしょう、目線が違うといえますか、見解の相違と申しますか、簡潔でわかりやすいというようなご答弁をいただいて、また詳細については委員会のほうでお尋ねをいたします。

もう1点なんですけれども、2点目、地域振興課長さんにお尋ねをいたしました。ご答弁いただきました。ありがとうございました。

コミュニティのことを多分長々と言われた、これ私は否定はしませんが、例えで言っていたのでしょう。ちょっとわかりづらかったので、改めてお尋ねをいたします。

平生町参加と協働のまちづくり条例なんですけれども、町の責務とした見出しの第6条ですよ、この3の項には、ちょっと読んでみます。「町はまちづくりに関する重要な政策及び計画並びに条例、以下（政策等という）の立案、実施、評価のそれぞれの過程において住民に対してわかりやすく情報を提供します」というふうにあるんですよ。ですから、今これ平生町総合計画条例が議題のテーマでございますから、この条例をつくるに当たって、立案時に住民に対してわかりやすく情報が提供されていまして、今がそういう時期なんですか、それとも前段でまだあったんでしょうかということ、申しわけありません、お尋ねしたかったんですよ。今後、そのことをお尋ねしておきます。

それと今、地域振興課長さん言われましたので、今後、課制条例との絡み、少しアドバイスいただいたんですけど、課制条例との絡みは、この所管事項としてこのことがどう取り扱われるのか、ちょっとお尋ねをしておきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ご質問いただきましてありがとうございます。地域振興課長、総務課長からご答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 友田地域振興課長。

○地域振興課長（友田 隆君） ご質問ありがとうございます。

先ほど1点目が、参加と協働のまちづくり条例の政策立案に対する条項に住民がどう参画するかというような部分であろうと思います。これについては、総合計画のスケジュールのほうでも

昨日申しあげましたように、まずは住民の方にご意見をいただくという部分で、まず9月30日から10月25日にかけて、まちづくりアンケートをさせていただいており、その意見を、集約を分析含めてしているところでございます。

あわせて、若い方、また今のアンケートに参加できなかった方、いろんな方が町内にもいらっしやると思いますので、今後は若い方においては、小学校、中学校、高校と出前講座を開催して、いろんな若い人の意見を聞く、またまちづくり懇談会というものを開催させていただいて、いろいろなお意見をいただくというところで、この総合計画の政策、将来像、目標に対するいろいろなお意見をお聞きしながら進めたいというふうに考えております。

もう1点については、総務課のほうからご回答させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ご質問の課制条例の絡みについてお答えさせていただきます。

基本的に条例全般につきましては、総務課が所管いたしておりますので、内容についても、当然協議をさせてもらいながら、所管課としては総務課、また実際に運用をしていく中では、地域振興課ということで、取り組みを進めているところでございます。

ただ、ご質問の趣旨がよくわかりかねますので、そういった答弁になりますけれども、申しわけございません。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは最後にお尋ねをいたします。

私の話し方がへたなんでしょうね、申しわけありません、そのことはおわび申し上げます。やはり見解の相違というか立場の違いがあります。それを話すのが議会でもあり、委員会でもあるということで、ご了承のほどお願いをいたします。

まず、私、総合計画条例は、中身は最初に策定条例と審議会設置条例じゃないかというふうに申しあげました。今まで、こういった条例はなかったんですね、いわゆる地方自治法上の上位法をもって、町でそれぞれ総合計画、いわゆる基本構想の中で議会の議決事項として掲げている、これはそれでいいんです。今後は新しく、その計画、こういう計画を立てることによってまちづくりを進めていきます、総合計画条例の中身じゃないです、その設置根拠について、お尋ねをしていたわけなんです。そうすると町の責務として、そういう計画を立てたことによって、町の今後の将来像を決めていきますという、これ根拠条例なわけですよ。申しわけありません、私言いが悪いですね。そのときに、町は重要なまちづくりに関する重要な政策とか計画とか条例を立案、実施、評価の段階で、住民の皆さん方に、それぞれわかりやすく情報を提供しますというふうに努めるというふうに参加と協働のまちづくりで町の責務としてうたわれているんですよ。

そうすると、平生町総合計画条例、中身じゃないんです、こういう条例をつくって総合計画を

策定して、今後やっていくという根拠、根拠なわけですよ、この条例をもとに、だから、この根拠をこういう形でやっていきますよというふうに決めて、条例を定められていくわけですから、これに対しての住民の皆さん方に対する情報提供とかというのは、この町の責務でうたわれていますが、どういうふうにされたんでしょうかということで経緯をお尋ねをしたんです。改めてそのことをお尋ねをいたします。

それと、ご質問の趣旨、聞き方が悪いというの、済みません、本当、言葉、語彙が私少ないもので大変失礼しているんですけども、この総合計画条例の13条では、庶務として地域振興課において処理するというふうに書いてありますので、所管事項としては課制条例また所管事項で規則を定められていますよね、これはどうなるんでしょうかと、ただ単純に思っただけのことなんです。済みません、再度ご答弁お願いします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 済みません、ご質問の私趣旨がよくわからなかったんですけども、基本的に今回これ平生町総合計画条例つくりましたのは、ご承知のとおり、地方自治法の中から平成23年に削除されたというか、この総合計画の根拠がなくなったということでございます。

でも、現在今続いているわけですね、平生町総合計画はまだ時期がありますけども、今度次につくるとき何を根拠にするのということになりますので、基本的にこの総合計画条例というものを位置づけて、この条例の中で位置づけることによって、今後の総合計画にも基本的には変えるつもりはありませんが、根拠はなぜつくるのかという根拠として、この平生町総合計画条例をつくらせていただいております、中身について、もちろんいろんな条例ございますので、条例には上位、下位にはなりませんので、その中でどのようにつくっていくかというのは、いろんな条例を見ながら、今後その総合計画の中でやっていかなきゃいけないものでございまして、先ほど申されたとおり、いろんな条例に反しないようにしながら、その総合計画つくっていきますよということございまして、あくまでもこれは総合計画をつくりますと、今後もつくりますということをおかないと、根拠がなくなるということで、まず総合計画の根拠法をつくらせていただいたということございまして、そんなに何ていうんですか、特別に今後新しいものをやっていこうとかそういう趣旨じゃなくて、今までと同じ総合計画を今後もつくっていきますよという根拠をつくるための条例だというふうに私は考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 失礼しました。先ほどの課制条例につきましては、地域振興課が所管いたしますけども、内容的には町政の振興に関する事、その分野での取り扱いと考えております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 地方公共団体は、ひとり立ちをなさいよということだと思うんですよね。地方自治法で全部今まで定めたけど、今度は特別に定めんからあなた方はよく考えてやりなさいと、今までのように10年計画をつくってやるんじゃないかと、よく考えてやりなさいということだと思います。

それで、一つ聞いてみたいのは、今まで総合計画の準備をしておられる資料の配布をさせていただいております。これも10年になっているんですね、10年を想定しておられるんです。これは、どうも私10年というのは疑問を持つんです。やっぱり特にいわゆる4年に1度の町の選挙や議会の選挙がございます。そうすると10年でしばるとというのが、町長の選挙の争点になったり、どうなるかという問題もありますので、そういう点では自分たちの頭でよく考えて総合計画をつくるという趣旨に基づいて、年数もちゃんとそういったいろんなことを考えた年数でやっていただきたいと思いますので、それについての、できた後の運用について、ちょっと考えを聞いておきたいと思います。

それと、この条例今、河内山議員のほうから話がございました。初めてこういうことをするわけですから、多分、総務厚生常任委員会に付託されて議論されると思いますので、余りこれに執行部のほう固執されなくて、いいもんつくっていいこうというスタンスで、例えば修正の意見が出れば、一緒に考えるという姿勢で審査を進めていただきたいというのが一つです。

その中身としてあるのが、やっぱり最初言いました、趣旨です。やっぱり目的がふさわしいと思うんです。何のために、この条例をつくるのかということですから、これ私の意見ですよ、それは議論してほしいと思います。

それともう1つ、所管課、庶務のことが書いてあります。この地域振興課という表現に私は、これから課制条例を変える度にこれを変えないといけなくなるんです。そういうことを考えればやっぱりもっと自由になると、こういう束縛はできるだけ避けたほうがいいと思うんです、課制条例変えたらこの条例も変えないといけなくなりますから、そうなったらほかに表現はないのかなど。

また、その庶務というのが必ずいるのかどうかということも含めまして、ちょっと柔軟に考えて委員会の審査をされて、みんなで考えていい条例をつくっていただきたいと思いますので、町長の考えを聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

もちろんこれにしてくださいという意味ではございません。これは提案をさせてもらっているわけですので、委員会のほうで十分ご議論いただいて、よりよいものになるのが一番いいだろうと、私もそう思っております。

それから、年数が長いんじゃないかと10年間、おっしゃるとおり10年間は確かに長いと思

います。半分でもいいかなと思うんですが、ただ、前期、後期でやっていますんで、その辺は一つの町としての基本的な構想でありますので、ある程度のスパンを持って計画しないと、単年度、単年度で短い期間、短い期間で変わっていけば、また町民のほうも、同意したら、また変わったのか、また変わったのかという感じになるので、長いスパンはそれでいいと思います。ただ、おっしゃるとおり、変更はできますので、変更するときは議会の議決を得れば変更ができます。

ですから、例えば町長が変わりまして、新しい町長が、これちょっとおかしいんじゃないかということで、これはもう少し変更しようというのであれば、それは総合計画の変更をすれば、その新しい町長の施策が入ってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、短いスパンがいいのか、長いスパンで考えるのがいいのかというのも、それもご一緒に議論させていただきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、委員会のほうで、十分ご議論いただくようによろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第51号で、第1条のところに常勤、常時勤務するを勤務に、それから臨時的任用職員を臨時の職または非常勤の職に占める職員に改めるところになっているんですが、改めて、平生町の職員定数条例を見ますと、職員とはとあって、議会、町長、選挙管理委員会、監査委員会、教育委員会及び農業委員会の事務局に常時勤務する地方公務員、こうなっているんですけど、それを勤務に改めるといふふうに条例ではそうなっております。このことが、要するに会計年度任用職員を常時勤務する職員に、会計年度任用職員を充てる根拠となっているのではないかと思います、その点についてお尋ねをいたします。

それから、続けてお尋ねをしますが、現在の任期の定めのない常勤職員は、何人いらっしゃるのでしょうか。それから、非正規と言われる職員の方々が何人なのか、今現在。

それから、特別職から会計年度任用職員に移行される方が、ここに給与表がずらずらと出ておりますのでわかるんですけど、これは一体何人おられるのかということと、それから臨時または一般職の非常勤職員が、今何人おられて、その方が会計年度任用職員にどれだけの方が移行さ

れるのか。

それから、任用に際しては、試験または選考という形になっていると思うんですが、これは、平生町の場合、これからどうなるのかと。

それから、会計年度任用職員の中にも、パートの方とフルタイムの方が出てくると思うんですが、その割合というか、人数はどうなるんでしょうかということ。

以上、まずお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 細かい数字もございまして、総務課長から答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の数点のご質問に対して、それぞれ回答させていただきたいと思っております。

まず、定数条例の関係ですけれども、ここの議案にございますように、その常勤の職員ということら辺を職員と改めるという形にしますので、将来的には常勤の職員だけではなく任用もできるという形を想定したものだというふうに考えております。

それから、任期の定めのない職員は何人いるのかということでございますけれども、今現在、一般職員として114名おりますけれども、こちらは任期といいますか定年制がありますので、それまでは勤めることができるというふうになっておるかと思っております。

それから、改正された後の人数は何人かということ（「非正規が何人か」と呼ぶ者あり）非正規は何人、済みません、非正規につきましては、いわゆる臨時的任用職員、最後のほうのご質問ともかぶってしまいますけれども、臨時的任用職員が112名現在おります。嘱託員が別に56名ということで、全体で考えれば168名になろうかと思っております。

それから、今後、特別職に移行するのは、条例の改正の中にごございましたけど、その分野の間で、その相当する人数がこちらの特別職としての形で残ってくるかと思っております。

あと、採用に当たって試験とか選考とかはどう考えるかという話ですけれども、基本的には募集をいたしまして書類選考並びに面接試験を行いたいと考えております。こちらにつきましては、必要に応じてということになるかもしれませんが、そういった選考方法を考えているところでございます。

それから、任用につきまして、パートタイムとフルタイムの割合はということでございますけれども、これは今後、これからのことになりますので、今現在、はっきりした数字割合は申しあげておりませんが、今後の対応で考えていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それで、会計年度任用職員ということですので、4月1日から

3月31日までの1年限りということになるわけなんですけど、続けて働きたいという人もいっぱいおられるし、続けて働いてもらわなければ余人にかえがたいという日ともいらっしやると思いますので、その辺がうまいぐあいに、3月31日まで働いて、また4月1日からもすぐ働けるという形がとれるのかどうなのか、そうすべきだとは思いますが、空白期間を設けるとかちゅうことはしないほうが良いと思うんですけど、その点を一つお尋ねしたいということと。

それから、民間企業の場合でしたら、そういう形で何年か継続して働いたら正社員になれるというような制度があるわけなんですけど、会計年度で区切ってしまったら、そういうふうになれる道が閉ざされるんじゃないかという心配もあるんですけど、その辺についてはどうですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えします。新たにそういう、新しい名称で非常勤職員が変わるわけですが、基本的には中身は私は変わらないというふうに思っております。中身という言い方は変ですけども、当然、1年間勤めて、次の年も勤めるということはある得だと思います。

ただ、もう一つの何年かずっと働けば正社員になれるっていう、あれたぶん派遣法の話ですよ。派遣法で派遣された職員の方が5年でしたか、以上そのままずっと雇っている場合は職員をとるときにはその方をとらなきゃいけないという規定は確かにございますが、うちは派遣法による派遣は受けておりませんので、基本的に。その要項は当てはまらないと思いますし、私もよくわかっていないんですけども、当てはまるとしても、これうちは基本的に試験と。試験を受けて採用されるということでありますので、当然、そういう方がもし町の正職員になりたいと、正職員という言い方も変ですけど、職員になりたいのであれば、試験を受けていただいて合格すれば、そのまま職員に採用されるということはある得だと思います。

私もあまり知らないんで、総務課長に補足させていただきます。

○議員（10番 河内山宏充君） 議長、ちょっと休憩していただけますか。

○議長（中川 裕之君） 暫時、休憩します。

午前9時47分休憩

.....

午前9時47分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 補足してお答えさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、基本的に1年間が任期であります。その後につきましては、本人の意向調査を事前にさせていただこうと思っておりますので、職種によっては、1年限りではありますけれども、複数年そこを勤めることも可能だろうと思っております。また、正規の職員への移行というふうになりますけれども、基本的に職員は試験を受けて採用するものでありますので、長年勤務しているからといって、そのまま正職員に移行するというものではありませんので、

試験を経ての採用になると思っています。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 会計年度任用職員として働きながらも、職員の募集があればそれに応募をして、ちゃんと試験に合格すれば、常勤の職員になれるという道はあるという答弁でした。ただ、私はこの任期の定めのないその常勤職員が中心で、これまでいろいろ仕事をしてこられたと思うんですけど、そのある程度の権限とかも持ちながら、やってこられたと思うんです。そういう人たちを1年限りの会計年度の任用職員がそういう役割をこれから果たしていく部分がかかなり増えてくるんじゃないかというふうに思っております。そういう点では、裁判官なんかは身分がちゃんと保証されて、安心して判決が出せるというようなことになっておりますけど、やっぱり身分がちゃんと安定して、町民のために一生懸命働けるというような体制であるのが理想だと思いますので、会計年度任用職員をこれから増やしていくということについては賛成しかねますので、そのことだけは申しあげておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例について質疑を行います。質疑はありますか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 会計年度任用職員の場合、フルタイムの方とパートの方と2種類が存在するということになっておりますが、フルタイムの方には期末手当、それから退職金などの支給の対象になると、こういうふうになっております。1年1年に退職金を払うということになるんだろうと思うんですけど、その辺のことをちょっとお尋ねをいたします。フルタイムの場合は、期末手当も含めて普通の常勤の職員の方と同じ扱いになるのでしょうか、この辺は。

それから、同一賃金、同一労働というのが原則なんですけど、その辺とのかかわり合いでどうなるのかということ、ひとつお尋ねをしたいと思います。

それから、パートの方については、期末手当の対象になって、支給できるということになっておりますが、支給しなければならないというふうになっているわけではありませんので、その辺はどうなるのかということをお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長にちょっと答弁させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、フルタイムとかパートタイムでの違いと言いますか、期末手当の関係でございますけども、期末手当については、フルタイムは当然その対象となります。またパートタイムについては今の考え方でいけば、常勤、フルタイムのほう会計年度任用職員の4分の3以上を対象とするような形で今、考えているところでございます。在籍につきましては1年ごとというのではなく、その任期を終えて、例えば違う自治体で採用される場合もございますので、その間通算して、最終的に退職されたときに支払いが生じるものであらうと思っておりますので、年度年度ごとではございませんので、そういう扱いになってこようと思っております。

それから、パートの期末手当につきましては、先ほど申しました4分の3を基準として考えているところであります。同一賃金同一労働の考え方でございますけれども、基本的に常勤といえますか、フルタイムとパートタイムでは仕事内容も若干変わってくるだろうし、また責任も重さが違って来るだろうと思っておりますので、そういった意味での格付けのある場合も想定はできるものと考えております。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 順序が逆になったんですけど、フルタイムって言われる方は、勤務体系が常勤職員と全く同じという形になるのかどうなのかということと、パートという場合は、勤務時間が一週間のうち3日だとか、1日のうちに半日ずつ勤務するとか、その辺の差はどこでどうなるのかというのを教えていただきたいのと、今実際、常勤職員ではない立場で働いておられる方が、さっきも百何人とかっていう話がありましたけど、そういった人たちの処遇が、いわゆる給与という形での処遇がよくなるのか、悪くなるのか、その辺ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 総務課長に答弁させます。

○議長（中川 裕之君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今の3点のご質問に対してお答えさせていただきます。

まず1点目、フルタイムは今いる職員、常勤職員と同じなのかと、時間的に同じなのかということでございますけども、基本的に常勤職員と同じ時間をフルタイムという形で適用と言いますか、該当するものとしております。

また、パートの勤務時間につきましては、例えばフルタイムが常勤職員と同じということでありますので、それ以外の勤務体系がパートタイムに属するものと考えております。失礼しました。

最後に、処遇が給与についてよくなっているかどうかということでございますけども、今、庁内で一般の補助的な任務をしていただいているが、県の最低賃金をクリアする830円で規定い

たしておりますけれども、今度、会計年度任用職員の給与関係につきましては、一般職の給与の給与表のある部分を採用いたしますので、830円よりはかなり上回るというふうに考えております。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時15分といたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま、松本武士議員から議員提出議案として、意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書が提出されました。これを意見書案第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） ご異議なしと認めます。よって、この議案を意見書案第1号として日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1. 意見書案第1号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは、上関原子力発電所建設計画に関する意見書の議案提案について説明をさせていただきます。

上関原発計画については、政府のエネルギー基本計画に原発の新規建設の言及はありません。ただいま、中国電力が上関町田ノ浦でボーリング調査をしていますが、それはすぐ中止すべきです。

また、山口県議会でも2011年6月に原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書の中で、本県においては上関町における原子力発電所の建設が計画されているが、国の責任において国全体のエネルギー政策の見直しの中で、上関を含む原子力発電所の新增設計画の位置づけの明確化や万全な安全体制の確立など、下記に掲げる町課題の解決がなされない限り、本建設計画を一時凍結せざるを得ない状況と考えるとされております。

また、平生町議会においても同年月、原子力発電所建設計画に関する意見書が全会一致で可決されており、この中で1、安全性が確立されていない、新設及び増設計画を凍結することとあります。平生町は上関原発建設予定地から20キロ圏内であり、過酷事故が起きた場合、東日本大震災福島原発事故のような広範囲な放射能汚染による財産権、生存権の侵害が発生する恐れがあります。このため、平生町及び町民に対して国、県、中国電力、事業者が丁寧に説明し、意見を聞き、理解と信頼を得ることが重要であります。よって、日本政府や山口県、事業者である中国電力に次のことを強く求めます。

現在の上関原発予定地のボーリング調査を直ちに中止し、新しい安全基準、避難方法が示されたことを、平生町及び町民に説明し、意見を聞き、理解と信頼を得、住民投票にて賛同を得てから処置すること。なお、この意見は上関原発計画に賛成、反対の意見を示すものではありません。手続の方法を意見するものだとお考えください。議員の皆様方におかれましては、慎重にお考えの上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） この意見書ですけれども、これを今回提出された目的、それからこれを提出することによって、どういった結果を導き出したいのか。国とかに出して意見をする、その意見がもし提出先の方に賛同を得て、その意見が成就するとします。そうすることで、どういった結果を求めているんですか。

あと、この意見書、添付されていますけれども、この意見書のこれも参考ということですよ、恐らく。こういった内容のものを意見書として提出してほしいということだと思いますけれども、まずその手にされているその文書です、上関原子力発電所建設計画に関する意見書から一番下の提出先、最後、中国電力（株）のところまで、これを書かれたのはどなたですか。以上、お願いします。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 河藤議員のご質問にお答えします。提出したことによって国、県、事業者がどのように対応されるかを想定しているのかというご質問だったと思うんですが、まず事業者においてはボーリング調査を中止していただけるのではないかとということ、あと国、県においては安全基準、避難方法及びがこういうふうに確立されたので、しようということを平生町民に説明していただけるものだと思っております。あと、住民投票というものです。こちら辺を国のほうで法的に認めていただけるとありがたいなと思っております。

最後に、提出先のほうですが、最後に書いてあるのは誰が書いたのか、これは私が書いております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） お答えいただきありがとうございます。ということはこれを出すことによってボーリング調査を中止、町民への説明、あと住民投票の実施、この3つが目的ということでしょうか。これで実施さえすればいいということでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） お答えいたします。ええ、そのとおりでございます。3つ、この「強く求めます」の下に入っている文書の中の目的を考えれば、その3つになります。よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。村中仁司議員。

○議員（12番 村中 仁司君） この中に平生町は上関原発を予定地にしたら20キロ圏内にあり、過酷事故が起きた場合、東日本大震災、福島原発のような広範囲による放射能汚染、財産権、生存権の侵害を発生する恐れがあるというふうに書いておりますが、この安全性というのは当時のまま、大震災、東北の大震災が起きたけど、原発の安全性は当時のままか、そして今は既にかなり進化して変わってきているのか、そういったところが車でも一緒ですけど、今、自動運転とか電池もリチウム電池が出てきたりしてから進化しております。その原発の安全性に対する進化というのは、どういうふうなものか、ちょっと伺いたしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは、村中議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、私、中国電力の事業者でもありませんし専門家でもありませんので、私の把握する福島原発事故が起きてからの国または事業者の対応、あと原子力規定委員会が定めている新規制基準を、私が把握した上での私の考えだと思ってお聞きください。

福島原発事故において、いろいろとそれを教訓に新たに原子力規定委員会が新规定基準というのを設けております。テロ対策、あとは放射性物質の覚醒、抑制対策、格納容器破損防止対策、あと炉心損傷防止対策、ここら辺がまた新設されています。強化されたのが、内部漏水に対する考慮とか自然現象に対する考慮、あと火災に対する考慮、電源の信頼性、その他の設備の性能、あと耐震対津波制度、ここら辺が強化されております。私の把握しているのはその程度です。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中村武央議員。

○議員（2番 中村 武央君） 済いません、2つほど確認をさせてください。意見書の中に表現があります、現在の上関原発予定地のボーリング調査を直ちに中止し、という文言があるかと思ひます。恐らく事業者は、適法な手続により調査の許可を得て、事業を行っているのではないかと思ひますが、その事業者等に対して地方議会が本町議会が直ちにその行為を中止せよという意

見をするということによろしいのか、ということが一つ。

もう一つ、住民投票にて賛同を得てから着手することという表現がありますけれども、これは提出先の誰に対してこの求めをするのか、この2点についてお答えをお願いします。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） それでは、中村議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

事業者のほうも法的に問題ないということで、ボーリング調査を始めていると思うんですが、ただ、先ほども申しましたように、原子力発電所が過酷事故を起こした場合、私たちの生活が脅かされるという点に関して、私たちもある程度の意見を示す権利はあるんじゃないかなと思っております。昨日の一般質問の中でも、上関原子力発電所建設計画に係る知事意見というものの、町長との一般質問の中で示していただきましたが、この中でも国の明確な責任で原子力発電の安全性に対して、県民への不安解消等に最大限の努力を行うことと書いてあります。そこら辺が払しょくされていないと思ってはいるんです。今の時点でボーリング調査というものをやる前に、その前に私たちの不安、安全対策、そこら辺を説明しないのかと、そういう私の気持ちがあります。そこら辺をご理解いただきたいなと思います。

もう一点なんですが、住民投票というものをどこに対して出すかというご質問だったと思いますが、私の思いと言われれば国または県において、原子力発電所を新規に建設するのであれば、法的にその周りの自治体が住民投票にて、一自治体だけではなく、住民投票にて賛否をとって、それで了解を得てから建設に移るといった法的手段、私の考えですが、そういうものがあってもいいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。中丸和則議員。

○議員（1番 中丸 和則君） この意見書は松本議員の個人としての意見なのか、それとも立憲民主党の意見としてなのか、ほかの議会でもそういう意見書が出ているのかという質問です。

○議長（中川 裕之君） 松本武士議員。

○議員（5番 松本 武士君） 中丸議員のご質問にお答えします。

立憲民主党は原発ゼロを掲げておりますので、これにも適応しますし、私個人的にもこの上関原子力発電所には反対しております。

それで、ほかに意見書がほかの自治体から出ているかということなんですが、現在、光市議会では意見書が出ております。19日の議会運営委員会にて審議されるそうです。あと過去には2011年のことを言えば、岩国市、周南市、下松市、光市、柳井市、周防大島町、田布施町から出ております。ほぼ凍結の意見ですが、周南市は注視、周防大島は認めることができないという意見でした。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第3. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第3。

お諮りいたします。議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算から議案第53号平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書については、会議規則第35条第1項の規定により、初日に配布した付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第42号から意見書案第1号までは、各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月20日午前9時から行います。

午前10時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 松 本 武 士

署名議員 赤 松 義 生

議事日程(第3号)

令和元年12月20日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第43号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第44号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第45号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第46号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第47号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第48号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第49号 平生町総合計画条例
- 日程第10 議案第50号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第53号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 日程第14 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第42号 2019年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第43号 2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第44号 2019年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第45号 2019年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第46号 2019年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第47号 2019年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第48号 2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第49号 平生町総合計画条例
- 日程第10 議案第50号 平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第5 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 議案第5 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第5 3号 平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 日程第14 意見書案第1号 上関原子力発電所建設計画に関する意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（9名）

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	5番 松本 武士君
6番 赤松 義生君	8番 岩本ひろ子さん
11番 平岡 正一君	12番 村中 仁司君
13番 中川 裕之君	

欠席議員（3名）

7番 河藤 泰明君	9番 細田留美子さん
10番 河内山宏充君	

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君	書記 天艸裕太郎君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	浅本 邦裕君	副町長 ……………	高木 哲夫君
教育長 ……………	清時 崇文君	会計管理者 ……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
地域振興課長 ……………	友田 隆君	町民福祉課長補佐 ……………	岡本 治典君
税務課長 ……………	池田 真治君	健康保険課長 ……………	中尾 和正君
産業課長兼農業委員会事務局長 ……………			吉岡 文博君
建設課長 ……………	高岡 浩行君	学校教育課長 ……………	河島 建君
社会教育課長 ……………	兼末 仁君		

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、岩本ひろ子議員、平岡正一議員を指名いたします。

ここで町長から定例会初日の一般質問に対する答弁について補足をしたいという申し出があり、発言を求められましたのでこれを許可します。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。発言をお許しいただきましてありがとうございました。

平岡議員の新庁舎建設の財源対策についての御質問に対します答弁の中で、誤解の生じる懸念があります表現がございましたので、説明を補足させていただきたいと思っております。

新庁舎の建設経費につきましては今年度新たに出すというものはございません、と説明させていただいておりますが、契約を締結する上での補正として計上を予定いたしておりますので補足説明をさせていただきます。

当初予算におきましては通常の発注を想定しました基本設計業務と地質調査業務を計上いたしておりましたが、施工期間の短縮や事業費の抑制等の理由によりまして、本事業は先に設計施工一括発注方式での取り組みをさせていただくことを御報告させていただいております。

その後、この方式でのプロポーザルでの参加の公募をいたしましたところ、実際に参加者がありましたことから、今後この方式を踏まえた予算の取り扱いをしていく必要が生じたところであります。新庁舎整備事業は設計施工一括発注となりますことから関連経費全体での契約を取り交わすもので、条例で定めてありますとおり、議会の議決に付すべき契約に該当しますので、早期の契約締結に向けて早い時期での御審議をお願いしたいと考えており、複数年度にわたる契約でもありますことから予算におきましても、その定めが必要となってくるものであります。

内容につきましてはスケジュールも含めた施行内容等は事業者によって違いもありますので、協議の上、進捗予定の費用分について各年度で計上することになりますが、今年度においては現時点では例外的なものを除き、現行予算で対応できるもののみとし金額の追加は生じないものと考えております。

しかしながら、今年度に対応できる施工期間が短くなっており、次年度への業務のずれ込みも想定されますので、その金額へ減額修正することも必要となってくることも想定されます。併せ

まして、これまで財産管理費での予算措置としていましたが、取り組みを明確にするため、予算費目を新設いたし、関連費目を振り替えたいと考えております。

また、来年度以降の予算におきましても業者の取り組みが可能なスケジュールと照らし合わせながら措置をしていく必要があります。

これらのことから、新たに今年度の予算の金額として追加いたすものはございませんが、契約を取り交わすために必要な措置をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたすものであります。

なお、誤解を招くような表現となりましたことにつきましては、情報共有において内部での認識に差異がありましたことは正直なところであり、お詫び申しあげ、今後このようなことのないよう進捗状況等におきましては担当から密に報告をさせ、認識を一つにいたすよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

日程第2. 議案第42号

日程第3. 議案第43号

日程第4. 議案第44号

日程第5. 議案第45号

日程第6. 議案第46号

日程第7. 議案第47号

日程第8. 議案第48号

日程第9. 議案第49号

日程第10. 議案第50号

日程第11. 議案第51号

日程第12. 議案第52号

日程第13. 議案第53号

日程第13. 意見書案第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算から日程第13、議案第53号平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例及び日程第14、意見書案第1号上関原子力発電所計画に関する意見書までの件を議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に対し、委員長の報告を求めます。

岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） それでは、総務厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

総務厚生常任委員会は12月17日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算、条例についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりましたが、意見書案第1号については賛成少数で否決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第42号の地域振興費のひらおファンクラブについて報償費、使用料の内訳について質疑があり、それぞれ抽選会の景品及び食材費の経費に対するお礼、会場の使用料の経費であるとの回答がありました。そして全体の経費についての質疑があり、約70万7,000円であるとの回答がありました。また、消耗品については、絵画の寄贈に伴う額縁購入の経費であるとの回答がありました。議案第42号については、反対、賛成討論はありませんでした。

議案第43号、議案第46号から48号まで質疑はありませんでした。

議案第49号の第1条について、趣旨ではなく、目的として定義した方がいいのではないかと質疑に対して、計画の策定に重点を置いて、町民の意見を聞きながらやっていくスタンスでいきたいと考えているとの回答がありました。第15条の審議会の庶務のところ、地域振興課の課名が機構改革をすると変わってしまうがこれについてどう考えているのかとの質疑に対しては、その時は条例改正を行い、町民にわかりやすくしていきたいとの回答がありました。また、委任について、委任先を限定するというで規則とした方がいいのではないかと質疑に対して、条例には施行規則があるが、それが最初の規定の仕方だと思うが、そこまで必要ないという判断があれば、もう少し簡単な定め方になると思うとの回答がありました。議案第49号については、反対、賛成討論はありませんでした。

議案第50号から議案第53号までは質疑はありませんでした。

意見書案第1号について、基準をクリアするための調査をやっているときなので意見書を提出する必要がないのではないかと質疑や、ポーリング調査の再開が予定されているのであれば、もう少し様子を見てやってはどうかという質疑がなされました。意見書案第1号については、反対、賛成討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 御報告いたします。

産業文教常任委員会は12月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。それぞれの議案について執行部に説明を求め、質疑を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、全会一致で全ての議案が可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。

議案第42号の環境保全費において、空家等対策計画の策定状況について質疑があり、本町に

においては平成30年3月に策定し、これに基づいて対策を講じているとの回答がありました。また、国の補助対策に対応できているのかとの質疑に対して、危険な住宅の除去が想定されるが、補助制度の活用について今後検討を行いたいとの回答がありました。また、危険な住宅に起因する損害が生じた場合はどうなるのかという質疑に対して、使用者については民事上の責任が生じてくるとの回答がありました。

土地改良事業費において、水路の建設について建設が必要な理由について質疑があり、県整備の農免農道からの雨水対策として地元から要望があり、県事業で施工することになったためとの回答がありました。

漁港建設事業費の当初予算において、1,200万円の水産物の物揚げ場の工事請負費が658万4,000円の減額となっているが、半額で完成したのかという質疑に対して、前年度工事の入札減により、延長が伸び、今年度の事業量が減少したため減額となったとの回答を得ました。

小学校の学校管理費において、濾過器の保守整備についての質疑があり、委託業者へお願いしているとの回答がありました。

この議案第42号については反対、賛成とも討論はありませんでした。

議案第44号については、下水道整備費の減額の内訳について質疑があり、下水道整備費の人事異動による人件費の減額によるものとの回答がありました。議案第44号については、反対、賛成とも討論はありませんでした。

議案第45号について、漁業集落排水施設管理費の無線局の再免許の手数料について質疑があり、マンホールポンプの無線通報装置の再免許の申請費用であるとの回答がありました。また、無線従事者の人事配置について質疑があり、無線局の出力が一定電力以下のため、従事者の配置は必要ない旨の回答がありました。議案第45号については、反対、賛成とも討論はありませんでした。

以上が主だった内容です。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず議案第42号から議案第48号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第42号から議案第48号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第49号から議案第53号に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第51号と関連する53号について討論します。

今回の条例改正は住民の命と暮らしを守り、地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換です。また、公務の運営のあり方そのものを変質させる危険性を含んでいると言えます。部分的に見れば改善される点もありますが、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が崩れている状況や国や自治体に進められてきた非正規化を追認し、固定化するものです。もともと、住民の命や暮らし、権利を守る自治体の仕事は恒常的かつ専門性が求められ、臨時的で非常勤的な職員が担うことは想定されていませんでした。

今回の条例改正で、臨時・非常勤職員の多くが会計年度任用職員に移行しますが、問題の第一は任期の問題で、会計年度内を超えない範囲としていることで、更新しないことに対して根拠を与えるものとなります。

二つ目に、これまで雇用の中断は不適切、是正すべきとされてきましたが、学校給食調理員など学期単位の任用による空白期間は不適切とは言えないとされており、例外的な雇用中断が残る可能性があります。

三つ目に、フルタイムとパートタイムの規定があり、その間には大きな格差があります。

四つ目に、一般職の地方公務員になるので地方公務員法に規定された公務上の義務、規律、人事評価が適用されます。労働条件では正規職員と格差を残したまま、正規職員並みの義務や規律、処罰は正規職員並みということは矛盾をしています。

五つ目に、給料水準でも下がるようなことはないという答弁がありましたが、同一労働同一賃金ガイドライン案を踏まえとしながらも正規と非正規の差が厳然と残され、フルタイムとフルタイムに近い任用職員には支給される期末、退職手当についてもしなければならないではなく、支給される、支給できるとされていることは、財政事情によっては支給しないことも想定できます。

最後に、民間準拠が原則の公務の職場においても、有期雇用を無期雇用に転換できる仕組みがあってもいいのではないのでしょうか。採用試験を受ければ正規職員への道が開かれると言われますが、苦勞されて働き続けられた方にはそうした道も開くべきだと思います。

以上で反対討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で議案第49号から議案第53号に対する討論を終了いたします。

続きまして、意見書案第1号に対する賛成討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今回の上関原子力発電所建設計画に関する意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

今、上関町の現地の海域においては中国電力によりボーリング調査の取り組みが行われ、この間、祝島の漁民の方々が当地で漁をされているためにボーリング調査はなかなか進まず、今後あの海域が冬の間荒れるということで4月頃までボーリング調査そのものは延期をされることになりました。

今、上関の原子力発電所の建設計画については、原子力安全委員会においてその計画の審査がたなごらしにされているような状況になっているところであります。

一方、国の方では向こう2年間新增設は行わないと、こういうことになっておりますが、その2年先を見越しての今回のボーリング調査の取り組みでありました。ということは、中国電力においては上関原子力発電所の建設計画の意欲は十分に持っているということが伺えます。

福島原発の事故のことを考えてみる時に、隣接する私たち平生町は万が一の事故の時には取り返しのつかない大きな被害を受けることが想定をされます。そうした重大な建設計画があるにも関わらず、隣接の長として今黙っているものではないと考えます。今回の意見書の中で、新しい安全基準、避難方法が示されたことを平生町民及び町民に説明し、意見を聞き、理解と信頼を得、住民投票にて賛同を得て着手することというふうに求めておりますが、このことが今、平生町にとって求められていることではないかというふうに考えます。

こうした理由から私はこの意見書案について賛成をいたします。

○議長（中川 裕之君） 次に反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で意見書案第1号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第42号2019年度平生町一般会計補正予算を採決いたします。

議案第42号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第43号2019年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第48号2019年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第43号から議案第48号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第49号平生町総合計画条例を採決いたします。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第49号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号平生町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第50号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第50号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第51号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

議案第51号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第51号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第52号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第52号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第52号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第53号平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例を採決いたします。

議案第53号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第53号は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、意見書案第1号上関原子力発電所建設計画に関する意見書を採決いたします。

意見書案第1号に対する委員長の報告は、否決でありますので原案について採決いたします。意見書案第1号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は否決いたしました。

日程第15. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第15、委員会の閉会中の所管事務等の調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、2019年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 平 岡 正 一